

国際平和と有徳

神田 嘉延（鹿児島大学名誉教授）

International Peace and Virtuous

KANDA Yoshinobu (Kagoshima University Professor Emeritus)

キーワード：稲盛和夫の平和論、世界連邦構想と近代の平和思想、人間の安全保障と発展途上国問題、日本の伝統的平和文化論、日本の近代における戦争と平和

はじめに

「平和で暮らしたい」、「戦争はいやだ」というのは、多くの人々の共通の願いである。人類は、古代国家から戦争を絶えず続けてきた。その都度、戦争の悲惨から人々は平和を願ってきたのである。なぜ、戦争を起こすのか。いつの時代も民衆の最大の為政者に対する疑問であった。

現代は、科学技術の発達によって大量破壊兵器が開発された。その典型が核兵器である。現代の戦争は、地球全体の破滅につながりかねない恐ろしさをもっている。現代戦争の兵器は、一瞬にして多くの人々を死に追いやり、何年も後遺症で苦しんでいかねばならない。戦争を起こさない世の中をどうしたらつくれるのか。それは、現代の人類の持続可能な社会をつくっていくうえで緊急課題である。

戦争は国家、宗派、民族、地域の統治者によって引き起こされる。民衆は誰でも平和で暮らすことを求める。戦争は、個々の人々の争いではなく、国家等の統治者の意志によって起こされる。この意味で為政者、政治家、教育者、経済人、言論界・マスコミ等社会リーダーの平和に対する有徳問題は決定的に重要である。

戦争は、個々の争い、憎しみの意識問題に還元できない。個々の人々の意志は、為政者、政治家の戦争動員、戦争協力のための世論づくりに利用される。近代の立憲主義、議会主義の国家体制では、世論が戦争遂行に極めて大きな役割をもつことはいままでのない。戦争遂行には、国民への協力体制、戦争のための秩序を要求する。

戦争は、国家、民族、宗派、地域の集団的なエゴが大きくある。民族排外主義のナショナリズムの醸成は、その典型である。民族等のエゴは、国際関係での利害関係者との敵対行動へと発展する。平和には、共存・共栄、平等互惠、領土・主権の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉である。これらは、近代の国際関係の平和主義にとって極めて大切な課題である。

民主主義国家であるためには、戦争をしないということが、基本姿勢である。仮想敵国を目的意識的につくり、防衛のために軍事力を強化してきたことが、戦争を誘発してきた。国家として、どうしたら国際協調による共存・共栄の関係ができるか。国際協調主義は、平和を守っていくうえで、基本的な姿勢である。国際協調主義は敵をつくることではなく、軍事力を強化することではない。世界は軍縮が求められている時代である。軍縮から戦争放棄の道が開かれていくのである。

国家の平和構築は、為政者に特別に与えられた権限と役割である。民衆はいかに為政者に平和の願いを伝え、為政者の心を動かしていくかである。戦争を行うのは為政者の政治施策からである。主権在民という民主主義の国家では、民衆自身が平和を愛する統治者をいかにして選ぶかである。

国会議員選挙は、国家の平和主義、民主主義、すべての国民の基本的な人権を充実していくことが基本的に求められており、地域のエゴ、業界のエゴ、経済界のエゴ、労働組合のエゴであってはならない。エゴを乗り越えての平和主義ということが最も大切な課題である。そのうえで立って、個々の要求、地

域の要求、業界の要求、団体の要求を具体的に政策化していくことである。この場合もいかにしてエゴを乗り越えて、利他の心、循環と小欲知足による文明・文化の持続可能性を作り出すことである。

それぞれの国家、民族、宗派、地域は自由で自立した存在として認められ、お互いの主権、自治を尊重して共に生きていく共存・共栄の姿勢が平和の時代の要請である。

稲盛和夫は、国益を守ることが、利害関係の相手国に対して傲慢になることがしばしばあるとみている。国際的な関係で利害関係者がそれぞれ利他主義になり、共生文明の構築が平和を構築していくうえで大切としている。この共生文明による平和構築は、世界連邦政府への道であると稲盛和夫は提起する。

本稿では、この問題提起を深める立場から世界連邦の原理を近代の民主主義思想のなかから位置づける。そのために、カントの永久平和論、ルソーの戦争と平和論、ロックの統治論、クラウゼヴィッツの戦争論などヨーロッパの近代思想をとりあげることにした。さらに、現代の戦争と平和を考えるうえで、格差や貧困を克服し、人間のもっている能力を発展させることは重要である。このことから、平和な社会を築いていく「人間の安全保障」の視点を本稿では積極的にとりあげる。

また、発展途上国の格差や貧困問題を正面から明らかにするために非同盟諸国の連帯をとりあげる。平和の問題は、先進国と発展途上国との共存・共栄という共生文明が大切なのである。貧困と格差をなくしていくことは、テロを根絶するためにも根本的なことである。

日本が平和で国際貢献していくのは、憲法9条という平和主義の国是をもっていることである。この平和主義の憲法は世界に誇れるものであり、この日本の誇りを掘り下げる意味で、伝統的な歴史にあった平和文化と平和思想を積極的にとりあげる。憲法9条の平和主義は、決して敗戦によって戦勝国から押しつけられたものではなく、日本の伝統文化という視点から解くのが本稿のねらいでもある。

日本の伝統的な平和文化や平和思想には、近代以前をとくに重視した。本稿では、神仏習合や平安時代、徳川時代の平和時代を扱う。そして、武器の全廃を唱えた安藤昌益、世界兄弟で貿易を盛んにする日本を考えた横井小楠をとりあげる。

近代以前に、日本は伝統的な平和文化をもっていたが、なぜ、大日本帝国憲法をつくった明治の近代以降に、近隣諸国を侵略したか。植民地獲得の戦争をしたのか。また、世界を相手に戦争をしたのか。この課題は本稿の重要なテーマである。

戦争に突入していく日本の近代化であるが、そのなかでも国際機関で積極的に平和のために国際連盟の事務次長として活躍した新渡戸稲造や、国際司法裁判所裁判長として活躍した安達峰一郎がいた。本稿では、世界平和に貢献したこの二人の日本人の平和思想をとりあげる。かれらの活躍は、パリ不戦条約と紛争の処理は、国際法によってということ、憲法9条の平和主義につながっていくのである。

目次

第一章 世界連邦政府への道と国際平和

第一節 稲盛和夫が提唱する世界連邦政府構想への道と共生文明

- (1) 人類を救う哲学としての世界連邦政府構想
- (2) 国益を守ることの傲慢性と利他主義による共生文明の構築

第二節 カントの永久平和論と欧米の近代民主主義統治論

- (1) カントの永久平和論の特徴
- (2) カント永遠平和のための三つの確定条件
- (3) ルソーの戦争と平和論
- (4) ロックの統治論における戦争問題
- (5) クラウゼヴィッツの戦争論

第三節 人間の安全保障という概念と国家の平和主義

- (1) 人間の安全保障の概念
- (2) 国家の安全保障を補完する人間の安全保障

- (3) 平和のための法的正義と教育の役割
- (4) 平和のための幅の広い民主主義概念の見直しと多様性の容認

第四節 発展途上国を中心とする非同盟運動と新しい国際的共生関係秩序の構築

- (1) 非同盟運動のバンドン精神と60周年記念での再評価
- (2) 21世紀の非同盟運動とマレーシア宣言での未来への平和創造
- (3) 非同盟運動と先進国の科学技術移転・人材育成
- (4) 非同盟運動とハバナ宣言での国連憲章の位置づけ
- (5) 国際的に格差や疎外問題と非同盟運動諸国での民主主義の問題
- (6) 平和のための世界社会開発サミット
- (7) 南米のウルグアイの元大統領ホセ・ムヒカの思想
- (8) 東南アジア諸国連合の平和宣言

第五節 ユネスコ憲章の寛容精神と平和教育

- (1) ユネスコを中心とした国際的な平和教育の共通認識
- (2) 平和教育のための地域博物館

第二章 日本の伝統的な平和文化と有徳国家

第一節 稲盛和夫の近代以前の伝統的な平和文化論

- (1) 近代以前民衆の暮らしのなかにあった文化
- (2) 日本の自然の恩恵を大切にす文化が平和を支えた

第二節 神仏混合による日本の伝統文化と和の精神

- (1) 神仏習合の文化はすべての生き物を大切にす文化と共同体の安寧
- (2) 神仏習合での僧兵をどうみるか ―平和文化との関係で―

第三節 仏教における「殺すなかれ」という平和の戒律

- (1) 自然を大切にす文化と仏教の平和主義
- (2) 戦後仏教者の平和運動の思想
- (3) 仏教の在家信者に対する戒律と平和主義

第四節 江戸時代の思想―安藤昌益の武器全廃論と横井小楠の世界兄弟論―

- (1) 安藤昌益の平和論
- (2) 横井小楠の世界兄弟論

第三章 日本の近代化における戦争と平和

第一節 日本の近代化における国家神道と戦争問題

- (1) 廃仏毀釈と国家神道による戦争体制へ
- (2) 国家神道の対外侵略の精神的役割

第二節 戦前の近代化で日本はどのようにして戦争を行ったのか

- (1) 日本近代化の二つの道
- (2) 日清・日露戦争と国家神道による民族排外主義
- (3) 日本の世界を相手にした戦争と皇民化政策の徹底

第三節 国際機関で平和のために尽力した新渡戸稲造と安達峰三郎

- (1) 新渡戸稲造と平和活動
- (2) 安達峰一郎による国際法による平和の確立

あとがき

第一章 世界連邦政府への道と国際平和

第一節 稲盛和夫が提唱する世界連邦政府構想への道と共生文明

(1) 人類を救う哲学としての世界連邦政府構想

稲盛和夫は、梅原猛との対談形式の著作「人類を救う哲学」のなかで、究極の世界平和のためには、世界連邦政府の樹立であるとしている。湯川博士たちの遺志を継ぐべきときであると。世界連邦政府のような組織は、人類の英知を結集して、環境問題や核拡散問題、資源問題を考えるときに重要な問題提起であるとしている。

ノーベル賞を日本人としてはじめて受賞した湯川博士は、生前に原子爆弾の登場により、人類の行く末を案じて世界連邦政府を提唱し、その運動に積極的に展開された。

この世界連邦政府の構想については、湯川秀樹とアインシュタインの「戦争と科学の世紀を生きた科学者の平和思想」として、同じ物理学者の田中正が著書で詳細にまとめている。田中正は、二〇世紀を戦争と科学の世紀であったとする。

そして、現代は核の時代だとする。それは、原子爆弾の強大な破壊力の出現にとどまらない。21世紀に入った今日、現代の科学・技術を足場に加速するグローバリゼーションによる不安定な競争社会が、貧富の分極をつくり、地球環境を生み出し、より深刻な新たな人類的危機をもたらしたとする。

ところで、世界連邦運動は、大量殺戮兵器の原子爆弾の惨害を体験した日本の役割がある。日本は、憲法9条によって、軍備と交戦権をもたない平和主義の理念をつくった。それは、科学・技術の発達と戦争による滅亡的な悲惨ということから、人類史的意義をもっているとする。科学・技術の進歩の思想に歯止めが絶対的に要請されている核時代であるからこそ、憲法9条の意義は大きいとする。

人類は進歩によって、自滅の可能性がでてきた。核時代の政治家にとって、世界の平和ヴィジョンは、世界連邦への道であり、日本国憲法の戦争放棄、戦力の不保持の誓いを世界に示しているというのである。武力による国際紛争の解決の時代錯誤が明白になっている。世界連邦構想は、新しい時代の良識を担う非核兵器地帯の拡大と非軍事的地域安全保障の前進がある。

日本国憲法の平和主義は、人類的な理想である永遠平和の道を示し、世界連邦への実現への道しるべになっているが、日本国民自身が、その役割の重要性と誇りに十分に認識されてきていないのも現実である。そして、稲盛和夫が嘆くように、その声はだんだん小さくなり、大変残念なことである。「現状を受け入れるしかない。そのような構想は非現実的だ」という声が支配的になり、みんな真剣に理想を追求しようとしないうちに、今こそ湯川博士たちの遺志を継ぐべきはないかと稲盛和夫はのべる。

世界連邦政府構想に近づけていく努力が永久平和達成ではないか。さらに、世界連邦政府のひな型にEUはなりうるのではないかと稲盛和夫は述べる。これを拡大させていくにはどうしたらいいのか、世界の為政者は、自国の利害からの対立ではなく、全人類・全民族共通の平和への地道な努力が求められている。国連など、平和のための世界連邦政府をめざして、知恵を働かすべきであるというのが稲盛和夫の提案である。

稲盛和夫は、世界連邦政府の構想の実現に、当面、最初は韓国、中国、日本の三国だけでも平和のための連邦でまとめることが必要であると提案する。人類が争いながら発展してきたのは過去の話である。人類は自らを滅ぼしかねない強力な科学技術を手にした。このまま争い続けるならば、人類の未来はないと。

21世紀は争いの文明に終止符をうち、お互いが助け合う共生の精神に基づく文明をつくりあげていかねばならないときである。過去の国家のエゴ、民族のエゴ、宗教のエゴなど、お互いの利害ばかり主張した時代からお互いの利害を超え、お互いが助け合い、慈しみ合いながら、平和で思いやりのある世界をつくる。そのなかで互いの文化を尊重しながら、地球規模の新しい文明を構築していく時代であると。稲盛和夫は共生の新しい文明の創造を力説する。¹

¹ 梅原猛・稲盛和夫「人類を救う哲学」PHP 119頁～120頁、127頁～128頁参照

田中正「湯川秀樹とアインシュタイン—戦争と科学の世紀を生きた科学者の平和思想」(世界連邦運動と日本国憲法)(天は自ら助くる助く)193頁～209頁参照、岩波書店

(2) 国益を守ることの傲慢性と利他主義による共生文明の構築

稲盛和夫は、国益を守ることが傲慢さを助長しているとする。地球に住むあらゆる生物は、太陽の恩恵で生きている。古代エジプト人は、太陽を神として崇めていた。現代人もこの自然の偉大な力に対し、敬虔な気持ちをもたなければならない。

それは、人間の傲慢さにブレーキをかけることになる。稲盛和夫は述べる。そして、国家という存在自体が傲慢さをもたらしっていると。国家は、みな国益を守ろうとする。その国益とは国家のエゴで、当然、衝突が生まれ、最初のごくわずかな領土の帰属問題の小さな火種が、やがて大きくなり、核の拡散が進んでいる現在、核戦争の事態を誘発するかもしれない。

自分の国の利益だけを主張していたのでは、人類は生き残れない。利他の心をもって、人類全体の益を考え、みんなが平和に、繁栄を持続できる隣人関係を国際社会につくりあげていかねばならないということを稲盛和夫は力説するのである。この稲盛和夫の主張は、国家の傲慢さは、国益からであるとして、国益ではなく、国家間でも利他をもって、世界連邦政府への実現の道をすすめていく理念である。²

国益、民族間の利益、経済的権益、宗教や文化の争い、政治体制、価値観の違いによって、現実の世界各国では紛争が絶えない。宗教や文化、イデオロギー、さらに経済的利害のぶつかりあいによって、民族、国家を超えて武力による争いが起きている。世界戦争の危機さえある。核抑止論、軍事同盟の強化による集団的自衛の軍事的抑止論など軍事力による世界のブロックも一方では進んでいる。この動きは、軍事的な弱小国が一層に凶暴な一般民衆を巻き込んだ無差別なテロ行為に走っていく状況を作り出している。

2001年9月11日にアメリカで世界貿易センタービル、国防省にハイジャック機による同時多発テロ事件が起きた。2001年10月7日にアメリカはアフガニスタンに空爆を開始した。圧倒的な軍事力でタリバン政権は二ヶ月で消滅した。2002年1月の一般教書演説で、イラク、イラン、北朝鮮を悪の枢軸として、テロ国家ときめつけた。

2003年3月17日、先制攻撃となる空爆を行った後、ブッシュ大統領はテレビ演説を行い、48時間以内フセイン大統領とその家族がイラク国外に退去するよう命じ、全面攻撃の最後通牒を行った。2日後の3月19日、イギリスなどと共にイラク攻撃を開始した。イラク攻撃には、フランス、ドイツ、ロシア、中国などが強硬に反対を表明した。戦争理由として、生物・化学兵器等、大量破壊兵器を保有しているということであった。事実は、大量破壊兵器は存在しなかったのである。

強大な軍事力でイラクの国家指導体制を崩壊させた。非人道的なクラスター爆弾、核燃料の製造過程で出来る劣化ウラン弾、巡航ミサイルトマホークなどの精密兵器が大量に使われた。また、小型核爆弾に匹敵する燃料気化兵器の使用も疑われている。その地域では、テロ行為の発祥地になっていった。アメリカをはじめ、その同盟国は、テロとの戦いが国際的な地域の規模で起きていくのである。

また、イスラエルとパレスチナなどの民族間と宗教問題の絡む戦争も果てしなく続く。クロアチアとセルビア人の紛争、アフリカのルワンダ紛争によるフツ族によるツチ族の大量虐殺など民族間の憎しみあいの増幅による戦争も深刻である。スリランカ内のタミル人の問題、漢民族とウイグル族などの多民族間国家内の統治をめぐる紛争。これらは、国益、民族益、地域益、宗教、資源の争奪からくる集団的憎しみを乗り越えての平和構築の課題探求があるのである。どのようにして、紛争や戦争を乗り越えて、新たな課題としての共存・共栄の共生の文明によるブロックごとの平和共同体づくりをしていくのかは重要な課題である。

イラク戦争は、現代の国際平和を考えていくうえで重要な問題を提起している。独裁国家であるフセイン体制ということで、武力でアメリカを中心とする有志連合が崩壊させたのである。崩壊してアメリカをはじめとする有志連合が占領するが、生物による大量破壊兵器はみつからず、その後、国内は宗教間、民族間の争いによって激化し、アメリカを中心とする有志連合国に対する憎しみも深まったのである。

以上のように、現実世界情勢は、戦争か平和かという問題で、極めて厳しいところにある。この厳し

² 梅原猛・稲盛和夫「人類を救う哲学」PHP、044頁

い情勢であるがゆえに、世界連邦政府の理想をかかげて、平和のために世界を共存と共栄ということからあらゆる価値を認め合い、多様な文化を尊重し、寛容の精神をもっていく共生文明が切実に求められているのである。

この際に、稲盛和夫も強調するように、自国のエゴ、民族のエゴ、宗教的なエゴを棄てて、大きな人類的理想の平和文化を築いていく共生文明が求められているのである。この共生文明を築いていくうえで、日本のもっている人類史的な役割は、憲法9条の精神を守っていくことである。稲盛和夫は、現在の憲法9条だけではなく、前文も含めての平和主義という理想は極めて大切としている。国家間の信頼ベースとして、憲法9条の平和主義があるということである。

稲盛和夫は憲法9条の平和主義を貫いていくことは、ほんとうに勇気ある日本であるということである。いま、憲法の改正論議があるが、大変に心配していると今の世界情勢のなかで、勇気ある選択をしてほしいと稲盛和夫は述べているのである。

ところで、世界連邦構想は、人類史的にも大きな課題である。近代社会がはじまる頃から多くの思想家や哲学者が提唱してきたことである。広島と長崎の核兵器の投下は、世界連邦構想が切実になったときである。

世界連邦構想は、哲学者で法政大学の総長をした谷川徹三も提唱している。世界連邦は、200年前の近代の人間論を基礎に理性的認識を考えた近代哲学者のカントの永久平和論に、世界連合構想が提起されていた。この意義を谷川徹三は現代的に解釈している。ヒューマニズムの普遍的な問題は、200年前と変わらないということである。

しかし、広島に原爆が落とされ、世界各地に世界連邦政府運動の団体が出来て、1947年に世界連邦政府運動の第1回の大会が世界から20ヶ国の代表500名による大会がスイスのモントルーで開かれるという新しい時代になっているとしている。この大会の宣言は、国際連合の現在の構成されている状態では戦争を防止することができないと。

世界連邦主義者は、今重要なことが世界連邦を創設することであるとしているのである。それは、自由企業か統制経済か、資本主義か共産主義かではない。戦争からの永遠の解放は世界連邦の設立としている。モントルー宣言は、5つの原則として、1、全世界参加、2、国家主権の制限、ならびに世界問題の管理に必要な立法権、行政権、司法権の連邦政府への委譲、3、個人に対し連邦政府の権限内において、直接に法を適用すること、すなわち人権の保障および連邦の安全に対する一切の侵犯の禁止。4、超国家的軍隊の創設と、連邦構成要素たる諸国家の警察力以上の武装解除。5、原子力その他大規模の破壊を生む可能性あるあらゆる科学的発見に関する一切の権利を連邦へ付与するとしている。

以上の原則を踏まえて、具体的な方策として、1、世論の動員によって、政府ならびに議会に国際連合の権限および基礎を強大にさせること、さらに憲章の改正によってそれを世界連邦にまで変形させること。2、世界憲法制定会議を遅くとも1950年には開催することができるよう諸般の準備をすること。以上のように、哲学者の谷川徹三は、モントルー原則とその具体的な方策の決議の大切さを要約しているのである。

モントルー原則を具体的な方策にしていくうえで、国際連合の機能と国際的な専門機関を世界連邦政府へと近づけていくことを強調しているのである。そして、当面は、ヨーロッパ連邦等の地域レベルで現実的にしていくことが必要としている。³

広島と長崎の原爆投下によって、世界の平和問題は、全く新しい状況になっていることを世界の良識ある科学者と文化人は考えるようになっていく。それは、人類的危機、地球の破滅という核戦争を絶対に阻止しなければならないということが差し迫っている平和の課題になっているということである。この課題のために核兵器の全面的全廃という課題があるのである。しかし、核抑止論ということが核軍備の競争に拍車をかけているのである。核戦争へのいっさいの可能性をなくすことは、核兵器の全廃である。ほとんどありえないと考えていた原子力発電の爆発事故が起きたのは、福島原発事故であった。核戦争の問題も核抑止が暴走しないとも限らない。

³ 谷川徹三「世界連邦の構想」講談社学術文庫、89頁～90頁

第二節 カントの永久平和論と欧米の近代民主主義統治論

(1) カントの永久平和論の特徴

カントは、世界の永遠平和論を1795年に出版した哲学者である。人間の尊厳のために自由、平等、博愛のフランス大革命後のフランスとドイツバーゼル平和条約批判の書でもある。カント晩年の71歳のときである。「永遠平和のために」は、人類にとって重要な課題であるとしている。

敵対関係をなくす普遍的な友好をもたらす地域上の共同の権利である地域市民法の成立の必要性を書いている。バーゼル平和条約を一時的な休戦協定で決して永遠平和に役立つ平和条約ではないとみた。

平和とは、一切の敵意が終わることであるとする。平和を実現するための6つの条項をカントは示す。永遠平和は、近代の自由、平等、友愛という人間の尊厳にとって不可欠な要素であるとカントは考えたのである。その後の世界の歴史は、列強諸国による帝国主義という世界の領土分割へと進み、多くの発展途上国が植民地になっていき、そのための領土拡張の戦争が行われ、二度の世界大戦が起きるのである。

第一次世界戦争後に世界は、国際連盟をつくり、63ヶ国が署名したパリ不戦条約を結んだが、有効に機能せず、第二次世界戦争を引き起こした。不戦条約の第一条は、国際紛争解決のための戦争の否定と国家の政策の手段としての戦争の放棄を宣言したのであったが、多くの列強諸国の植民地維持の自衛権と侵略戦争、不戦条約違反の制裁戦争などの問題が起きた。

第二次世界戦争後は、国際連合が生まれた。その設立の趣旨は、「国際平和の実現が大きな目的である。そのために、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保」することであった。

しかし、朝鮮戦争、ベトナム戦争、中東戦争、湾岸戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争、外部勢力を含んでのリビア・シリアの内戦など絶え間なく戦争が起き、国連が大きく関与しているのも事実である。

このような現代的状況のなかで、200年前の自由、平等、友愛という理念ということと、国際平和という課題を近代のはじまりの人間尊厳ということから、あらためて問う意味は大きい。

カントは200年前に、将来の戦争の種をまく平和条約は決して、平和条約ではないということからはじまっている。平和条約の名のもとに戦争がいままで準備されたことがいかに多いか。

永遠平和の第1の条項は、「将来の戦争の種をひそかに保留して締結された平和条約は、けっして平和条約とみなされてはならない」。「なぜなら、その場合には、それは実はたんなる休戦であり、敵対行為の延期であって、平和ではないからである。平和とは一切の敵意が終わること、永遠という形容詞を平和につけるのは、かえって疑念を起こさせる語の重複とも言える」。

国家間で敵意関係をなくすことが重要な課題であるとするが、「国家の真の名誉は、どのような手段を用いるにせよ、権力の普段の増大にあるとされるから、さきの判定がいかに形式的で杓子定規に見えるのは当然であろう」とカントはのべる。国家権力の普段の増大を真正面から問題にしていかなばならないのである。とくに、隣接する国家の関係は領土の拡張問題が後を絶つことができないほど、歴史的に戦争の原因をつくりあげてきた。領土の権利の主張は、古くからの大きな問題であるのである。

現代の敵対関係は、国家関係の敵対ということから、民族間、宗教的な対立、価値観的な対立というように国家を超えての敵対関係が国家間の対立に複雑に関与している。さらに、国家の存続それ自身も、この対立関係から滅亡して、あらたな国家が生まれていくということから、それが、国家間の秩序を超えての敵対関係が同一の宗教観、価値観を有するものによって変わって、領土関係を越えての集団的なテロ行為が起きている時代である。

第2の条項は、「国家は所有物ではない。国家それ自身以外のなものにも支配されたり、処理されたりしてはならない人間社会である。それ自身が幹として自分自身の根をもっている国家を、継ぎ枝と

して他の国家に接合することは、道徳人格である国家の存在を破棄して、物件にしまうことで、民族についての根源的契約の理念に矛盾する」とカントはのべる。

民族として国家を統治するのは、身体をそなえたほかの人格によって統治されるのであって、ひとりの統治者が国家を取得するのではない。まさに、国家は民族としての道徳的な人格をもった存在であり、所有物ではないということである。領土の権利ということはその大地を所有して、自由に国家の統治者がものとしてあつかっているように見えるのである。独立している国家は、継承、交換、買収、または贈与によって、他の国家がこれを取得できるということがあってはならない」という原理・原則が重要である。

それぞれの国家に帰属している資源が国家の所有物の獲得合戦になっている。ここには、国際的な経済関係が深く関与して、国家の一部の継承、交換、買収、贈与が他の国家によって取得されている事態が起きている。

第3の条項は「常備軍はときとともに全廃しなければならない」という原則である。「常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えていることによって、ほかの諸国をたえず戦争の脅威にさらしているからである。常備軍が刺戟となって、たがいに無制限な軍備の拡大を競うようになると、それに費やされる軍事費の増大で、ついには平和の方が短期の戦争よりもいっそう重荷となり、この重荷を逃れるために、常備軍そのものが先制攻撃の原因となるのである」。ときとともに常備軍の全廃をカントは強調しているのである。

「人を殺したり人に殺されたりするために雇われることは人間が単なる機械や道具として使用させることと、われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しないであろう。」

「だが国民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分や祖国を外からの攻撃に対して防備することは、これとはまった別の事柄である」。カントは、常備軍として雇われることの人間性の喪失の怖さを指摘しているのである。これと対照的に国民が自発的に祖国を外からの攻撃に対して防衛することとは区別している。

第4の条項は「国家の対外紛争にかんしては、いかなる国債も発行されてはならない」。国家の対外紛争にかんして、いかなる国も国債を発行してはならないことは、国家権力がたがいに競う道具を増大していくからである。戦争遂行の危険な国債は人間の本性に生来そなわっているかにみえる権力者の戦争癖と結びつき、永遠平和の最大の障害となるものであるとカントは警告するのである。

第5の条項は、「いかなる国家も、ほかの国家の体制や統治に暴力をもって干渉してはならない」。「一国家が他国の臣民たちに与える騒乱の種のたぐいがそれである」。「ひとつの国家が国内の不和によって二つの部分に分裂し、それぞれが個別に独立国家と称して、全体を支配しようとする場合は、事情は別かもしれない。その際、その一方に他国が援助を与えても、これはその国の体制への干渉とみなすことはできないであろう」「内部の争いがまだ決定していないのに、外部の力が干渉するのは、病氣と格闘しているだけで、他国に依存しているわけではない。一民族の権利を侵害するのは、この干渉自体がその国を傷つける醜行であるし、あらゆる国家の自律を危うくするものであろう」。

この条項は、現代の国際紛争を考えていくうえで、極めて重要な条項である。大国による価値観の判断によって、ほかの国家の体制や統治に暴力をもって干渉が行われているからである。また、国家を超えて聖戦という暴力的な価値観によって、武装集団・機関ではなく一般民衆も含む無差別のテロ行為が起きているのも現実である。

第6の条項は「いかなる国家も、他国との戦争において、将来の平和時における相互間の信頼を不可能にしてしまうような行為をしてはならない。たとえば、暗殺者や毒殺者を雇ったり、降伏条約を破ったり、敵国内での裏切りをそそのかしたりすることが、それにあたる」。

戦争状態であっても将来は、お互いの国が平和的な関係になることを願うことはいうまでもない。しかし、この将来の平和をつくりあげていくうえで、戦争状態で作ってはいけないことをカントは提起しているのである。暗殺者や毒殺者を雇ったり、降伏条約を破ったり、裏切りをしたりと、戦争状態のなかでも将来の平和の関係をつくりあげていくことが必要なのである。これを破れば、国家間、民族的な信頼関係が失われ、戦争状態が一層に永続して深刻になっていくのである。戦争状態でも平和を締結する

志向がなければ殲滅（せんめつ）戦になるというのである。

「これの行為は、卑劣な戦略である。なぜなら、戦争のさなかでも敵の志操に対するなんらかの信頼がなお残っているはずで、そうでなければ、平和を締結することも不可能であろうし、敵対行為は殲滅戦にいたるであろう。ところで、戦争は、自然状態において、暴力によって自分の正義を主張するといった、悲しむべき手段にすぎない。またこの状態において両国のいずれも不正な敵と宣言させることはありえない。「殲滅戦では、双方が同時に滅亡し、それとともにあらゆる正義も滅亡するから、永遠平和は人類の巨大な墓地の上のみ築かれることになる。それゆえ、このような戦争は、したがってまたそうした戦争に導く手段の使用は、絶対に禁止されなければならない」。⁴

殲滅戦ほど恐ろしい戦争はない。双方が徹底的に殺し合い、滅亡するまで闘うということになる。これは、人類の巨大な墓場になるというのである。現代においてもイラク戦争のように、核兵器等の大量破壊兵器があるということで、アメリカ軍をはじめ有志連合が侵攻したが、現実には、フセイン政権は、圧倒的な近代科学兵器のまえに壊滅し、逮捕され、殺されたのであるが、このカントの提起する戦争状態のなかでも将来の平和時のことを考えていく戦略が必要であるということを見るのが大切である。現在のイラクでは、イスラム教のスニ派とシーア派、クルド人、「IS」という過激派、アメリカ等の有志連合に対する憎しみの連鎖による戦闘が行われている。どのようにしたら双方の信頼を回復して、平和の関係を取り戻していくのかという難題があるのが現実である。

（２）カント永遠平和のための三つの確定条件

カントは永遠平和のために三つの確定条項が必要であるとのべる。人間の平和状態は、自然状態でない。むしろ、自然状態は戦争であると考え。人間の自然状態は、たえず敵対行為が生じて、意識的に平和状態を創設しなければならないとカントはみる。第一は、「各国家における市民的体制は、共和的でなければならない」。この共和的という意味をカントは、社会の成員は人間として自由であること、すべての成員が共同の立法に従属していること、すべての成員が平等であることこの三つの体制が整備されているということである。

この体制では戦争をすべきかどうかは国民の賛同が必要となり、国民は戦争のあらゆる苦難を自分自身に背負い込むことに覚悟しなければならない。共和的ではない場合は、戦争は全く慎重さを必要としない世間事である。

さらに、カントは、共和的体制と民衆的な体制を混同しないために、国家の所有形式が一人による君主制であるか、数人の貴族制であるか、市民社会を形成する集合的な全員であるか。また、統治形態が憲法に基づく共和的であるか、絶対権力をもつ専制的であるか。国民にとって、国家形態よりも法の概念にかなって憲法による統治方式が比較にならないほど重要であるとカントはのべる。

第二の確定条件として、「国際法は、自由な諸国家の連合の基礎におくべきである」。諸民族は自然状態において、隣り合っているだけですでに互いに害しあっている。未開人は、無原則な自由执着して、法的な強制に従うよりも、絶えず争うことの方を好み、自制的な自由よりも愚かな自由を好む。どの国家も立法する上位の者と、服従する下位の者は矛盾を含んでいる。人間の本性にしたがわない邪悪は、諸民族の自由な関係のうちにあからさまにあらわれるとカントは考える。

多くの民族が一つの国家に吸収されると、ただひとつの民族しか形成しないことになる矛盾していく。諸民族相互の法を考察し、さまざまな国家を形成すべきで、一つの国家に融合すべきではない。ところが未開人は、無原則な自由执着して、かれら自身によって制定されるべき法的な強制にしたがうよりも、たえず争いあうことを好み、理性的な自由よりも愚かな自由を好むのである。このことをひどく軽蔑し、粗野で野蛮、人間性の動物的な失墜とみるが、開化した諸民族は、未開国と同じように非難される状態から脱出しようと急ぐが、実はこれに反して、それぞれ国家は、国家の威厳を、まさにどのような外的な法的強制にもしたがっていないことに置いているとカントはのべる。

国家の威厳という非理性的な法に強制されない外的なものにあるとしているのである。国際法による

⁴ カント・宇都宮芳明訳「永遠平和のために」、岩波文庫、13頁～25頁参照

道徳的理性による係争手段の戦争を処罰し、平和の状態を義務とするが、それは、民族間の平和契約がなければ保障されない。これは、平和連合という特殊な連合がなければならない。永遠平和を好む強力に啓蒙された共和国が形成することができるならば、その共和国が他の諸国家に対して平和連合のかなめの役をすることができるかとカントは考えるのである。

国際法が戦争への権利を正当化する法を含むとすると、こうした国際法の内容は無意味なものになる。理性による限り、未開な自由を捨てて公的な強制に順応して、諸民族合一国家を形成して、国家が地上のあらゆる民族を包括するようにした永遠平和の方策はないのである。

具体的な適用面では、一つの世界共和国という積極的な理念の代わりに戦争を防止し、持続しながらたえず拡大する連合という消極的な代替物のみが、好戦的な傾向の流れを阻止できるのであるとカントは、世界共和国のための連合の拡大による戦争防止の策をカントは考えるのである。世界共和国という理念の基に、国家間連合を拡大して、戦争を阻止していくということである。

ここでは、国家と国家の戦争はなくなっていくが、文化のことなる異民族間がひとつの国家の連合を形成することによって、内部の矛盾を内包しての連合ということになり、異文化、価値の多様性を国家の連合のなかで認め合っていくという法的な確定と、国家の連合での新たな国民教育が必要になっていくのである。国家の連合をつくっていく国民の個々が異文化を認め合い、価値の多様性をもって、寛容になっていく理性的な人間形成が不可欠なのである。

第三の確定条項は「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない」。⁵

外国人が他国の土地に踏み入れたときに、その国の人間から敵意をもって扱われることのない権利もっていることである。外国人は客人の権利ではなく、訪問の権利である。この訪問の権利は、地球上に共同して所有する権利である。商業活動の盛んな諸国家の非友好的な態度に、訪問することは、征服することと同じことを意味することがあった。

東インドでは、商業支店を設けるといふ口実に軍隊を導入し、原住民を圧迫し、広範な範囲におよぶ戦争を起こし、飢え、反乱、裏切り、そのほか人類を苦しめるあらゆる災厄の悪事をもちこんだとカントは指摘する。来航を許したが入国を許さなかった中国と、オランダ人だけを許可して、囚人のように取り扱い、自国民との交際から閉め出した日本と、二つのアジア国の来訪者を試すしくみは大切であったとカントはのべる。

以上のように、カントは、平和のための確定条件として、1、各国の市民体制は共和的でなければならない。2、国際法は自由な諸国家の連合制に基礎をおく。3、世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならないと三つの確定条件を目的意識的に作りあげていくことを提起するのである。

(3) ルソーの戦争と平和論

ルソーは、社会契約論において、戦争についてのべる。戦争は国家と国家の関係であり、個人の人間としてではなく、兵士として敵対し、武器を介して降伏したならば個人としての人間にもどる。また、公正なる君主は、戦争によって奪うものは公共の所有であり、個人の人格と財産は奪わないとしている。

つまり、ルソーの考える戦争は、個人と個人の間ではなく、国家と国家の関係であって、個人は人間としてではなく、また市民としてではなく、兵士としてたまたま敵対しているにすぎない。すなわち祖国の一員ではなく、祖国の防衛者として敵対しているにすぎない。

宣戦は諸国に対する布告というより、諸国の臣民に対する布告である。君主に対して宣戦しないで、臣民から盗んだり、これを殺したり、あるいはこれを拘禁したりした外国人は、それが王であれ、個人であれ、人民であれ、それは敵ではなく、強盗である。交戦の最中でさえ、公正な君主は、敵国において、公共の所有するいっさいのものを奪うが、しかし個人の人格と財産を尊重する。彼は自分の権利の基礎となっている権利を尊重する。戦争の目的は敵国の破壊にあるから、防衛者が武器を手にかけているかぎり、これを殺す権利もっている。しかしかれらが武器を介して降伏したならば、ただちに敵もし

⁵ 前掲書、26頁～53頁参照

くは敵の道具ではなくなり、ふたたびたんある個人にもどるのであり、だれもかれらの生命を奪う権利をもたない。⁶

ルソーにとって、戦争の勝利で得た奴隷は不合理で戦争を継続するもので何の意味をもたないとしている。戦争でつくられた奴隷、もしくは征服された人民は強制のもとに主人に服従するだけで、主人に対してまったく何の義務を負わない点をあげたい。勝者は敗者に対して、力のほかに新たに権威を得たわけではなく、戦争状態は従来どおり両者のあいだに存続しており、両者の関係そのものが戦争状態の結果である。そして、戦争権の行使はいかなる平和条約をも予想しない。勝者と敗者が一つの合意に達したというなら、それはよい。しかし、この合意は戦争状態を打破するものではなく、その継続を予想している。ルソーは、奴隷権は正当ではなく、それは不合理で何の意味をもたないことを以上のように強調しているのである。⁷

ルソーは自然状態から社会状態への移行の重要性を指摘する。「自然状態から社会状態の移行は、人間の行為において正義をもって本能に置き換えたり、それまで人間の行動に欠けていた道徳性をあたえたりすることによって、人間における注意すべき変化をもたらす。義務の叫び声は肉体衝動に、権利は欲望に入れ替わることになり、それまでに自分しか考慮しなかった人間は、違った原則に基づいて行動し、自分の好みに従う前に理性的に図らなければならない。

人間がこの状態において、自然から受けた多くの利益を失ったとしても、大きな利益を取りもどし、その能力は訓練されて発達し、その思想は広がりを加え、その感情は崇高になる。そして、魂は高められるので、もしこの状態から生ずる弊害のためにしばしば自分の脱出した自然状態より以下に落ちることがないとすれば、人間は自然状態から永久におのれを引き離し、無知な、想像力のない野獣を知性的な存在、人間たらしめるあの幸福な瞬間を、たえず祝福しなければならないであろう」。⁸

「社会状態において得たものには、精神的自由を加えることができよう。精神的自由のみが、人間を真に自己の主人たらしめる。これを加える理由は、単なる欲望の衝動は人間を奴隷状態に落とすものであり、自分の制定した法への服従が自由だからである」。⁹

ルソーは一般意志のみが公共の福祉という国家設立の目的に従って、国家の諸力を指導しようということである。特殊利益の対立が社会建設に必要とすれば、その建設を可能にしたのは特殊利益の一致である。社会的紐帯を形成するのは、種々の利益のなかにある共通なものである。社会が統治されるのは共同利益に基づいてである。主権は一般意志の行使にはかならないから、集合的な存在である。特殊意志はその性質上から不公平を、一般意志は平等を志向するとルソーは見るのである。

また、主権は分割できなというのもルソーの主張である。政治学者は立法権と執行権に分割し、さらに課税権、司法権、宣戦権に分割し、国内行政権と外国との条約締結権に分割する。これらのあらゆる部分を混合してみたり、ときには分離してみたりするが、それは、主権の正確な概念がつくられていないことから生じるのである。

宣戦と平和締結の行為は主権の行為とみなされてきたが、それは違うのである。これらの行為は法ではなく、単に法の適用にすぎず、法の適用例を決定する特殊な行為にすぎない。一般意志は常に正しく、常に公共の利益を志向する。人民は常に幸福を望むが、幸福とはなんであるかわかっていないことによって、しばしば欺かれる。一般意志の共同利益を大切にするとことから人民はけっして墮落することはない。決して全体意志と一般意志はしばしば差異がある。一般意志は共同利益に注意しないが、全体意志は私的利益を注意するので、特殊意志の総和にすぎないとルソーは述べる。つまり、宣戦という特殊意志は、公共的な共同利益ではなく、私的な利益という特殊意志による全体の意志である。

ルソーは人民が事情をよく知って討議するならば、共同利益の一般意志になっていくが、党派の結合の意志は決してそうではなく、国家に対して特殊意志になっていくと問題を次のように提起している。

⁶ ルソー・平岡昇編集「社会契約論」中央公論社世界の名著、238頁～239頁

⁷ 前掲書、240頁

⁸ 前掲書、246頁

⁹ 前掲書、246頁

人民が事情をよく知って討議し、多くの小差があったところで、結果として常に一般意志を生じる。

しかし、党派が部分結合の政治体という大連合を犠牲につくられると構成員は一般意志になるが、国家にたしては特殊意志となる。識見ある学者は、自分のたちの見解に詭弁を言い過ぎ、調停すべきさまざまな利害関係を害しはしないかと混乱する。

著書を王にささげ人民からあらゆる権利を奪い、できるかぎり技巧をつくして、その権利を王に与えるあらゆる努力をおしまない。彼らにとって、真理を語ることは本当の道ではない。ルソーは以上のように、真理としての公共的な共同利益の一般意志を重要視するのである。¹⁰

そして、どういう行政形態をとろうと、すべて法によって、支配される国家をルソーは共和国と呼ぶ。共和国は、公共利益が優位を占め、公共のものごとが重要性をもつ。

法は本来、社会的結合の条件にすぎない。法に従う人民が、法の制定者でなければならない。社会の条件を規定しうる者は、社会の結合する人々のみである。盲目の群衆は、何が自分たちに利益となるかをめったに知らないために、しばしば何を欲するかわからない。

法は、一般意志の求める正しい道を人民に教え、特殊意志の誘惑から守る。また、法は、所と時を注視させ、遠い将来の隠された災いの危険をあげてくれる。法を有効に活用するには、目の感じられる利益の誘惑と法の内容の正しい道を比較させることが必要である。

公衆がかしこくなると、社会体のなかに悟性と意志の合一があらわれ、その結果、各部分の正確な協力が生じ、最後に、全体の最大の力が発揮される。これが立法者を必要とする理由である。以上のように共和国における盲目からの群衆から、かしこい公衆になるための立法者の意義をルソーは語る。¹¹

ところで、ルソーは、度を越えた為政者の贅沢の危険性を指摘する。公共の仕事に私的利益が影響を及ぼすほど危険なことはない。奢侈は祖国を売ってもなお安逸にふけり、虚栄心を満たそうとする。奢侈は、国家からその市民をことごとく奪い去って、ある者を他の者の前に屈服させ、彼らを一人残らず偏見の奴隷とする。このようなわけでモンテスキューは徳政を共和国の原理とみなした。民主制の条件は、徳政なくして存続しえないからである。¹²

(4) ロックの統治論における戦争問題

ロックは統治論で戦争の状態について、次のようにのべる。「戦争の状態は敵意と破壊の状態である。したがって、他人の生命を奪うための激情的な性急な意図ではなく、平静で固定した意図を言葉や行動を通じて宣言すれば、そういう意向の宣言を受けた当の相手と戦争の状態に入ることになり、こうして自分の生命を、自分からとらえ去るべき相手の権力に、あるいはその相手を守ろうとして加担し、相手の言い方を支持する者の権力にさらすことになる」。

「他人を自分の絶対的な権力のもとに置こうと企てる者は、そうすることで、その相手と戦争状態に入ることになる。というのは、それは彼の生命を奪おうという意図の宣言と理解されるべきからである」。「われわれは自然状態と戦争の状態との差異をはっきりさせることができる。両者を混同した人もいたが、両者ははなはだかけ離れたものであることは、ちょうど、平和や善意や相互援助や保全の状態が、敵意や悪意や暴力や相互破壊の状態と互いにかげ離れているのと同じである。人々が理性にしたがって一緒に生活し、しかも彼らの間を裁く権威を備えた共通の優越者を地上にもたない状態、これこそまさしく自然の状態である。これに対し、他人に暴力を使ったり、そういうもくろみを宣言する者があっても、救助を訴えるべき共通の優越者が事情にいない状態、それが戦争状態である」。¹³

戦争の状態は、敵意と破壊の状態であるとロックは統治論で指摘する。戦争は他人の生命を奪う激情的なものではなく、相手の権力を武力で破壊するという平静な行為であるとしている。戦争状態は社会の自然の状態ではなく、救助を訴えるべき共通の優越者が状況にいない、相互の援助のない異常の状態

¹⁰ 前掲書、250頁～253頁参照

¹¹ 前掲書、261頁～262頁

¹² 前掲書、284頁～285頁

¹³ ロック・宮川透訳「統治論」、世界の名著27巻、中央公論社、221頁

であるとする。戦争によつての征服者が絶対的な権力をもつことをロックは次のように述べる。

「戦争の状態に入ることによつて、みずから生命の権利を放棄した人々の生命に対して、征服者は絶対的な権力をもつ。しかしながら、征服者は、だからといって、彼らの所有物に対する権利や資格まで与えられるわけではない。……どんな戦争においても、暴力と損害とは結びついているのが普通であり、侵略者が戦争をしかけた相手の身体に対して暴力を用いれば、その資産はたいてい傷つけられる。しかし、人を戦争の状態に入らせるのは暴力の使用である。なぜなら暴力によつて侵害を始めるにせよ、あるいはまた人目を欺いて危害を加えておいてから、しかも賠償を拒否し、暴力によつてそれを押し通そうとするにせよ、戦争はひき起こすのは不正な力の使用だからである」¹⁴

戦争は暴力によつて生命が脅かされる。そして、財産も破壊される。戦争そのものは、人を殺し、財産も奪い、文化も破壊し、平常時であれば社会的な不正行為そのものである。しかし、戦勝国は、賠償を拒否するのである。

(5) クラウゼヴィッツの戦争論

19世紀の初期に戦争論を書いたクラウゼヴィッツは、文明国民の戦争を理性的行為に還元するのは誤った見方である次のように指摘している。

「文明国民の戦争を政府間の単なる理性的行為に還元し、一切の敵対感情とは無縁のものとするほど間違つた見方はない。……戦争がいやしくも暴力行為である以上、当然そこには敵対感情も含まれてくる。もちろん初めは敵対感情から始まった戦争でなくとも、終局的には多かれ、少なかれ敵対感情に帰着してくる。そして戦争がどの程度敵対感情に帰着してくるかは、その国の文明度によって決まるのではなく、両国の敵対的関係の重要さ、およびその利害関係の継続期間によって決まるのである」と敵対感情の深まりは、文明国民であるか、ないかということではなく、利害関係の重要性と継続期間によって決まるとしている。

さらに、戦争は暴力行為であり、その暴力の限度はないということを明確にみている。「戦争とは暴力行為のことであって、その暴力の行使に限度のあろうはずがない。一方が暴力を行使すれば他方も暴力をもつて抵抗せざるを得ず、かくて両者の間に生ずる相互作用は概念上どうしても無制限なものにならざるを得ない」¹⁵

戦争の目標は、敵を事実上は無抵抗状態においやる武装解除である。領土を占領しても敵が抵抗の意志を放棄しなければ戦争が続いていくのである。敵国民を降伏させない限り戦闘は終結しないということである。国土を制圧しても降伏しない意志であれば内発的に抵抗をもち、あるいは、外部の援助を受けて戦争になりうることもある。戦争とは無制限になる可能性をもっているのである。

戦争の基本的動機が政治目的があるとクラウゼヴィッツは考える。「戦争の政治目的が打算の重要な要素となる。敵に要求する犠牲が小さければ小さいほど、敵のわれわれに抵抗する力が小さくなる。……われわれの政治目的が小さなものあればあるほど、われわれがこれに置く比重も小さなものとなり、必要とあればこの政治目的を断念することもそれだけ容易なものとなる。したがってこのような理由からもわれわれの力を発揮する程度はますます小さなものとなってゆくものである」¹⁶

「敵国大衆が曖昧な態度であり敵対の気もなく、かつ両国間の緊張の度が薄ければ薄いほど好都合であり、このような場合、時として政治目的がほとんど決定的に戦争の成り行きをとりきめる場合も生じる」¹⁷

戦争とは政治の継続であるとするのがクラウゼヴィッツの見方である。戦争は政治的行動であるだけでなく、一つの政治的手段であり、政治的交渉の継続でもある。戦争のもつ手段は、政治的手段の特異性なのである。「戦争が政治的意図にたとえどれほど強く反作用を及ぼしたにして、その反作用は常

¹⁴ 前掲書、307頁

¹⁵ クラウゼヴィッツ・清水多吉訳「戦争論」中央公論社、37頁～38頁

¹⁶ 前掲書、48頁

¹⁷ 49頁～50頁

に政治的意図に修正を加える以上のことができるはずもないのである。というのは政治的意図は目的であり、戦争はあくまでも手段だからである」¹⁸

クラウゼヴィッツは戦争ということを考えていくうえで、政治の役割が決定に重要であることを述べているのである。どんなに、軍事的なことが政治に影響を与えるとしても政治それ自身の目的、意図が重要であるというのである。ここに、戦争における政治家の位置があるのである。

戦争を起こすことも政治のひとつであり、政治のコントロールによっても戦争という手段に訴えない行為が平和を守っていくことになることを見落としてはならない。すでに、クラウゼヴィッツによって、19世紀のはじめに、近代の戦争の意味を政治の手段とする見方があったのである。

第三節 人間の安全保障という概念と国家の平和主義

(1) 人間の安全保障の概念

国家のみが安全の担い手である時代は終わった。人間の安全保障という概念は、国家ではなく、個々の人々の恐怖や欠乏から人間の尊厳を確固たるものにするためである。それは、教育や社会参加などの能力強化の人間開発と貧困から恐怖の解放のために社会的サービス、生存の基礎的インフラ整備、暴力を伴う紛争からの保護を行っていくことである。

人間の安全保障は、領土保全より、国境を越えての人々の暮らしや社会のあり方が問題となるのである。領土を外敵から守ることだけではなく、恐怖と欠乏から解放され、個人や社会の潜在能力、人間らしく生きるようにする人間の安全をより中心に考えているのである。

国連の人間の安全保障委員会は、2000年9月の国連ミレニアム・サミットでの日本のよびかけによって設立されたのである。前国連難民高等弁務官の緒方貞子とノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・セン教授を共同議長として設立された。

2003年5月に両共同代表が「人間の安全保障委員会報告書」を国連事務総長へ提出した。人間の安全保障委員会は、日本政府の発案で設立されたものである。国際平和の問題を国家という枠を超えて、世界にある貧困と欠乏、戦争などの暴力の恐怖から人間らしく生きていくために、保護と能力強化の人間の安全保障を行うものである。

人間の安全保障は、紛争と貧困から個々が自由になっていくことを積極的に提起したものである。国連での各国政府機関から独立した人間の安全保障委員会は、日本の国際平和の大きな役割を国連の場で発揮したものとして注目すべきことである。

人間の安全保障は、国家による安全保障という側面からではない。人間の安全保障は、国境、敵国、自国の価値観・政治システムからではなく、環境汚染、貧困、大規模人口移動、ウイルスなどからの感染症など人間が生きていくうえで多様な脅威から人々を保護していくという新たな視点を提供している。

人間の安全保障委員会共同議長の緒方貞子は、「相互依存性を深める今日の世界で平和と安定を実現するためには、暴力を伴う国内紛争を予防してその影響を和らげるだけでは不足であり、人権を擁護し、人々の参画の下に衡平な開発を進め、人間の尊厳、多様性を尊重することが必要となる。また同様に重要なのは、個人や社会の潜在能力を開花させ、情報に基づいた選択が行えるようになること、そして自らのために行動できるようになることである。

人間の安全保障の実現には、多くの局面で、社会から排除された人々を取り込む必要がある。可能なかぎり多くの人々が、明日、来週、来年といった将来について十分な自信をもてるようにしなければならない。すなわち、人々が安全かつ尊厳をもって暮らせる真の可能性を創造することでもある。こう考えると人間の安全保障は、国家の安全保障に取って代わるものではなく、これを強化するものである」¹⁹

このために、国と国の関係だけではなく、国連をはじめ、様々な国際的な機関の役割が求められてい

¹⁸ 前掲書、64頁

¹⁹ 安全保障委員会報告書「安全保障の今日的課題」朝日新聞社、28頁～29頁

る。人間の安全保障は、国と国の関係も相互依存関係という視点が大切であり、国際関係における国益ということの執着ではなく、国家間の違いをお互いに認め合うことを大切にすることである。

（２）国家の安全保障を補完する人間の安全保障

2003年の人間の安全保障委員会報告書では、4つの観点から国家の安全保障を補完するとしている。それは、1、国家よりも個人や社会に焦点をあたえること、2、国家の安全に対する脅威とは必ずしも考えられてこなかった要因を、人々の安全への脅威に含めること、3、国家のみならず多様な担い手がかかわっていること、4、その実現のためには、保護を超えて、人々が自らを守るための能力を強化すること。²⁰

人間の安全保障は著しく幅の広い安全保障の概念である。領土保全よりも国境を超えて人々の暮らしや社会のあり方が問題となる。領土を外敵から守るだけではなく、人間の安全をより中心にする必要がある。それは、国家に安全の責任があるのではない。そして、重要なことは、多くの担い手と制度が人間の安全保障実現に道のりがあるということで、人々自身が参画することである。

困窮は、安全保障の大切な課題である。平和と開発は、相互に結びついている。貧困と欠乏が暴力を伴う紛争とどのような因果関係にあるかは慎重に検証する必要がある。紛争が起きていない国でも貧困に苦しむ人々が多い。富裕な国でも紛争が起こる。

戦争は人の命を奪い、生存者にも深い傷を残す。また、家屋・資産・作物・道路・銀行やその他の公共設備を破壊するばかりではなく、市場メカニズムと政治の基盤である人と人の信頼関係をも傷つける。

さらに、戦争は貧困を助長する。国連の人間の安全保障委員会報告書は、戦争によって、困窮が一層に拍車をかけていくことを問題にしている。

そして、人間のもっている能力を強化するためには、教育を受けなければ人間の安全保障を実現することはきわめて厳しい。働く者として、親として、社会を変えていこうとする市民としても教育を受けなければ人は大きな不利益を被る。貧しい人々が教育の機会を享受することは大切であるが、単に確保されるだけではなく、学校が安全で有ること、市民社会を育み寛容な社会をつくりだすような教育内容であることが重要である。さらに、こうした観点からは、平和と開発、安全保障と環境保全を考えるのではなく、すべての要因を含めて考慮する必要があると人間の安全保障委員会報告書は述べている。²¹

人間の安全保障委員会の内戦という暴力を伴う紛争の変化の特徴を次の六点を指摘している。1、土地ないし資源をめぐる係争。2、急速かつ激しい政治的、経済的变化。3、人々や地域社会の不平等の拡大。4、犯罪、腐敗、非合法活動の増加。5、脆弱かつ不安定な政治体制と制度。6、アイデンティティ政治、植民地主義をはじめとする歴史的遺産。そして、暴力を伴う内戦は、国家と国家制度の崩壊や貧困という破壊的な結果をもたらす。また、多数の民間人が犠牲になる。このような紛争において戦闘員と民間人の区別は難しく、人々を支配することが戦闘の目的になりがちであると人間の安全保障委員会は指摘する。²²

暴力を伴う係争下の人々の問題を考えていくうえで、アメリカ、イギリス、ロシアなどの大国の影響もあることを見落としてはならない。アフガニスタン、イラク、シリア、リビアなどの内戦は、宗教的な争い、民族間の争い、政治体制の争いばかりではなく、アメリカ、イギリス、ロシアなど大国の利益との関係が深く関わりながら、戦争が長期していることをみなければならぬ。現代の暴力を伴う内戦の問題は、国境を越え、宗教的な名目をもって、経済的格差や生活不安を背景に世界的規模に拡大している現実をみなければならぬ。

人間の安全保障委員会の報告書では、テロに対する戦争について次のように指摘している。「テロ組織もまた、人々の安全と世界の平和に大きな脅威となっている。テロ自体は新しい現象ではなく、これ

²⁰ 前掲書、12頁

²¹ 前掲書、14頁～15頁

²² 前掲書、48頁～49頁

までも国家や暴力的活動家が一定の政治的目的を達成するためにテロを行ってきた。しかし、犯罪組織ともむすびつくことの多い国際的なテロ・ネットワークが大量破壊兵器を入手することすら可能となった現在、テロはその性質を変えつつある。国家と国際社会の安全保障論議を席卷しているのが、テロに対する戦争である」。

暴力を伴う紛争解決で人々を保護するという安全保障の考え方で、人間の安全保障委員会の報告書は、五つの政策をだしている。1, 安全保障の課題のなかに人間の安全保障を位置づける。2, 人道活動を強化する。3, 人権と人道法を尊重する。4, 人々の武装解除を進め、犯罪と闘う。5, 紛争を予防し市民権を尊重する。²³

安全保障の問題に人間の安全保障を位置づけるということは、暴力を伴う紛争下において人々の安全を守るしくみが実際に機能することはほとんどないということからである。もっぱら国家の安全保障を前提にしているため、内戦における安全確保に適切に機能できないのである。

多くの場合、停戦合意はなきに等しく、戦闘員と民間人を区別することは困難である。紛争地域の地方警察の改革・再編までを視野に入れ、人権の専門家を招いて文民警察を強化することが重要である。軍事的安全よりも治安を重視することによって、文民警察は地方の法執行官の権力濫用や腐敗を防ぐことができる。

人間の安全保障委員会報告書では、国家の安全保障による軍事的な側面を重視するのではなく、治安を大切に、権力の濫用や腐敗を防げるような文民警察の役割に重きを置いているのである。

人道活動を強化することは、紛争下の緊急事態において、食糧・水・衛生・基礎保健医療・仮設家屋といった生命維持に必須のニーズに対応することで、すみやかな保護のための基盤である。人道活動は、暴力を伴う紛争の政治・軍事・開発面とかかわりをもつようになってきたが、こうした関係に注意が必要であると、人間の安全保障委員会の報告書では指摘している。

注意することは、不偏・中立・独立という人道活動の原則である。人道活動は、政治・軍事面での介入と連動している場合には簡単に反故にされてしまう。人道活動が政治的解決を模索する代替策となてはならない。

人道活動が民間人を支援する場合に、民間人を人道活動が軍や警察の力に頼ることがある。武力は中立性とは相反するものであり、これと密接な関係をもつことは、人道活動の原則を曲げることになると人間の安全保障委員会の報告書では述べている。

暴力を伴う紛争からの回復として、人間の安全保障委員会の報告書は、1, 治安の確立、2, 緊急の人道的ニーズへの対応、3, 復興と再建への着手、4, 和解と共存の共存、5, 統治と能力強化の推進と、五つをあげている。

紛争が終わっても、多くの場合に当該政府の安全を確保する能力は望めない。紛争後に治安が悪化する場面が多い。戦いが終わっても、犯罪が増加し、報復や逆の立場からの民族浄化が人々の安全を脅かす。

警察や軍隊さえ、人々を守るよりもむしろ人権を侵害する側に回る場合が多くある。和平協定や和平合意は通常、戦争当事者を中心としたものであり、治安に重点を置いたものではない。治安の確立には、元戦闘員と軍属の武装解除・動員解除である。武装兵士の動員解除には、平和への政治的、軍事的措置以上のものであり、それには、経済的機会の確保が必要である。²⁴

多くの戦闘員は、戦争に参加することが職を得る機会以外のなにもものでもなく、苦しい貧困状態から抜け出す道にすぎない。短期間の技術訓練だけではなく、雇用機会の提供も含めた措置が必要である。兵士たちの社会的統合も重視しなければならないと人間の安全保障委員会報告書は指摘している。

紛争は人々の中の信頼関係のみならず地域社会や政府への信用をも破壊し、社会への結束力をむしろ弱め、和解と共存に力を入れることは、紛争の終了後には重要なことであると人間の安全保障委員会の報告書は述べる。そして、これを無視すれば、新たに、不平の種を生み、暴力や人権侵害、紛争を再びつ

²³ 前掲書、51頁～66頁参照

²⁴ 前掲書、115～117頁参照

くりだすと指摘する。法的正義の実現には、次のことを考えなければならない。

（３）平和のための法的正義と教育の役割

法的正義がより良い平和を築くとは限らない。平和の構築には、人々が過去と折り合いをつくる信頼を築くことである。それには、起きたことを認め、受け入れる。被害者と地域社会の尊厳の回復と再生を推進する。罪を自白させ、社会的制裁や起訴によって罰する。

さらに、これらのことが効果をあげるためには、時間と関与が不可欠である。それは、法的正義と和解のどちらも短期間では達成できない。全過程を通じた継続的な関与が求められる。また、強力で効果的な制度が必要になる。法的正義を実現するためには、強力で独立した法制度が必須である。またそれらの制度は、和解を育むためにすべての人々が恩恵を享受できるものでなければならない。参加と合意された枠組みも求められている。オーナーシップと正統性を持たせるために、目的や手続きを決定する場に人々自身が参加し、協議することが必要である。²⁵

人間の安全保障の共同議長を務めたアマルティアセン博士は、安全が脅かされる時代に教育の必要性を強調している。読み書きや計算という生きるために必要な基礎教育を普及させることは人間の安全を脅かす危険の強力な予防効果になるとしている。教育の恩恵はどんな貧しい家庭にももたされる。

身近な場所に手の届く範囲で、実益のともなう教育を安全に受けられる機会があれば親は子どもを学校に通わせる。学校教育が人間を脅かす不安の克服に果たす役割は大きなものがある。基礎教育は人々が仕事を手に入れ、実入りのよい勤め口を見つけるために、きわめて重要なものである。品質管理と厳密な仕様に沿った生産はグローバルの世界では欠かせない。

日本は明治維新における地域で不学の子どもをなくすことを社会の責任として教育の格差を縮め、急速な経済成長を遂げた。若い世代のほとんど読み書きができるようになった。1913年になると日本はまだ貧しかったが、出版点数でイギリスに勝り、アメリカの2倍になり、教育に専念したことが日本の経済と社会の発展そのものの速度を大いに決定づけた。20世紀後半になると韓国、中国、台湾、香港、シンガポールなど東アジアの地域が同じ道をたどり、教育の全般的普及にしっかり重点をおき、グローバル経済への本格的な参加をした。

基礎教育は、技術を身につけさせるための制度ではなく、世界の本質を、共通した人間の大切さを話し合う力、その多様性と豊かさのなかで、自分たち自身をどうとらえ決定づけられる能力であり、自分たちのアイデンティティを構成するさまざまな要素、言語、文学、宗教、民族性、科学的関心などに目をむけ、自由と論理的な思考を育む能力である。そして、友情の大切さを理解することである。²⁶

以上のように、アマルティアセン博士は、安全を脅かされる時代に共通した人間の大切さと多様性と豊かさの理解、アイデンティティを構成し、論理的に思考し、話し合える教育の重要性を指摘している。このなかで、日本の明治維新以降の例や東アジアの20世紀後半の例を引き合いにだして、グローバル時代に生きる人々にとって、教育を安全に受けられる条件をつくることを重視しているのである。

（４）平和のための幅の広い民主主義概念の見直しと多様性の容認

アマルティアセン博士は、民主主義を考えるうえで、選挙という投票箱に狭めるものではないとしている。そして、投票の自由をはるかに超えたもっと広い見地から民主主義をとらえていくことが必要であり、それは、西洋の思想だけではなく、広く人類の話し合いの場をつくっていく公共の思想のなかで求めるべきであるとしている。市民社会における議論に効力をもつために選挙は、重要な手段であるが、投票する機会とともに、脅かせることなく発信し他の意見を聞く機会が保障されている公共の理性と実践があってこそである。

アマルティアセン博士にとって、アメリカとその同盟国が推し進めたイラクの民主主義がどうなっているのかと疑問を呈する。イラクの民主化の展望が不確かな状況である。各地の民主化闘争に全世界が

²⁵ 前掲書、121頁～123頁

²⁶ アマルティアセン・東郷えりか訳「人間の安全保障」集英社新書、9頁～19頁参照

援助を差しのべる理由がある。投票の民主主義は、狭量なものになる可能性をもつ。多数派に属さない人々は苦しめられたという主張である。

現代の世界では、投票の民主主義は、西洋な価値観と慣習であるという主張である。こうした主張から、公共の理性と実践ということから、広い見地から市民が政治議論に参加して、公共の選択に影響を及ぼす機会が与えられているのか。投票箱だけが民主主義ではない。広い見地から公共の論理における異なった意見、他者を認めあう公の議論に参加できるしくみの人類史的な理性の蓄積が大切としている。

これは西洋的思想だけではなく、広く西洋以外の、アフリカ文化、仏教思想、インド、中国、韓国、日本、アラブ文化、イスラム文化などから学ぶ必要があるとしている。このなかで、アマルティアセン博士は、伝統的なアフリカ国家の構造は、王も族長も同意の役割の政治的伝統として、説明責任と意思決定への参加が必要であったとしている。アパルトヘイトをやめさせるマンデラの自由な道の運動は、明らかに国内から始まったものである。

日本では聖徳太子の17条憲法が7世紀のはじめにあった。600年後の1215年のイングランドで調印されたマグナ・カルタにも似た精神をもっているとしている。日本が民主主義に向けて徐々に歩みはじめた第一歩と仏教学者の中村元の評価を紹介している。イスラム教が登場した1000年前にアラブ文化が大いに繁栄したのは、地域固有の創造性が外の世界からの知的影響を受け入れる開放性と結びついていたからとしている。

インドには、歴史的に異なる意見を述べることができ、不平等の拡大には昔から批判的であった。このことを重視したとしている。1950年代のインドのムガル帝国では、多元主義と公の場における議論が果たす建設的な役割を信じて、寛容が必要であると宣言している。異なった宗教における人々の対話の努力を大切にしたのである。

仏教徒の知識階級も社会における討議の重要性を認めている。異なる意見をめぐる争いの解決を目的とした公開の一般集会在早い時期から行われていた。ブッダが死去して第一回の仏教会議が開かれ、教義や宗教活動における論争を解決することを目的とした。最大規模になった三度目の会議では、アショーカ王の後援のもとに、社会的討議が行われた。暴力もなく、公の場で議論することがとりわけ重要であり、アショーカ王は、インド各地に社会的討議の掟を石柱に刻んだものを建てた。

そこでは、正しいことを発展させるためには、発言に際して節度をわきまえることにあり、自分の属する集団を褒め、理由もなく他の人々の集団を誹謗せず、また、理由があったとしても穏健を心掛けることなのだ。一方、他の集団はすべての場合において、あらゆるかたちで、十分に尊重されるべきである。このように振る舞わない人は、自らの集団に迷惑をかけるばかりではなく、他集団にも害をおよぼすことになる。

以上のように現代において民主主義を考えていくうえで、西洋思想からくる選挙という方法だけではなく、広く人類史的な理性の蓄積である公の場で異なる意見に対して、寛容性をもって議論していく公共の論理の重要をアマルティアセン博士は強調しているのである。

グローバルスタンダードとはなにか。人類の共通の普遍的な価値観とはなにか。多様性と多元主義の価値観をもって寛容性による相互依存の話し合いの場をつくっていくことが人類共通の公共の論理ではないか。9.11以降に選挙という欧米の民主主義の価値と世界的な宗教的な装いをもったの衝突が起きているが、異文化コミュニケーションによる多文化主義の寛容と公共の理性の議論が平和をもたらすものではないか。

現代は、多文化主義から見た新たな公共性の創出が世界に必要な時代である。現代の民主主義を西洋文明という狭い視点からではなく、幅広く多様な文明を尊重していくことである。多様な価値を相互に寛容性をもって認め合うような話し合い、相互依存、共生の文明をつくりあげていく時代ではないか。

グローバル化時代のナショナル・アイデンティティを尊重していくことは、多元主義の価値観であり、多様性を認め合う話し合いの場づくりである。ナショナル・アイデンティティは、相手の価値観を認めない絶対主義的な排外主義の価値では決してない。

ナショナル・アイデンティティには、民族の誇りを多文化の価値の比較、共生のなかで、平和を構築していくなかで認められていくものである。自民族を権威主義的統合させ、他民族を蔑視し、教化し、

自民族の文明に併合するものでは決してない。グローバル化時代の異文化コミュニケーションによる多文化の多様性の尊重と共生の教育は、国際平和の創出にとって重要なことである。

第四節 発展途上国を中心とする非同盟運動と新しい国際的共生関係秩序の構築

(1) 非同盟運動のバンドン精神と六〇周年記念での再評価

バンドン会議は、1955年にインドネシアのバンドンで開かれた第1回アジア・アフリカ会議である。この会議は、インドのネルー首相、インドネシアのスカルノ大統領、中国の周恩来首相、エジプトのナセル大統領等のよびかけで開かれたものである。参加国の多くが第二次世界大戦後に、イギリスやフランス、アメリカやオランダなどの帝国主義を標榜する欧米諸国の植民地支配から独立したアジアとアフリカの29ヶ国であった。バンドン精神とよばれる平和十原則が定められた。

平和十原則は、正式名称は世界平和と協力の推進に関する宣言である。

1. 基本的人権と国連憲章の趣旨と原則を尊重
2. 全ての国の主権と領土保全を尊重
3. 全ての人類の平等と大小全ての国の平等を承認する
4. 他国の内政に干渉しない
5. 国連憲章による単独または集団的な自国防衛権を尊重
6. 集団的防衛を大国の特定利益のために利用しない。また他国に圧力を加えない。
7. 侵略または侵略の脅威・武力行使によって、他国の領土保全や政治的独立をおかさない。
8. 国際紛争は平和的手段によって解決
9. 相互の利益と協力を促進する
10. 正義と国際義務を尊重

バンドン会議の精神は、1961年の非同盟諸国首脳会議の設立に受け継がれていく。第1回の非同盟首脳会議は25ヶ国の参加であったが、2012年のテヘランの16回非同盟首脳会議での正式参加国は120ヶ国、オブザーバー国17ヶ国で世界の人口の82%を占めている。非同盟運動の目標は、軍事ブロックの拡大を防ぎ、諸民族の民族自決権を守り、国連その他の場で、平等な国際協力と対話を促進することを通じて、新しい、公正で、民主的な国際秩序を樹立することが世界の体制になっている。つまり、集団的自衛権ということで、軍事同盟ブロックを強化して、戦争抑制を考えるのではなく、平和10原則というバンドン精神の非同盟運動によって、平和を守っていくことが世界的に大きな潮流になっていることを見落としてならない。

インドネシアで2015年に行われたバンドン会議六〇周年記念首脳会議では、109のアジア・アフリカ諸国と、16のオブザーバー国の首脳や政府高官が参加した。また、アジア開発銀行、アフリカ連合、ASEAN東南アジア諸国連合、国連、アラブ連盟など25の国際機関の関係者がこの会議に招待された。この会議で日本政府の首相は、次のような演説をしている。

「バンドン会議60年の集まりを実現された、大統領閣下、ならびにインドネシアの皆様、心から、お祝いを申し上げます。

アジア・アフリカ諸国の一員として、この場に立つことを、私は、誇りに思います。

スカルノ大統領が語った、この言葉は、60年を経た今でも、バンドンの精神として、私たちが共有するものであります。

古来、アジア・アフリカから、多くの思想や宗教が生まれ、世界へと伝播していった。多様性を認め合う、寛容の精神は、私たちが誇るべき共有財産であります。

その精神の下、戦後、日本の国際社会への復帰を後押ししてくれたのも、アジア、アフリカの友人たちでありました。この場を借りて、心から、感謝します。

60年前、そうした国々がこの地に集まり、強い結束を示したのも、歴史の必然であったかもしれませんが。先人たちは、「平和への願い」を共有していたからです。

そして今、この地に再び集った私たちは、60年前より、はるかに多くの「リスク」を共有しています。

強い者が、弱い者を力で振り回すことは、断じてあってはなりません。バンドンの先人たちの知恵は、法の支配が、大小に関係なく、国家の尊厳を守るということでした。卑劣なテロリズムが、世界へ蔓延しつつあります。テロリストたちに、世界のどこにも、安住の地を与えてはなりません。

感染症や自然災害の前で、国境など意味を持ちません。気候変動は、脆弱な島国を消滅リスクに晒しています。どの国も、一国だけでは解決できない課題です。私たちは、今また、世界に向かって、強い結束を示さなければなりません。その中で、日本は、これからも、出来る限りの努力を惜しまないつもりです。侵略または侵略の脅威、武力行使によって、他国の領土保全や政治的独立を侵さない。国際紛争は平和的手段によって解決する。バンドンで確認されたこの原則を、日本は、先の大戦の深い反省と共に、いかなる時でも守り抜く国であろう、と誓いました。

そして、この原則の下に平和と繁栄を目指すアジア・アフリカ諸国の中であって、その先頭に立ちたい、と決意したのです。

……省略

私たちの国々は、政治体制も、経済発展レベルも、文化や社会の有り様も、多様です。

しかし、60年前、スカルノ大統領は、各国の代表団に、こう呼び掛けました。私たちが結束している限り、多様性はなんらの障害にもならないはずだ、と。私たちが共有している様々なリスクを再確認すれば、多様性のもとでも、結束することなど簡単でしょう。

直面する様々な課題を解決するために、私たち、アジア人、アフリカ人は、結束しなければなりません。この素晴らしい多様性を大切にしながら、私たちの子や孫のために、共に、平和と繁栄を築き上げようではありませんか」²⁷

日本は地理的には、アジアであり、アジア・アフリカの一員であることは間違いない。しかし、アジア・アフリカの一員であるというバンドン会議の精神は、欧米の植民地になったアジア・アフリカという側面が極めて重要なのである。バンドン会議の精神が、1961年の第1回の非同盟会議へと繋がっていくものである。

非同盟諸国会議は、米ソ対立という冷戦構造のなかで独立・主権を守っていくために、どの軍事同盟にも属さないという非同盟の運動が必要であったのである。帝国主義や覇権主義から独立していくという国際的な共生と連帯の精神的な側面が大切なのである。日本は、アジア・アフリカの国際政治や国際的な文化な意味からは、憲法9条をもっているということで、覇権主義や新植民主義的な大国主義にならないことである。

憲法九条の精神からの国際的な平和外交を積極的に展開することがアジア・アフリカの一員であるという意識で大切になる。このことから憲法九条をもっている日本国民としての世界に対する誇りがあるのではないか。アジア・アフリカが結束していく内容的な側面は、平和のための世界連邦政府への道である。そのために、アジア・アフリカへ憲法九条の精神による外交を展開することである。

バンドン精神に、日本の首相は、公式的に世界に対するメッセージとして、積極的に評価した発言をしたのである。これを外交的なリップサービスのみを終らせてはならない。そして、多様性を認め合う、寛容の精神をもつことは誇るべきことと演説している。国際紛争は平和的手段によって解決するということを世界に日本政府は、公言したのである。この発言を忠実に実践することは、日本国憲法九条の平和主義を充実させていくことである。決して憲法九条を改正し、専守防衛という自衛権をはみでて、集団的な自衛権と称して、世界に軍事的な行動にでることではない。

日本国内での平和教育では、憲法九条の世界史的役割、世界に誇れる宝としての位置づけから実践していくことが求められ、バンドン精神や非同盟運動の役割も憲法九条との関係で教えていくことが求められている。

非同盟運動の最近での動きは注目すべきことである。120国の参加と17ヶ国のオブザーバーとして、世界の多くの国を結集している。人口にすれば8割近くの人々が占めるようになっている。この非同盟運

²⁷ 外務省のホームページより「アジア・アフリカ会議（バンドン会議）60周年記念首脳会議における安倍総理大臣スピーチ」

動が世界各国の発展途上国から積極的に参加していく理由は何であるのか。

(2) 21世紀の非同盟運動とマレーシア宣言での未来への平和創造

2003年の第13会議から2012年の16回会議までの宣言等から、この問題を明らかにしていく。とくに、現代の国際的な政治情勢のなかでの平和問題として、非同盟運動の意義を明らかにしていきたい。

2003年は、ASEANのマレーシアで開かれた。「非同盟運動のひきつづく再活性化に関する「クアラルンプール宣言」がだされた。²⁸

クアラルンプール宣言は平和にとってバンドン精神の確認の重要性を次のように述べる。「非同盟運動の第13回首脳会議は、2003年2月24・25日にマレーシアのクアラルンプールで開かれた。平和で、繁栄し、より公正で平等な世界秩序の確立のために共同の努力を続けるうえで、1995年のバンドン会議でのべられた非同盟運動の理念、原則、目的、ならびに国連憲章にたいするわれわれの永続的な信念と強固な誓約を再確認した会議であった。

非同盟運動は、とりわけ脱植民地化、アパルトヘイト、パレスチナ・中東情勢、軍縮、貧困撲滅と社会・経済的発展など、加盟国が関心をもつ重要な問題において積極的な、さらには中心的な役割を多年にわたって果たしてきた。

創立から40年以上がたち、多くの難題や変遷を経験してきた今、非同盟運動のいっそうの強化を目的に、時代と新しい現実に沿って非同盟運動の役割、組織、活動方法を包括的に見直すことは時宜にかなっており、適切である」。

非同盟運動はとりわけ脱植民地ということで、クアラルンプール宣言はあらためてバンドン精神における発展途上国の独立精神を確認する。そして、長い植民地によって、経済的に収奪され、教育の保障がなく自立的な発展の能力さえおさえられていた結果、先進国との格差は大きく開いていた。貧困撲滅と社会経済の発展は大きな課題である。この問題についてもクアラルンプール宣言は積極的に提起している。

そして、21世紀に入り、新たな国際情勢としての冷戦の終結と一極単独行動、国際テロリズムという全く新しい事態に、非同盟運動としてどう考え、どう対応するのか。この問題について、クアラルンプールでは、次のように提起している。

「冷戦の終結、一極性の登場、単独行動主義への傾向、および、国際テロリズムのような新たな難題と脅威という点で、運動にとって、多国間主義を促進し、発展途上国の利益をよりよく擁護し、われわれが置き去りにされないようにすることきわめて重要である」。

まさに、新たな一極の単独行動主義と国際テロリズムに、非同盟運動は、多国間主義を促進し、発展途上国の利益の優先をうちだしている。これは、ほっておけば世界の関心が先進諸国 G8 と国際的テロリズムに関心が争点化されることになる。最も重要な国際的平和、安全を確保していくうえでの国連の機関でさえ、多国間主義を軽視しがちになっていく。

(3) 非同盟運動と先進国の科学技術移転・人材育成

グローバル化の進展と科学技術の進歩は、国際的な関係を劇的に変化させている。この問題について、クアラルンプール宣言は発展途上国を犠牲にしていると次のように指摘する。

「グローバル化の進展および科学技術の急速な進歩によって世界は劇的に変化した。豊かで強大な諸国が、経済・貿易関係を含む国際関係の性格や方向、ならびに、これらの関係を結べるルールを決める上で過度の影響力を行使しており、その多くは発展途上国を犠牲にしている。したがって、非同盟運動が、運動の今日性と加盟諸国にとっての有用性をひきつづき維持するようなやり方で対応することが不可欠である」。

先進国の豊かな国が国際的な経済や貿易の関係で大きな影響力を行使して、先進国の利益を中心にする結果、発展途上国への収奪の機能を果たすことになっていく。非同盟運動が有用性を維持できるよう

²⁸ 翻訳日本 AALA 連帯委員会 おおさか AALA 連帯委員会のホームページの非同盟諸国報告集より

な先進国との関係が大切である。まさに、先進国と発展途上国との共生的な関係をどのようにして維持していくのか。先進国が発展途上国の人材育成や経済的発展にどのように貢献していくか。この問題は大きな課題なのである。

クアラルンプール宣言は、グローバル化を否定しているものではない。むしろ、グローバル化は発展途上国にも恩恵がこうむることができる。その方法が大切であることを次のように述べるのである。

「グローバル化は、すべての国の将来と存続にたいし多くの課題と機会をもたらしている。グローバル化は、現在の形では、発展途上国を置き去りにし、それを増進すらする。われわれは、グローバル化がすべての人々にとって変化のための積極的な力となり、少数の国ではなく、最大多数の国々の利益となるようにしなければならない。グローバル化は発展途上国の繁栄や権限強化につながるべきであり、貧困化の継続や、富裕な先進世界への従属につながってはならない」。

冷戦の終結により、一極単独行動主義と国際テロリズムのような事態で、グローバル化が進めば進むほど新たな課題の脅威が発展途上国に襲いかかってきている現実がある。しかし、それは、先進国の一方的な利益中心によるグローバル化の国際的な経済関係、貿易の仕組み作りであって、グローバル化は本来すべての国に恩恵をもたらすことであるはずである。

グローバル化の世界的な仕組みづくりに非同盟運動として、積極的にコミットできることが必要であり、国連やその他の国際的な機関で先進国と発展途上国の共生関係をつくりあげていくことが大切なのである。このためには、全く自由市場という論理ではなく、経済的に弱い立場や科学技術力が十分ではない発展途上国のことを認識しながらの国際的な共生関係が重要なのである。

共生関係を無視していくならば、多くの発展途上国は、経済発展から置き去りにされ、格差がグローバル化のなかで進行していくのである。そして、新しい植民地主義におかされていくのである。この状況のなかで、クアラルンプール宣言は、最大多数国の利益になるようなグローバル化を探求しなければならないとしている。

発展途上国は、新しい世界の技術革新から分断されるのではなく、経済を活性化するために、新しい科学技術を容易に利用できるようにしなければならないことをクアラルンプール宣言は述べている。

容易に利用できるためには、科学技術の発展途上国移転のための人材育成をしていくことが先進国に求められているのである。日本の発展途上国への投資、発展途上国への工場の移転は、安価の労働力を求めるのではなく、投資する発展途上国への科学技術のための人材育成が結びついていなければならないのである。

共生による相互依存は、先進国の科学技術や経営の人材育成が不可欠なのである。それは、発展途上国の資源の権利を大切にしておいての人材の育成、発展途上国の文化やアイデンティティの尊重が不可欠なのである。

クアラルンプール宣言は、情報通信技術などの新たな科学技術の発展を発展途上国にも利用できるようなしくみが必要であると次のように述べる。「情報通信技術における革命は、世界を急速にかつ根本的に変えつつあり、発達した諸国と発展途上国との間に広大なデジタル上の分断をもたらして、それを広げている」。

情報通信技術は、グローバル化のなかで、いち早く情報を手にして、先進国の様々な科学技術や文化に関する情報は世界をひとつにしていくうえで極めて大切なことである。発展途上国は、グローバル化していく国際市場競争のなかで、ほっておけば情報通信技術ばかりではなく、様々な科学技術を身につけていくこと、高度な教育が受けられる機会、人材養成など取り残されていく。

クアラルンプール宣言では、この問題について、先進国から科学技術が分断されないように、その橋渡しをしていく施策を先進国に求めていくことが極めて大切と次のように指摘している。「発展途上国がグローバル化の過程から利益を受けることができるように、分断に橋がかけられなければならない。発展途上国が、その開発目標を追求して経済を現代化し再活性化するうえで、この新しい技術革新をもっと容易に利用できるようにすべきである。

これらの開発目標を達成するには、それを可能にする国際環境や、先進世界におけるわれわれのパートナーを含め諸国による誓約や公約の順守が求められる」。

非同盟運動の強化と凝集力と弾力性について、クアラルンプール宣言は、発展途上国の未来を創造していくために極めて大切としている。

「未来は、過去と同様に多くの課題や機会をもたらす。非同盟運動はひきつづき、強固さと凝集力と弾力性を保たなければならない。非同盟運動の今日性の維持は、加盟国の結束と連帯、ならびに課題に適合していくその能力に大部分がかかっている。この点で、前回の首脳会議で開始された非同盟運動の再活性化のプロセスにさらに弾みをつける必要がある」。

非同盟諸国が未来を創造していくうえで、非同盟諸国の結束と連帯が不可欠である。南北間の理解を先進国に理解してもらう前に、非同盟運動が結束して、共同の運動の見解をもとめていく必要があるのである。

そしてG8をはじめ開発パートナーとの積極的な対話と交流を推し進めていくことは、非同盟諸国の未来の創造に極めて重要なのである。このことについて、クアラルンプール宣言は次のように述べる。「南北間の理解を広げ、発展途上国に影響する重要な決定がおこなわれる前に非同盟運動の見解が考慮されるようにするために、制度化された接触を含め、既存のおよび適切な新たなメカニズムを通じて、G8をはじめゆわれわれの開発パートナーとの建設的な対話と交流を促進する」。

非同盟運動は国際連合の役割を重視している。クアラルンプール宣言では国際平和と安全の維持にとって、不可欠な国際組織としての国連の強化としている。「非同盟運動の再活性化というわれわれの目標を達成するなかで、われわれは、国際の平和と安全の維持にとって不可欠の国際組織である国連の強化による多極世界の促進、ならびに、国連憲章に明記されている人権、社会・経済発展、国際法の尊重の促進に向けて、あらゆる努力を尽くさなければならない」。

非同盟の運動は、G8などの開発パートナーとの建設的な対話と国際平和の不可欠な組織である国連の強化による多極世界の促進を強調していることは見逃してはならない。これは、発展途上国の非同盟運動と先進国の関係を対立構造として、実践的に捉えていくのではなく、開発パートナーとの対話による共生の関係をめざしているのである。そして、平和の達成にとって、世界連邦政府的役割を展望できる国連の改革と役割の重視をクアラルンプール宣言はあげている。

(4) 非同盟運動とハバナ宣言での国連憲章の位置づけ

ところで、クアラルンプールに続き、2006年9月15日、16日のキューバのハバナで第14回非同盟運動諸国首脳会議が開催された。そこでは、非同盟運動の目的と原則が再び確認された。ここでも前回のクアラルンプール宣言とどのように国連の役割を考えるか。国連の役割について、つぎのように確認している。「非同盟運動が創立された理念、原則、目的にたいする、また、国連憲章に明記された原則と目的にたいする誓約を再確認した」。

非同盟諸国の首脳会議は、非常に複雑な国際情勢で開かれているが、多国間主義の強化、貧困、及び疎外の激化という世界経済の構造的な不均衡と不平等を深刻化させているという認識のもとに安全と福祉はかかってない試練に直面していると次のように強調する。

「国家・政府首脳は、第14回非同盟運動首脳会議が非常に複雑な国際情勢を背景にしておこなわれているとの全面的な確信を表明した。政治的レベルにおいては、国際法および国連憲章の諸原則適用の尊重ならびに多国間主義の強化にもとづいて、多極世界を構築するという目標を促進する必要がある。経済レベルでは、グローバル化の進行のなかで、低開発、貧困、飢餓、および疎外化が激化し、国際経済秩序に影響をもたらす構造的な不均衡と不平等を深刻化させている。われわれの諸国の安全と福祉は、かつて経験したことのない試練に直面している」。

このようななかで、ハバナ宣言は「国家・政府首脳は、人々が尊厳と幸福のもとで生活する権利を強調しつつ、開発、平和、安全および人権のあいだの相互補完性を再確認した」。そして、国際政治情勢のなかで2つの対立するブロックが存在しなくなっても非同盟運動の必要性が低まったということは決してないといつぎのように表明する。

「国家・政府首脳は、非同盟の原則と目的が引き続き有効で通用するものであると改めて強調した。2つの対立するブロックが存在しなくなったことで発展途上国の政治的調整のメカニズムとしての非同

盟運動を強化する必要性がいささかも低まるものではない」と表明している。

とくに、非同盟諸国は、大国の単独行動主義と干渉に強く警戒しているのである。非同盟運動は、国際的に格差や疎外問題が深刻化するなかで、非同盟運動の活性化を提起している。そして、現在の国際情勢のなかで、非同盟諸国が国際関係に影響力を行使するとりくみが必要であり、非同盟諸国の団結と連帯が必要としている。

国際的な犯罪やテロなどの国際的脅威に立ち向かうことで、非同盟諸国は、主導的な役割をはたすべきと次のように合意している。

「国家・政府首脳は、関連する国連文書にそって達成している。戦略の整備を通じて、多国籍組織犯罪、違法な麻薬の取引を含む世界の麻薬問題、人身売買、小火器、小型兵器の違法な取引、およびテロなどの世界的な脅威に立ち向かうなかで加盟国間の取り組みを調整するうえで、非同盟運動が活発な主導的役割を強化する必要性を強調した」。

非同盟諸国は、具体的に運動の目的をもって行動をすべきとしている。それは、まず第1は、国際的な様々な問題で、国連重視である。国連の持っている役割のなかで非同盟運動の位置を明確づけている。そして、国連の果たすべき役割は、「多国間主義を促進、強化」「国際関係システムにおける共通利益を促進・擁護するための発展途上国の政治的調整」「全会一致によって合意された共有の価値観と優先課題にもとづいて発展途上国間の統一、連帯」「平和的手段によってすべての国際紛争を解決する」。「国際法とくに国連憲章に明記された諸原則にもとづいて、すべての国々のあいだの友好・協力関係を促進」と6つをあげている。

国際平和と安全であることが明確に非同盟諸国の共同意志として合意されたのである。非同盟運動は平和共存を理念にしてきたが、ハバナ会議での確認では、すべての体制の違いにかかわらず、平和共存の再確認を次のようにあげる。

「政治、社会、経済上の体制にかかわらず、諸国間の平和的共存を促進する」「単独行動主義、および、国際関係において覇権主義的支配の反対」「一国および諸国グループによる武力行使の威嚇、侵略行為、植民地化、外国の占領およびその他の平和の破壊に共同の対処、調整」と三つをあげている。

ハバナ宣言では、武力行使の単独主義や覇権主義を強く非難し、国際平和のための共同行動や調整を重視しているのである。そして、それを担っていく国連憲章の確認とその実践の提起である。非同盟諸国にとって、国連の役割を重視しているが、そのためには、国連の民主化も重要な課題であるとのつぎのように提起する。

「国連の強化と民主化を促進し、国連総会に、国連憲章に規定された機能と権限に従ってそれにふさわしい役割を与える。そして、安全保障理事会が、国際平和と安全を維持する主要な責任をもった機関として、国連憲章によって与えられた役割を透明性と公正さをもって遂行できるように、その包括的な改革を促進する」と積極的に国連の改革案を提起する。そこでは、すべての体制を容認しての平和共存の重要性と国連憲章を実施していくうえでの単独主義や覇権主義ではなく、国連合意のもとでの安全保障理事会の役割を強調しているのである。

現代の国際的な政治で、平和共存に最も障壁になっていることは、アメリカ等の単独行動主義による覇権主義である。国連の強化と国連の民主化が強く求められていることを非同盟運動のハバナ会議では共同の確認をしている。

さらに、核兵器の廃絶と軍縮問題は、ハバナ会議の合意書では大きな提起である。そこでは、次のように指摘する。

「普遍的かつ差別のない核軍縮、ならびに、厳格かつ効果的な国際管理のもとでの全面完全軍縮をひきつづき追求する。この文脈で、核兵器を廃絶し、核兵器の開発、製造、入手、実験、備蓄、移送、使用、および使用の威嚇を禁止し、核兵器の廃棄を規定するために、具体的な時間枠のなかでの核兵器全面廃絶を目的とする段階的プログラムの合意に達するという目標にむかって努力する」「一方的で不当な基準をもとにして、国々の善、あるいは悪であると分類することに反対し、それを非難する。また、核攻撃をふくむ先制攻撃ドクトリンの採用に反対し、それを非難する。それは、国際法、とりわけ核軍縮にかんする法的拘束力のある文書に矛盾する。さらに、非同盟諸国の主権、領土保全および独立にたいす

る一方的軍事行動、武力行使または武力行使の威嚇を非難し、それに反対する」。

一方的な軍事行動、武力威嚇は、非同盟運動にとって大きな脅威になっており、国際法によって、緊急に核兵器を段階的に削減していくことが求められているのである。この非同盟諸国のハバナ会議の核兵器廃絶と軍縮の合意は、現在の国際平和を求める緊急の人類的な課題である。

1999年に国連は、非核兵器地帯の創設に特別の関心をはらった。それが地球規模に広がることによって、世界から核兵器をなくしていくことになるとしたのである。非同盟諸国のハバナ会議でもこの国連の特別総会の文書を次のように大切にしている。

「第1回国連軍縮特別総会の最終文書の条項および1999年国連軍縮委員会によって採択された諸原則にしたがって、新しい非核兵器地帯をそれが存在していない地域に創設するために、関係地域の諸国間で、自由に達せられる合意を締結するよう勧奨する。非核兵器地帯の創設は、地球規模の核軍縮と核不拡散にむけた積極的一步であり重要な措置である」「核エネルギーの平和利用における国際協力を促進する。また、発展途上国に要請された、平和利用のための核技術、核設備および核物質の入手を容易化する」

非同盟運動は核兵器全面廃絶を要求し、核攻撃をふくむ先制攻撃ドクトリンの採用に強く反対し、非難するとしている。さらに、非同盟諸国の主権、独立に対して、一方的軍事行動、武力の威嚇を非難している。

非同盟運動の行動は、国連憲章と国際法の原則の尊重である。ハバナ会議では、平和共存によるすべての国の主権尊重、領土保全を大切にすることを合意したのである。そして、非同盟諸国が自らその理念のもとに国内の体制を充実していくことが含まれている。

「国連憲章ならびに国際法に規定された原則を尊重すること」「すべての国の主権、主権平等および領土保全を尊重すること」「あらゆる人種、宗教、文化の平等を承認し、また、大小を問わずすべての国の平等を承認すること」「宗教、その象徴および価値観を尊重し、および寛容と信教の自由の促進と強化にもとづく、諸国民、文明、文化、宗教間の対話を促進すること」「平和と開発を享受する人民の権利の効果的な具体化を含め、万人のためのすべての人権と基本的自由を尊重し促進すること」

あらゆる人種、宗教、文化の価値を尊重し、対話を促進することが、すべての民族、国の人権と自由を尊重することであり、それは、国際平和の構築にも貢献することである。そして、民族の自決の権利と主権を尊重し、国家の内政への不干渉、体制転換の策動をしないこと、紛争に雇い兵をとらないこと、全面的侵略または間接直接的武力行使をしないことなど厳しい提起をしている。この要求に対して、日本の世論では、アメリカ等の先進国なしにはありえないことであるとみる。しかし、非同盟諸国首脳では、この問題について真剣に議論し、その危険性に対して警告し、アメリカ等の先進国との対話、国連の役割、国連の民主化を重視しているのである。

(5) 国際的に格差や疎外問題と非同盟運動諸国での民主主義の問題

グローバル化に対する非同盟運動の役割をハバナ会議の合意書はグローバル化が貧困と格差の是正に貢献するようにと、次のように述べている。

「77ヵ国グループと提携して、「南南協力」の具体的なイニシアチブを促進し、非同盟運動の役割を強化する。南北協力を再開し、そのさい、国際連帯の拡大を通じて、われわれ諸国民の開発の権利を達成するようにする」「グローバル化の利益がすべての国々に、とりわけ低開発と貧困による影響をもっとも受けている国々にももたらされるよう保障するために、経済先進国と発展途上国のあいだの最悪の格差を漸進的に縮小させることを目的に、創造性と同一性の意識をもって、グローバル化や相互依存から生じる挑戦課題に応え、その機会を活用する」。

ハバナ宣言では、グローバル化を否定していくのではなく、むしろ発展途上国が結束して、国際連帯の役割を強化していくことが必要であるとしている。そのことによって、先進国との格差を縮小していく具体的な実行ある提起ができるとしている。グローバル化は、先進国との相互依存との関係で格差を縮小して発展途上国の貧困の解消に役にたつために創造をしていくことが求められているとしている。

また、NGO等の市民社会的運動と非同盟運動との関係を積極的にあげている。「NGOをはじめとする市民社会が、非同盟運動の目的、原則および目標を促進するために、地域レベル、国際レベルで果た

しうる役割を拡大する」。

民主主義の問題を口実にした介入は、主権国家の侵害であり、それぞれの人民は自分達で統治を決めていく権利を有することをハバナ会議では次のように述べている。

「他国からのいかなる種類の介入なしに、自由に政治、社会、経済、文化の体制を決める各国の譲り渡すことのできない権利を含め、諸国の権利の平等を尊重すること」「外国の占領や植民地支配または外国支配のもとにある人民の自決の権利に関する非同盟運動の原則的な立場の有効性と今日性を再確認すること」「国家の内政への不干渉。いずれの国家ないし国家グループも、動機の如何にかかわらず、他のいかなる国の内政にも直接・間接に干渉する権利をもたないこと」。

ハバナ会議では、発展途上国に対する直接・間接の内政干渉による主権の侵害問題が大きな関心事であった。そこでは、憲法違反の転換、体制転換の策動、雇い兵による紛争、武力行使による脅し、国際法の違反による圧力ということで、直接・間接の内政干渉を述べている。

ハバナ会議の合意書では、発展途上国のそれぞれの主権確立の重要性と、その策謀や侵略行動は、国際法からみて、国家間の民主的なあり方を提起しているのである。そして、人類の普遍的な価値である民主主義と人権の問題として、ジェノサイド、戦争犯罪の侵害を強く非難している。そして、現代における国際平和を脅かしているテロリズムを次のように非難している。

「ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、および、人権の体系的で大規模な侵害を、国連憲章に合致した形で非難すること」「誰にたいするものであれ、どこであれ、どんな目的であれ、すべての形態のテロリズムを、国際平和と安全にたいするもっとも深刻な脅威のひとつをなすものとして、拒否し反対すること」。

国際紛争の解決は平和的手段で行うことが非同盟運動の理念である。この意味で国際法と国連の役割が大切としている。国際社会の安全と平和にとってテロリズムは最も深刻な脅威をもたらしているということが非同盟諸国の首脳認識である。

そして、民主主義は、普遍的な価値であり、とくに、人民の自由に表明された意見と、人民の全面的な参加に基づく政治の重要性を指摘している。民主主義は、人類が直面する諸問題を対話と協力を通じて解決するものである。その際に、一国単独主義や同一価値によって意見を集約、支配するのではなく、少数意見、少数文化も大切にしながら、多様な価値や文化の尊重、多国間主義によって、問題に対処していくことが求められている。

このことについて、ハバナの非同盟諸国の確認書は次のように提起する。

「民主主義は、自らの政治・経済・社会・文化体制を決める人民の自由に表明された意思、ならびに、その生活のすべての側面での人民の全面的参加にもとづく普遍的価値であることを再確認して、民主主義を擁護し強化すること」。

民主主義は人民の政治的な参加からも普遍的価値としてハバナ会議では提起している。そして、人類が直面している課題に協力していく枠組みが大切であるとしている。とくに、国内紛争に苦しむ諸国の課題は、多国間主義によっての相互の協力が必要であるとしている。そのために、軍事的な対立ではなく、積極的な対話であるとハバナ会議は述べている。これは、平和に生きるための各国の義務でもあるとの指摘である。

「人類が直面する諸問題を対話と協力を通じて解決するための適切な枠組みとして多国間主義および多国間組織を促進し擁護すること」「国内紛争に苦しむ諸国による、平和、正義、平等、開発を達成するための取り組みを支持すること」。

多国間主義によって協力関係をもっていくために、国際条約の完全履行と国連憲章にそっての国連の役割も見逃すことのできない課題である。そこでは、相互尊重と多様性を認めていくことであるとハバナ会議は次のように力説する。

「加盟している国際条約を全面的かつ誠実に履行し、国際組織の枠組みでなされた公約を引き受け、他国と平和に生きる各国の義務」「国際紛争を、国連憲章にそって平和的に解決すること」「国家の政治・経済・社全体制に存在する違いに関わらず、相互尊重と権利の平等にもとづいて、共同の利益、正義および協力を擁護し、促進すること」「あらゆる状況のもとでも国と民間の関係の基本的要素である連帯」

「諸国および諸国民の政治・経済・社会・文化の多様性を尊重すること」。

ここで掲げられている非同盟諸国首脳のアメリカをはじめとする先進国・大国に対する要求は、現実の国際紛争を解決していくうえでの極めて大切な問題提起である。アメリカ等の先進国や大国は、非同盟諸国と対話の具体的内容が必要であるとしている。

これらの目的と原則を指針に、非同盟運動の国家・政府首脳は、持続可能な発展を達成することができるとしている。そして、地域および国際の平和と安全を促進するためには、毅然とした協力的なやり方が求められるとハバナ会議は強調している。さらに、発展途上国は、一つになって活動する差し迫った必要性があることを認めるとハバナ会議は合意している。非同盟諸国の国家・政府首脳は、地球規模の連携の必要性を認めつつ、持続可能な開発を達成するための革新的な協力メカニズムを発展させる重要性を強調したのである。

ハバナ会議では、具体的な国際協力を提起している。その合意内容は、豊かな国も貧しい国も平等に、公平性、普遍性をもっての万人のための国際協力が必要であると次のように指摘している。

「国際協力を通じて、適切な発展を促進、奨励する」「この目的のため、豊かな国も貧しい国もすべての国々が、平等な条件と機会のもとに、しかし異なった責任をもって、国際的な経済関係に全面的に参加することを強化し保障する政治戦略の実行を共同で調整する」「普遍性、客観性、公平性、非選別の原則にもとづいて、万人のためのすべての人権と基本的自由が尊重され、それが享受され、擁護されるよう促す。そのさい、人権問題の政治化を避け、それによって、個人および諸国民のあらゆる人権が、発展にたいする権利もふくめて、バランスよく促進され擁護されるようにする」。

非同盟運動にとっての国際協力は、豊かな国と貧しい国とは異なった責任があるとしているのがハバナ会議の特徴である。

万人のために、すべての基本的な自由がすべての人々に尊重されるように擁護していくことは、非同盟運動にとって大切なことである。そして、人権問題を政治化することを避け、人権が人間の発展の権利を含めてバランスよく促進されるようにすることが不可欠としている。つまり、人権が一人歩きするのではなく、人間の安全保障ということで、発展途上国の貧困と飢餓、疎外されている現状の克服が求められているのである。

そのためには、豊かに人々が生きていくための教育の普及が人権の擁護と結びついていかねばならないことを示している。それは、それぞれの国と発展状況に合わせて、人権擁護の問題を具体的に対応していくことであり、先進国の政治的な価値のみによって人権がおしつけられるものでない。

民主主義という普遍的な価値観は、議会選挙制度による多数決原理のみではなく、それぞれの国や地域の文化と慣習、社会の発展の度合いによって、民主主義をみていくことが求められているのである。

とくに、政党政治が発展していない国での民主主義のあり方も、地域や職場の推薦のあり方、人間的な信頼関係や人徳、モラルの問題も含めての検討も必要な時代である。日本などの先進国の政党政治において、立候補制や政党推薦、膨大な選挙運動費用など、むしろ民主主義のあり方として大きく問われている問題もある。

それぞれの国の状況に対応させて、普遍的な人権や民主主義の擁護を具体的に対応していくことが求められているのではないか。非同盟運動でのハバナ会議が指摘するように、アメリカ等の先進国の価値観による人権問題を政治問題化しないことが重要である。

（6）平和のための社会開発の役割

1995年の世界社会開発サミットは、冷戦終結後の世界の貧困撲滅と疎外克服、完全雇用を目的として開催された。118ヶ国の政府首脳が参加し、日本からは村山首相が出席した。811の非政府組織から186ヶ国の代表が集まり、一万四千人が参加した。デンマークのコペンハーゲンで開かれ、宣言と行動計画が出された。世界平和と安定のためには、貧困問題や疎外の克服、完全雇用は重要な課題である。コペンハーゲン宣言と行動計画では、この問題については、次のように宣言している。

「我々は、世界のあらゆる国々に影響を与えている深刻な社会問題、特に貧困、失業及び社会的疎外に対する緊急な取り組みの必要性を世界中の人々がさまざまな形で表明していることを認識する。人々の

生活から不確実性や危険性を除去するために、構造的かつ根本的原因とその悲惨な結果の双方に立ち向かうのが我々の責務である」。

コペンハーゲン宣言では、現在、世界は深刻な貧困問題、失業問題、社会的疎外に人々は悩んでいるという認識である。このためには、社会開発、社会的公正施策の実施をすべきことを人類的な課題として提起する。これは、国家間の平和と安全を達成する課題でもあると。

「我々は、社会開発と社会的公正が、各国国内そして国家間の平和と安全を達成し、維持するために不可欠であるという確信を共有する。また逆に、社会開発と社会的公正は、平和と安全、そしてすべての人権と基本的自由の尊重なくして得ることはできない。こうした本質的な相互依存関係は50年前に国連憲章で確認されたが、以降さらに顕著になっている」。

平和的な手段によって紛争を解決することは社会開発にとっての大きな課題である。そのためには、貧困撲滅、雇用促進等の社会開発が緊急に求められているのである。また、格差を是正し、社会からの疎外をなくしていくために、個々を尊重し、寛容であり、多様性を認め合い、非暴力を尊重するという社会統合が不可欠であると次のように指摘する。

「寛容、非暴力、多様性の尊重を促進し、平和的な手段によって紛争を解決することにより平和を強化する」。「ここに挙げる行動は、持続的な経済成長と持続可能な開発の枠組みの中で、社会開発、貧困撲滅、生産的雇用の拡大・失業の減少そして社会的統合の強化に好ましい国内的、国際的環境を醸成するために勧告されるものである。ここに勧告されるすべての行動は、すべての関係者の参加を含む企画段階における必要条件あるいは人間の置かれる状況のさまざまな局面に対する影響において、相互に関連している。

貧困を撲滅し、不均衡を減少させ、社会からの疎外を防ぐための政策は、雇用機会の創出を必要とするが、それは、差別を撤廃し、参加及びグループと国家間の調和ある社会関係の促進である。・・・長期にわたる成功のためには、環境、経済及び社会の各政策間の前向きな相互の関係の強化も重要である。人々の幸福はまた、すべての人権及び基本的自由の享受、良質な教育、ヘルス・ケア及びその他の基礎的な公共サービスへのアクセス及びコミュニティ内の調和ある関係の発展が必要である。

社会的統合、つまり人々が、個々の尊厳、共通の善、多元主義・多様性、非暴力、連帯を十分に尊重し、共に生活する能力、そして彼らが社会的、文化的、経済的及び政治的生活に参加する能力は、社会開発とすべての政策のあらゆる側面を包含する。それは、弱者の保護とともに異なることへの権利及び創造し革新する権利、健全な経済的環境及び自由と責任を基礎とする文化を必要とする。それはまた、国家と市民社会双方の完全な関与を必要とする」。

デンマーク政府は1995年3月に「世界社会開発サミット」を主催した際、コペンハーゲンで開催されたこの国際会議で出された結論のひとつは、「民衆を開発の中心に据えた新たな社会契約が必要」というものであったとする。

世界社会フォーラムは、世界経済フォーラムの新自由主義への対抗として、開かれたものである。グローバルな市民運動団体がお互いに手を結び、新自由主義に対抗するもうひとつの世界秩序をつくらうとするものであった。

世界社会フォーラムは新しい政治主体ではなく、学んだり、ネットワークを作ったり、政治的な組織化を行うことを可能にする教育的な空間であり、公式の決議文書は作らない。唯一の文書は、第一回大会承認の12の原則憲章だけである。

それは、市民社会のグループの民主的な討議に基づく、開かれた場であり、新自由主義のグローバルに反対するものである。そして、もうひとつの世界秩序を可能とする分権的、多元的、多様な世界を構築するための市民社会の団体や運動が集い、学び、つながりあうものだということである。

さらに、人間の尊重、真の民主主義の実践、参加民主主義、民衆・民族・ジェンダーや人々の間の平等と連帯のなかでの平和的交流を支持し、あらゆるかたちの支配・統制、そしてある人間がそれ以外の人間に服従させられることを非難する。世界が経験している人間性喪失のプロセスと国家により行使される暴力に対する非暴力的抵抗の力を増大させ、人間らしい政策を強化する。以上が筆者なりにまとめた原則憲章の要約である。

2001年にブラジルのポルト・アレグレで第1回が開かれた。この会議は、発展途上国を中心とする世界経済秩序ではなく、もうひとつの世界秩序があるという趣旨で一万二千名の代表が世界から集まった。第2回は2002年も同じ場所で開かれた。参加者は大きくふくれあがり、123ヶ国から6万人が出席した。2003年の第3回も同じ場所であった。世界的な言語学者で平和に対して積極的に問題提起しているチョムスキー博士も参加した。4回目は、インドのムンバイで開かれ、ノーベル経済学賞ジョセフ・E・スティグリッツも参加した。世界に格差をバラ撒いたグローバルリズムを正すという博士の論が話題になった。2005年の第5回は再びブラジルのポルト・アレグレで開催。2008年以降は、世界各地で開催するようになった。²⁹

(7) 南米のウルグアイの元大統領ホセ・ムヒカ思想

—世界でいちばん貧しい大統領とよばれる—

ホセ・ムヒカは、ウルグアイ首都の郊外の貧しい家庭に生まれ、幼い頃からパン屋や花屋で働き、10代から政治活動を始め、独裁政権に反対する非合法組織に加わり、ゲリラ活動で4回投獄され、最後の投獄は13年間になった。1985年に出獄の演説では、「許すこと、過去を乗り越える」のよびかけをして、新しい未来を求めての人民解放戦線の政治活動をはじめた。かれは、ミツバチの巣をつくるためではなく、ミツバチの群れが大切ということと、獄中での生活の経験があるので、わずかなものしか持ってなくても幸せになれると次のように述べる。

「私は、我々の痛みや苦しみを嘆くために、今日ここにやってきたのではない。ここにやって来たのは、生き残っている古い人間たちに、ミツバチの巣をつくるためには小枝が必要であるが、重要なのはその枝ではなく、ミツバチの群れだということがわかっていると伝えるためだ」「私は、獄中での孤立無援の状態を経験したからこそ、わずかなものしか持っていなくても幸せになれることを学んだ。その状態でなんとかやり遂げることができなければ、どんな状態でもやり遂げられない」。

ホセ・ムヒカは、どんなにひどい仕打ちをうけようが、憎しみという選択ではなく、建設的な精神で生きていくことの大切さを力説しているのである。これは、軍事政権のなかでの厳しい迫害とそれに抵抗する人々に対する弾圧をしてきた過去から訣別することが新しい未来ある国家の建設に必要であるとしている。

「私は、たとえそれが私たちにひどい仕打ちを与えた人々に対するものであっても、憎しみという道を選択する人々に賛同できない。憎しみは建設的な感情ではないからだ。扇動しようとしているわけでもなければ、責任逃れをしたり、良い顔をしようとしているわけでもない。これだけは決して譲ることのできない私の信条なのだ」。³⁰

ホセ・ムヒカは1994年に国会議員に当選した。ヤマハの小型バイクに乗って国会に到着し、国会議員の乗用車の横に並べた。そして、公共バスにのって毎週のように視察にでかけた。1999年にはムヒカ率いる人民運動が最高得票と最大議席になったのである。しかし、同じ拡大戦線の伝統的な政党のコロラド党に政権を明け渡した。2004年も人民運動は国会議員選挙で再び過半数を取り、大統領を拡大戦線からだした。このとき、ムヒカは、大臣になった。

2010年に大統領になるホセ・ムヒカであるが、イデオロギーではなく、現実を重視した。イデオロギーは、現実を現実として受けとめられないこわさがあるというのがホセ・ムヒカの見方である。かれは、現実における国民の状況を直視して、国民の幸福実現、豊かな暮らしを実現することが政治の仕事であると次のように考える。

「最悪なのは、政党のイデオロギーのせいで、現実を現実として受けとめられなくなってしまうことだ。私は随分前にそういう思想は捨てて、白か黒かというよりも、現実の微妙なニュアンスが重要だということに気がついたんだ。人生は未来だ、過去じゃない。だからといって、過去が存在しないと言っているわけではない。・・・重要なのは過去を乗り越えることなんだよ」。³¹

²⁹ 監修・加藤哲郎「もうひとつの世界は可能だ」日本経済評論社参照

³⁰ アンドレス他・大橋美帆訳「ホセ・ムヒカ—世界でいちばん貧しい大統領」角川文庫、40頁

³¹ 前掲書、59頁

現実をみていくことは、微妙なニュアンスも大切であり、ものごとを白か黒かというように単純に色分けするものでないとしている。とくに、労働者が自主的に管理できる企業の創出はとりわけ重視しなければならないとする。まさに、労働者が経営的な力を身につけて、企業経営の統治能力を身につけていくことである。資本主義は創造力をもっているからこそ、大きなエネルギーをもった。社会主義国では、それがなく、のらりくらり仕事をして活力がなかったからこそ崩壊したのである。この問題について、ホセ・ムヒカは次のように述べる。

「今、小国や第三世界における社会主義ブロックの建設に向けて試みることができるのは、自主管理という方向に舵を取ることで。労働者によって自主的に管理されている模範的な企業をつくるのが目的だ。私は人類による人類の搾取には反対だ。誰もが貢献しなければならぬ。資本主義の大きな原動力となっているのは創造力だ。もし創造力がなければ、私たちは昼寝ばかりしていることになるであろう。のらりくらり暮らし、何も達成せずに終わるのさ、ほぼすべての社会主義国でそうだったようにね」³²

労働者の暮らしを大切に、労働者自身が豊かになっていくことは、自らが自主管理して創造力をもつことであるとしている。そのためには、現実を生きるために闘うことが不可欠なのである。イデオロギーが優先されるのではなく、国民の幸福を最も大事にすべきことをホセ・ムヒカは次のように強調するのである。「知識の源となるもののひとつが一般常識だ。問題なのは、現実よりもイデオロギーが優先されるときだ。現実とは、顔面にパンチをくらってノックダウンされるみたいに厳しいものだ。もしイデオロギーが現実にとって代わるようなことになれば、人は架空の世界を生きるようになって崩壊し、現実とはかけ離れた絵空事のような結論に辿り着く。私は、今現実を生活している人たちの生活を良くするために闘わねばならぬのだ。そうしないと倫理に反するのだ。私は理想を実現するために闘っているんだよ、だが、国民の幸福を私たちの理想の犠牲にすることはできない。一度きりの短い人生だからね」³³

国民の幸福を観念的な理想の犠牲にしてはならないというのがホセ・ムヒカの考えである。そして、統治者と一般市民との関係にアパルトヘイトが生じることがあると指摘する。一般市民の暮らしは、為政者から隔離された貧困と疎外の世界で生きている。一般市民の政治の不信感、政治家自身が特権的な贅沢な生活をしていることである。これが深刻な問題であるとホセ・ムヒカはみるのである。

「一般市民と統治者の間にアパルトヘイトが生じることがある。生活スタイルというのは一見取るに足りないことのように見えるが、そうじゃない。そこには政治家に対する不信感もある。国民は大統領になるやつはみんな同じだと思っていて、最後には政治にもものすごい不信感をもつようになるんだ。これは深刻な問題で、だからこそ私は闘おうとしているんだ。だがよく聞けよ、私には自分のスタイルというものがあるが、私と同じ生き方をしていないやつらを非難するわけではない」³⁴

アパルトヘイト現象は、統治者と国民との関係に大きな溝があることで、主権者が国民であり、一般民衆の代表としての統治者ということの確立をどうつくりあげていくのか。ここには、統治者の姿勢が一般民衆と共に歩んでいくことが求められているのである。ホセ・ムヒカは大統領になっても贅沢な暮らし方をせず、一般民衆と同じように質素な生活スタイルをとっていたことが、世界一貧しい大統領と称されるようになったのである。しかし、かれが、自分の暮らし方を強制しないということも大事な視点である。現実はその努力によって、それぞれの境遇によって格差があるものである。ホセ・ムヒカも極端な平等なんて考えられないと述べている。

「人間の自由とは、責任の不在や、制限がないことを意味しているわけではない。制限とは、他人に迷惑をかけないことだ。そして、他人を搾取することなく自分で努力して、さらに多くのことを達成できるのなら、それは賞賛に値する。極端な平等主義なんてものは考えられないし、そんなものはありえない」³⁵

³² 前掲書、73頁

³³ 前掲書、74頁

³⁴ 前掲書、100頁～102頁

³⁵ 前掲書、122頁

ホセ・ムヒカの生き方は、世界一貧しい大統領と称されたように、一般民衆の暮らしのなかで生きた統治者である。そして、それぞれが自分の役割のなかで責任をもって、自由に生きられるように、また、他人に迷惑をかけないための制限も必要であるとする。発展途上国は、貧しい人々の割合が先進国に比べて多い。また、疎外されて孤立して生きている人々も少なくない。

ホセ・ムヒカの生き方は、イデオロギーにこだわらないで、現実の人々の暮らしを直視して、圧政と収奪から解放されるために、闘ったリーダーである。そして、対立ではなく、共生を大切にして、現実を柔軟に考え、人々の幸福のために、創造力をもって未来をつくりだしてきた政治家である。

(8) 東南アジア諸国連合の平和宣言

ところで、世界のブロックごとに平和の砦をつくっていくことは、当面界連邦政府への道筋の具体的な方法として重要である。このことで、東南アジア諸国連合の動きは注目することである。ASEAN 憲章は、地域の平和、安定、地域の平和ということで、2006年首脳会議の合い言葉は、「一つのビジョン、一つのアイデンティティ、一つの共同体」としていることである。マレーシアのクアラルンプールで、国防相会議を開き、その共同声明を出した。

防衛・安全保障分野の対話と協力を通じての地域の平和と安定を促進する。国防政策、脅威の認識、安全保障への挑戦に関する相互の信頼と理解を促進する。2020年までの ASEAN 安全保障共同体 (ASEAN Security Community:) 創設を確認した。2003年の会合で ASEAN 各国首脳は、「第二 ASEAN 協和宣言」を採択し、2020年までに「政治・安全保障共同体」, 「経済共同体 (AEC)」, 「社会・文化共同体」から成る「ASEAN 共同体」を設立することで合意したのである。ASEAN 安全保障共同体は2015年11月に発足したのである。

2008年12月5日に ASEAN 憲章は発足している。その内容は六点到わたっている。

1. 地域の平和、安全、安定を維持する。
2. 核兵器や大量破壊兵器の存在しない地域としての東南アジアを維持する。
3. 安定、繁栄し、高度な競争力を有し、経済的に統合された市場を創出する。
4. ASEAN 域内での貧困を削減し、域内発展格差を縮小する。
5. 民主主義を強化し、グットガバナンスと法の支配を強化し、人権と基本的自由を促進する。
6. 地域アーキテクチャにおける域外パートナーとの関係協力において主要な推進力である ASEAN の役割を維持する。

以上の内容を ASEAN の憲章として各国が合意して、ASEAN 共同をつくったのである。この憲章内容は、域内の平和と安全、安定ばかりではなく、他の地域へのモデルにもなっていく人類史的な意義も持っている。

ASEAN 諸国が平和的に生存するために政治・安全保障協力のレベルを高める。地域間の相違の解決は平和的手段のみを用いる。幅広い側面を有する包括的安全保障の原則に同意する。それは、軍事同盟の形式ではない。

国内問題について外部から干渉を受けない。国連憲章・国際法を遵守し、ASEAN の原則を堅持する。海事協力は本共同体の進化に資する。東南アジア友好協力条約理事会は本共同体の重要な構成要素となる。ASEAN 地域フォーラムは地域の安全保障対話の主要なフォーラムである。本共同体は外に開かれたものである。テロ対策等国境を越える犯罪に対する能力を強化するため、既存の制度を十分活用する。大量破壊兵器のない東南アジア地域を確保する。国連その他の地域・国際組織との協力強化を目指す。³⁶

稲盛和夫や梅原猛が提起する東アジア連合構想のモデルにもなるものである。日本、中国、韓国は、同じ漢字文化圏で大なり小なり儒教と仏教と道教の影響が国民に残っており、道徳観も共通するところがあるということで、まずは三国が共同体をつくり、アジア共同体に広げていくべきと梅原猛は、稲盛和夫との対談集でのべている。稲盛和夫も、この提案を受けて、最初は三国だけでもまとまることは大

³⁶ 外務省の ASEAN (東南アジア諸国連合)・ASEAN 共同体の設立に向けて・わかる国際情勢のホームページより (平成28年4月7日)

切としている。三国がまとまれば ASEAN の方にもひろがる。国際問題を根本的に解決するには、世界連邦国家みたいな発想が必要で、その先駆として、EU があり、AU (アジア連合) みたいなものをつくると述べている。³⁷

第五節 ユネスコ憲章の寛容精神と平和教育

ユネスコ憲章をあらためて確認される必要がある。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不振をおこした共通の原因であり、この疑惑と不振のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった」。

人間の安全保障に人間の能力の発達、教育の保障が不可欠になっている。万人のための教育に関する世界宣言 (1990年のユネスコ採択) - 国際連帯を強化することが大切である。

(1) ユネスコを中心とした国際的な平和教育の共通認識

平和教育は、人びとの心のなかに平和のとりでを築いていくことである。それを実践していくためには、生活との関係で実感をもった教育が必要である。

戦争体験者から話を聞くことは戦争のむごさを生活との関係で実感していくうえで極めて大切である。平和教育は、未来志向的に心のなかに平和の砦を築いていくことであり、単なる告発的な残酷性を教えることではない。

戦争を起こさないために相互尊重、相互依存関係の国家間、民族間がなければ、未来を展望できるものでない。それを考えていかねば平和教育にはならない。それは、各民族、各国、各宗教、各価値観などを知り、それぞれを理解し、共有と寛容の態度をもっていく人格形成をはかっていくことである。

戦後にユネスコを結成したときに、憲章をつくった。これは、平和教育を考えていくうえで大切な理念である。ユネスコ憲章は平和の砦を築くために次のように述べている。

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終わりを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教養をひろめることによって可能にされた戦争であった。文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果たさなければならない神聖な義務である」。

この見方は、教育実践を進めていくうえでの基本的な理念である。相互の風習と生活の理解の教育は、無知と偏見をなくしていくことである。不平等という教養を広めることは戦争を精神的な側面から可能にさせるものである。

冷戦のなかでアメリカとソ連の軍備拡張が進むなかでユネスコは、軍縮教育世界会議を開いた。その最終文書では、軍事面ではなく、非暴力的な市民行動の非軍事的防衛システムを含む安全保障のための代替えを検討すべきであるとしている。

「軍縮教育はまた、人権の国際法および武力紛争時に適応される国際人道法を活用すべきであり、そして非暴力的な市民行動のような非軍事的防衛システムを含む、安全のための代替アプローチを検討すべきである。信頼形成の諸措置、平和維持、紛争の非暴力的解決、国際的暴力を統制するその他の方法など、国連の努力についての学習は、この点で、特別に重要である」。

「軍縮教育は、問題中心であるべきであって、受け入れうる国際的行動としての軍縮の削減と戦争の廃絶へむけての実際的措置を検討・評価する分析的・批判的能力を発展させるようなものでなければな

³⁷ 梅原猛・稲盛和夫「人類を救う哲学」PHP、129頁～133頁

らない。軍縮教育は、国際理解、イデオロギー的・文化的多様性についての寛容性、社会的正義と人間的連帯への契約といった諸価値に基礎をおくべきである」。(1980年ユネスコの軍縮教育世界会議最終文書)

非暴力的な方法は、信頼形成の措置からの平和維持である。どのようにして、紛争する間での信頼形成をしていくのか。平和のための文化の形成が必要である。日本の場合は憲法九条という平和憲法をもっており、この憲法教育が極めて重要である。この憲法九条を世界に対しての平和文化の基盤になっていることを明確にしていくことが求められている。

平和の文化は、暴力によって問題を解決することではなく、国際ルールの尊重、お互いの文化や主権、価値観を認め合いながら、相手が何を主張しているのか。寛容の精神をもって話し合いをしていく平和の文化が大切なのである。成人の学習宣言としてユネスコは、この問題について次のように述べている。

「平和文化と、市民性及び民主主義のための教育。われわれの時代のもっとも主要な挑戦の一つは、暴力文化を排除し、正義と寛容にもとづいた平和文化を築くことである。そこでは、対話、相互承認、話し合いが、家庭と地域のなかで、民族の間で、国家間で、暴力にとって代わるであろう」。(成人の学習に関するハンプルク宣言・1997年ユネスコ国際成人教育会議)

2000年、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が提唱し国連が定めた「平和の文化国際年」は、戦争や争いがない21世紀をつくっていくために私たち一人ひとりができることから行動していくことを呼びかけた。さらに2001年から始まった「世界の子どもたちのための平和文化と非暴力のための国際の10年」は、これからの世界を担う子どもたちに、地球環境までも含む全ての暴力の否定をとおして平和をつくっていかうと呼びかけている。

2000年、日本ユネスコ協会連盟では、「平和の文化国際年」のキャンペーン事業としてさまざまな運動を展開した。中でも「平和の鐘（かね・おと）を鳴らそう！」への反響は大きく、この盛り上がりを受けて、2003年度から本事業を「世界の子どもたちのための平和文化と非暴力のための国際の10年」の主要事業と位置付け、特に子どもたちを対象にしてこの運動を広げている。

現代は、アメリカでの2001年9月11日の事件以降に疑惑と不信の増大が全世界的規模に広がった。イラク戦争、アフガニスタン戦争が無差別な近代兵器が投入されて多くの悲劇を作り出している。そして、国際的テロ、自爆テロとが頻繁化している。

パレスチナとイスラエル問題も深刻化し、各地に地域紛争が激化している。ここには、多様な価値観、相互の風習や生活を認め合い、相互援助及び相互の関心の文化が消えている。

現代は、人間尊厳における相互尊重、相互依存が消え、自分たちの価値観を正義として謳歌して、疑惑と不信をつのらせている。多様な風習や生活を記録し、偏見や無知を克服して、相互尊重をしていく教育をしていくには、実際に地域で生活している人々の文化や価値観を理解していくことが必要であり、文化や価値観の衝突になった過去の歴史をきちんと収集して、その教訓を伝えていく教育が求められているのである。

（2）平和教育のための地域博物館

とくに、地域の生活のなかでのリアル性を丹念に収集し、証言を集めていくことは地域での平和教育の素材を豊かにしていくものである。この収集と証言を集めていく仕事は、学校教育だけでは十分に展開することができない。地域で暮らしてきた人びとによって支えられていくものである。

第2次世界戦争における各地での戦争の悲惨な証言は、語り続けられてきているが、それも戦争体験者が高齢になり、限界にきている。平和祈念の地域博物館の役割が大切になっているのである。

博物館は、地域の事情と生活を考慮して、歴史や民俗、自然科学、産業に関する資料を収集し、教育的配慮をもって収集したものを展示していくものであるが、戦争遺跡や証言についても平和の心のとりでを築いていく博物館として大切な仕事である。

博物館法の趣旨から平和博物館の役割は、平和の構築のための教養を市民に提供するものである。博物館の資料収集や調査研究は、その土地からであり、極めて地域性をもっているのである。博物館法では地域性の重要性について、次の規定している。

「博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学

校教育を援助し得るようにも留意しなければならない」「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」ということで、博物館は、地域の社会教育活動としての重要な施設になっているのである。

地域の土地の状況を考慮していくということは、博物館の教育や資料の収集と、その研究にとって基本的な視点である。また、地域の土地の状況に即しての教育や資料の収集は、国民の実生活の向上に貢献していくという見方が必要なのである。

地域の土地の事情を考慮していくことは、地域エゴという意味になってはならず、地域の土地の事情を考慮していくことが国民生活全体、もしくは人類史的な貢献に繋がっていくことを意味しているのである。

広島や長崎の原爆投下の問題は、核兵器の恐ろしさを人類に教えていることである。広島平和記念資料館や長崎原爆資料館は、地域の素材を扱った歴史的な原爆の資料館が人類史的な非核平和の課題を投げかけているものである。

沖縄平和祈念資料館、沖縄のひめゆり平和祈念資料館、知覧特効平和会館などは、地域の戦争遺跡をあつかったものである。この平和への資料館は、資料の収集を深めていくことによって、民衆を戦争に巻き込んでいくうえでの精神的な動員やデマゴギーの問題などの恐ろしさを示している。どんな過酷な極限な状況においても人間的に生きる問題という人類史的な課題をもっているのである。

川崎平和館、東京大空襲資料センター、大阪国際平和センター、戦争と平和の資料館「ピースあいち」などは、大空襲の被災の実態を収集しての平和教育を行っている博物館である。川崎市は平和都市宣言をして、平和館を設置している。

平和教育は、地域の暮らしと戦争被害、地域の平和文化から実践していくことが大切である。この意味でそれぞれの地域にある平和博物館の役割は、重要である。広島や長崎の原爆に関する博物館は地域の平和教育ばかりではなく、人類的な核兵器廃絶の資料館的な役割を果たしている。

平和教育については、平和のための博物館をつくり、暮らしを通しての人々の生々しい戦争被害、戦争に反対し、平和を守った人々の生き方等の歴史的資料を収集保存し、それをわかりやすく展示し、教育的な素材にしていくことは大切である。これらのことは、平和教育を推進していく、教育行政の条件整備になっていくのである。³⁸

第二章 日本の伝統的な平和文化と有徳国家

第一節 稲盛和夫の近代以前の伝統的な平和文化論

(1) 近代以前民衆の暮らしのなかにあった文化

憲法九条は、日本が世界に誇れる平和主義文化である。この平和主義の文化は、日本の歴史的な伝統文化とどのような関係にあるのであろうか。日本の国家は、戦前に軍国主義を経験した。日本の近代化は、朝鮮半島や台湾を植民地にし、さらに、中国をはじめアジア・太平洋に軍事的な力をもって、侵略を行った。

戦後の平和主義の憲法は、日本の伝統文化と無縁ということに思いがちになっている。日本の文化の侵略性、軍国主義な側面を民族的な運命論からみてしまいがちである。このようななかから、戦後の憲法の平和主義が戦勝国から押しつけられたとみることになりがちである。

近代以前の日本の神仏習合文化、神仏の同一体文化を価値の多様性と異質性を尊重し、話し合いをして、合意をつくりあげていくという文化を日本の伝統文化からみることができる。この文化は、縄文時代からの森の文化、弥生時代の稲作・畑作文化、古墳文化、古代律令制、平安時代、鎌倉・室町時代、徳川時代という、古代、中世、近世という日本の歴史を大きく2000年の歴史的なスパンから平和主義の文化を探ることが大切である。

³⁸ 神田 嘉延「平和教育と博物館」鹿児島子ども研究センター研究報告 NO13 (2011年3月) 参照

民衆の暮らしのなかにある習俗、慣習、村の掟、民衆の崇りや恐れは精神文化から探ることは、民衆の生きていくための平和主義文化である。それぞれの習俗、慣習、掟、崇りや恐れは、人間のもつ絶え間ない紛争、支配・権力欲望、己や自己の所属する集団のエゴを絶対するうえでの抑制力に働いた。

日本の民族にとって、日本列島という、急傾斜と雨の多いことが、台風、水害、火山噴火、地震が頻繁に起きるなかで、エゴで生きることの厳しさがあったのである。これは、日本の民族的な平和文化のアイデンティティをつくっていくうえで重要なことである。

ところで、稲盛和夫は、すばらしい伝統をもっている日本人の平和に対する善き思いの精神文化を発展させることだとしている。世界で率先してすばらしい社会をつくり、世界中から尊敬される国になってほしいという願いである。日本は、世界の他民族から尊敬されるためには、日本の地方に村にいた素封家のひとたちの姿があるとしている。素封家とは、公の職につかず、なんの権力をもたず、位はないが、その人の人間性や器量で、実質的なリーダーの役割をしていた村の文化人である。

素封家は、田畑をすこしだけ多くもち、教養・学問があって、何よりも人間性が豊かである。村人は、困ったときに、その人に相談に行き、その人を中心に貧しく困っている村の人を物心両面に支援した。権力を誇示したり、威張ったりしない人であった。

今後、世界のなかの日本は利他の心をもって、お金持ちとしてではなく、軍事大国ではなく、世界の素封家になれば、日本は、世界の人々から尊敬される国になることができると稲盛和夫はのべる。³⁹

日本の善き伝統は、共生と自然循環の社会であったと稲盛和夫はのべる。入会権のように森、キノコ、落ち葉もすべて村落共同体のもので村人が分かち合う文化があったのである。水の管理、水の配分には、村に共生のルールがあって、自分勝手を許さないことであった。また、堰や水路は、村人が共同で見張って管理していたのである。⁴⁰

稲盛和夫は、美しい心を持っていた江戸の日本人の見直しを強調する。それは、政官財を問わず各界の不祥事が起きる現代日本の問題状況のなかで、その克服の展望に江戸時代の日本人の心に大きな鏡があるという理由からである。明治以前の日本を訪れた外国の知識人はなんと美しい心を持った民族かと驚嘆していたと。資源を分かち合い、隣近所と仲睦まじく、礼儀作法と人間性をもっていた日本社会の姿があったと稲盛和夫は、江戸時代日本人の心の見直しを指摘するのである。

（２）日本の自然の恩恵を大切にす文化が平和を支えた

日本には、豊かな自然の恩恵を大切にしてきた文化があった。里山を日常に村人みんなで自然循環するように管理し、奥山は、聖なる山として材木として利用する以外は手をつけずに自然のままにきた。奥山の木を切るときは聖なる山の神に祈り、生活にどうしても必要であると懇願して、山を大切にしながら木を切ったのである。

山の恵みはすべて、循環するように掟を守ったのである。山芋をとるときも下の食べられる芋をとるが根株は植えなおすことをしてきた。田んぼでの豊作を祈願するときは、山を大切にしたのである。田の神は、秋深くなると山にもどっていくという思いが村人にあり、山と田、山と農業の関係を大切にしてきたのである。

漁業にとっても豊かな山の自然を大切にすることは同じである。漁民の大漁祈願には山を祈ったのである。今でも、漁民は、山に木を植え、山の自然循環を大切にす管理を山村民と協力しているのである。日本には自然循環と共生の文化が根強くあるのである。

「しかし、近代以降、日本は軍事力を増大させ、周辺民族をも支配し、そこから経済発展を遂げてきたのである。現在も、植民地こそありませんが、やり方を変えて他国に干渉している。経済支援という美名のもと、やはり自国の権益の拡大をめざしている。いまこそ欲望を抑え、その対極にある「慈悲」「思いやり」「助け合い」「利他」という価値観に目覚め、「みんなで一緒に生き延びてこそという方向に、日本人がその思考を変えていくときではないでしょうか」と稲盛和夫はのべる。⁴¹

³⁹ 稲盛和夫「君の思いは必ず実現する」財界研究所。221頁

⁴⁰ 梅原猛・稲盛和夫「人類を救う哲学」PHP、101頁

⁴¹ 前掲書、088頁

江戸時代の美しい心を持った日本人の現代的な再評価は、慈悲、思いやり、助け合い、利他という価値観に日本人が目覚め、みんなで一緒に生きのびていこうという共生社会の構築を展望するのである。

ところで、一方的に明治以降の近代化を稲盛和夫は否定しているわけでもない。物質的な豊かな文明を作ったことは評価している。その物質的な豊かな文明が一人歩きして、豊かであった日本人の心が置き去りにされて、不祥事などにみられる精神の荒廃が起きているのである。そして、物質文明も驕りがあるというのである。その驕りが持続可能な社会の危機の到来になっているのである。まさに、物質文明の限界をきちんと認識していく時代になっているのである。

稲盛和夫は、明治維新についても日本が植民地にならなかったことを積極的に評価している。日本の近代化を積極的な面と、江戸時代の分かち合い、小欲知足による自然循環等世界に誇れる精神の衰退、周辺民族の支配のマイナス面と二面性があったのである。

「もし日本の明治維新が失敗していたら、我が国も植民地化され、他のアジア諸国と同じ状況に陥っていたかもしれません。そうすれば、現在のような繁栄した日本の姿は存在していないでしょう。明治政府以来の富国強兵政策や覇権主義が近隣諸国にたいへんな迷惑をかけたことは確かですが、国家としての日本の命運という点においては、近代化に向かったことはよかったです。その点においては評価できるでしょう」。⁴²

平和についての日本の文化は、複合的で多様な価値観を包み込んでいることによって、寛容の精神を醸成してきた。単一の価値観、画一の文化ではないのである。海幸の民、山幸の民、交易の民、農耕の民、工芸の民と多様な文化が豊かな自然のなかで複合して蓄積してきたのである。日本という列島のなかで、複合的な文化と価値観をもった人々が共に暮らしてきたのである。

北海道でとれるコンブが沖縄の食の伝統にとってなくてはならない素材になっているのである。北海道の物産は、古くから関西の伝統料理の素材に不可欠であったのである。これは、交易の民としての日本人がいたから複合的な文化が形成されてきたのである。日本人は、交易の民によって広く開かれた交流をしてきた民族である。江戸の初期まで東南アジアまで広く交易をしていたのである。

その後幕府の貿易の独占によって特定の地域に交易の場が定められたが、広く世界との交流をも幕府独占で行われていた。西洋や中国の窓口として長崎、朝鮮の窓口としての対馬、北方の窓口としての釧路があった。薩摩は沖縄ルートをとおして独自の交易のルートをもっていた。

日本は、幕府独占の交易であった。西洋は、王権の支配が同一民族によって、地域に固定しているものではなく、王権自身の支配権が異民族に入れ替わっていった。新生ローマ帝国、オスマン帝国など。また、近代過程で西洋諸国のように帝国主義的な領土を拡張して移民を行っていく歴史は日本にはなかった。民族間を超えての領土拡張の戦争は歴史的になかった。中国のように異民族を支配していく歴史もなかった。また、漢民族以外にモンゴル、清・満州族が中国皇帝となっていく歴史もなかった。ここに異民族間が極端に敵対して憎しみ合う歴史もなかったのである。

国内における武士の戦いであっても農地を荒らすことは基本的に行われなかった。戦国末期まで多くの武将は、農民も兼ねてきたのである。つまり、兵農分離は行われていなかった。職業的な武装集団の形成は極めて弱かったのである。

日本の宗教観は、単一の価値観、単一の宗派をもっているのではなく、それぞれが融合して、寛容の精神をもっているのが特徴である。それは、神仏混合というなかに典型にみることができる。ここに、精神構造的に宗教的な価値観によって争う戦争は起きなかったのである。

為政者は、この多様な価値観をもった宗教観を恐れたのである。一部には、民に深く根付いていた念仏を弾圧した薩摩藩のようなどころと、幕府のもとに諸藩が禁止したキリスト教もあったが、民衆は、隠れて信仰したのであるが、それらは、土地の信仰と深く結びついて継続したのである。

⁴² 前掲書、084頁

第二節 神仏混合による日本の伝統文化と和の精神

(1) 神仏習合の文化はすべての生き物を大切にす文化と共同体の安寧

憲法九条の平和主義文化は、世界宗教である仏教の普遍主義と日本の地域社会で生きてきた自然主義的な共同体のもつ生活からの基層的信仰を習合した開かれた精神からきたものである。

仏教のもつ普遍的な悟りの教典の抽象性と具体的な生活からの苦悩や恐れ、祈願という感情を信仰に高めながら、心を鎮めるように統合したものである。宗教のもつ絶対的な価値性を生活からの苦悩、恐れ、祈願という感情と統合して、紛争や人間のもつエゴ、欲望の増幅をコントロールしていく役割を果たしたのである。

仏教や神道は、人間のみを救済の対象しか考えない信仰ではなく、すべての生き物、自然を包み込む救済の対象とする。日本では地震、台風、水害、急傾斜による自然災害の厳しさがあった。このなかでこそ自然循環、自然畏敬の文化を大切にしてきたのである。

特別に自然の掟に付き合っ、自然を観察し、自然と共に生き、自然循環を重視していく文化が醸成されてきたのである。それゆえに、抽象的な悟りと具体的な生活感情をより深めたのである。

さらに、神仏習合が、庶民の生活から乖離して、為政者によって権力支配を絶対化して、祈りと暴力が結びつくことがあった。儒教の導入から人の道、善悪、慈しみの心、正義などが、為政者に強く求められた。

このことは、日本の伝統的な和の精神を作りだした。民の暮らしを大切にし、紛争を話し合いで解決していくという文化である。為政者にとって、神仏習合の精神、後の崇りが恐ろしいという文化、怨霊文化などは、権力支配欲の増幅に歯止めの役割を果たしてきたのである。日本の伝統的な文化を破壊したのが廃仏毀釈である。

廃仏毀釈は、日本の近代化のなかで、神仏習合文化から絶対主義的な国家神道をつくりあげたことである。国家神道は、決して日本の伝統的な文化ではなく、日本の国民全体を軍国主義的精神に統制していくためのものであった。天皇の民族的なアイデンティティという権威と国家権力を結びつけたものであり、国家の軍事的統制の役割を果たしたものである。憲法九条の平和主義を日本の伝統的な文化から考える場合に、神仏習合の積極的な評価、廃仏毀釈の大いなる反省と日本文化の複合性、価値観の多様性、自然主義を見直しながら平和の構築をしていくことが必要である。

歴史宗教学者の義江彰夫は、著書「神仏習合」で日本の宗教構造の特徴について分析している。

「8世紀から9世紀半ばに神宮寺生成過程を通して、日本各地に、多国に類例をみない神社（基層信仰）と寺院（普遍宗教）が正面から結合し、仏になろうとして神（菩薩）のための寺というかたちの神宮寺が生まれている」「神宮寺の出現は、普遍宗教としての仏教と基層信仰としての神祇信仰が、各々の独自の信仰と教理の体系を維持したままで、開かれた系で結ばれている」「神宮寺を起点として、次々に生まれてくる怨霊信仰、浄土信仰、本地垂迹説、中世日本記など、神仏習合の諸問題は、いずれも神宮寺にみられた神仏の関係を起訴として発展的に生まれてくる問題なのである」。⁴³

義江彰夫氏は、神宮寺の出現の重要性を日本の宗教構造を解明していくうえで、重要性であるとしている。神仏習合の出現の過程で、それぞれの独自の教理と信仰の体系を維持したままで正面から維持して、開かれた系をもって習合していくことを強調しているのである。

地方の豪族が神々を背負って支配してきたのが、8世紀後半に全国いたるところでゆきづまりに直面し、仏教にその打開の道を求めた時代である。地方神の神宮寺化の動きは、新嘗祭等の皇祖神の霊力という律令国家支配体制を物的に支えるものである。地方社会の共同体祭祀を国家的規模で変容編成していくのを認めていくのが神仏習合であると義江彰夫氏は述べている。⁴⁴

さらに、神仏習合によっても基層信仰の強い呪術的な共同体信仰の神祇信仰は、社会底辺に生き続けたのである。神々の霊力に奉ることが共同体成員のすべての安泰と繁栄が約束されるということであっ

⁴³ 義江彰夫「神仏習合」岩波新書、26頁～27頁

⁴⁴ 前掲書、37頁～39頁参照

た。王朝国家の時代はもちろん中世の時代まで基層信仰の呪術的信仰とケガレ、忌避観念の信仰は継続したと考える。

また、キリスト教の世界では、仏教と決定的に異なるのは、最初から呪術と奇跡を認め、人間しか救済されないということで、罪も人間だけで、人間の生物、物への罪などは問われなかったとしている。キリスト教は、異教と基層信仰の神々の名を唱えることを禁じたのであると。日本の神仏習合の歴史はヨーロッパと決定的に異なる普遍宗教と基層信仰の結合のしかたをみることができる。日本では、仏教が神祇信仰を排除・抑圧することは一度もなかった。仏教が神祇信仰を吸収する際に神祇の名を唱えることを禁ずる必要がなかった。日本の仏教と神祇信仰はヨーロッパのように、閉ざされた系でキリスト教の吸収ではなく、開かれた系で結びあい、仏教と神祇信仰の共存の上に、競合と結合を築き上げてきたと、義江彰夫氏は強調しているのである。⁴⁵

義江彰夫氏が指摘する日本の伝統的な宗教構造の基層信仰と普遍宗教の共存性が、神仏習合というなかにみることができるといふ指摘は、日本の宗教文化の構造論から平和文化を考えるうえで注目することである。閉ざされた系で、異教徒と基層信仰を禁じてきたことは、ぶつかり合う宗教的教理や価値に対して、寛容性をもっていくうえで、一段と高いレベルの伝統的な宗教的な要素を超えての多様性の価値を認め合う平和の理性が求められているのである。

(2) 神仏習合での僧兵をどうみるか —平和文化との関係で—

神仏習合の文化のすべてが、暴力を否定しているということではない。それは、僧兵ということで、祈りと暴力の力が結合していた歴史を直視しなければならない。古代・中世時代の神仏習合における修験道寺には、僧兵と言われる武装集団があった。僧兵が活躍した時代は、社会が乱れるなかである。

もうひとつの中世社会の権力というように神社勢力は、貴族社会とは別個に荘園を領有している。それは、摂関政治の貴族の領有に対抗し、広大な寺領・神領を有していく。巨大になった神社領有は、いろいろな勢力から襲われる危険性をもっていた。寺社を防衛することから武力を保持する必要があった。自衛的手段として、武力を保持していたのである。

中世時代になると神仏習合の神社は、宗教的な権威による地域アイデンティティという側面ばかりでなく、為政者の側面としての地域の権力者になっていく。地域の暮らしの基層的信仰と普遍的な宗教という神仏習合にみられた祭りの神祇信仰が大きく変化していったのである。所領を巨大化した神社勢力は、特権化して武器をもって戦争を引き起こし、人々に恐怖を与える者たちがあらわれるようになった。

衣川仁氏は「僧兵＝祈りと暴力の力」の著書のなかで、中世社会の仏教の実践者が祈りの世界とかけ離れた暴力をもって権力体として存在していたことを指摘している。寺院が最大限の権力基盤を寺院荘園の経済的基盤によってそなえていた。延暦寺や興福寺の寺院では何千もの規模をほこっていたとする。

そこでは、僧でありながら、武器をもって暴力を行使したのである。中世で「大衆」とよばれる最大級の巨大化した寺院はなぜ歴史上に登場し、なぜ存続できたのか。比叡山にみられるように秩序を乱す僧の基盤は、巨大化した寺院の大衆であるとする衣川仁氏は問題を提起する。

寺院と民衆との間には、霊験と帰依という双方向からの依存関係が存在している。その幸福な関係が続かなければ寺に不信が待っていた。それゆえ寺院は、人へ靈感を定着させるために帰依の持続的獲得に奔走する。その手法は穏やかなものだけではなく、恐怖をからめることを厭わない。領主権力との集団的な抵抗で、中世民衆の主体性は、逃散等を行った。常に厳しい現実のなかで、平穏な生活を願って、神仏に素朴な望みを託し、霊験が現れることを待った。同時に、それと引き替えに個々人が蒙るかもしれない恐れというリスクのみこんで冥顕の力を受け入れたのである。幸福を求めることとセットとなって神仏の恐怖が確実に入り込んでいくと著衣川仁氏はのべるのである。⁴⁶

中世の大きな寺院は、僧兵をもって為政者に対して徒党を組んで強硬に訴えることを行った。まさに

⁴⁵ 前掲書、208頁～213頁参照

⁴⁶ 衣川仁「僧兵＝祈りと暴力の力」、講談社選書、146頁～148頁参照

貴族は、強訴の暴力性に恐れた。朝廷は強訴に対して、迅速に対応した。寺院側の大衆を討ってはならず、阻止することを目的として武士の派遣を行った。戦闘の回避である。⁴⁷

日本の歴史にも典型的に為政者によって、平和を社会の基盤としてつくった平和的な2つの時代があった。その時代は、平安時代と江戸時代である。この二つの時代を考えることは、日本の平和文化を探るうえで大切なことである。この平和文化は、神仏習合、神仏儒の三位一体ということが大きく影響している。この文化は、為政者の権力ということから民衆の精神にあった怨霊・崇りの社会的役割や権力から権威が分離した儀式的な意味をもつての象徴天皇の民族的なアイデンティティの意味が大きい。この社会的、政治的役割について、山折哲雄は、パクス・ヤポニカの文明として、世界史的な戦争と平和を考えていくうえで、大きな示唆をあたえるとしている。なぜ平安時代の350年や江戸時代の250年に平和が実現可能であったのか。その平和の条件を可能にしたのが何であったのか。それは、国家と宗教の相性が良好であったと山折哲雄氏は考える。

平安時代の平和は怨霊、物の怪という崇りのイデオロギーが政治と社会の不穏な動きに抑制効果をもったとしている。密教僧たちが加持祈祷によって、怨霊鎮魂の仕事を洗練させ、神仏の協同体制によって崇りの排除の軌道をした。憎悪と暴力衝動の蓄積を早い段階で阻止した。政治と宗教の複合運動であり、その神輿が天皇であった。以上のように、平安時代の平和をつくりあげた宗教構造と国家政治の均衡的な絡み合いを評価する。

江戸時代の平和は、平安の宗教と国家の均衡以上に家や地域社会を統合する信仰の発展によって社会秩序が安定したとする。氏神や祖先信仰の祀りに精力を費やすようになり、それが、タテ社会身分社会の心の安定をつくりあげた。そして、祖先崇拝の檀家制度によって、大名、武士、一般庶民に至るまでのヨコの関係を強固にしたのである。神道の氏神信仰や仏教の死者儀礼が階層を超えて共通の死生観をもった国民宗教的基盤をつくった。⁴⁸

我が国における二つの平和の時代、第一が平安時代、桓武天皇の平安遷都（794年）から後白河天皇の保元の乱（1156年）まで、ほぼ350年。第二が江戸時代、家康による開幕（1603年）から明治維新（1868年）までほぼ250年。

平安時代では、神道は崇り現象の発生源であったが、江戸時代になると地域社会を統合する信仰へと発展する。村々の鏡守の森を中心とするカミ信仰である。それはむろん地域の共同体レベルにとどまるものではなかった。皇室における伊勢信仰、徳川将軍家における日光東照宮の場合をみればわかるだろう。皇室や将軍家も、庶民の場合と同じように氏神や祖先の祀りに精力を費やしたのであるというのが山折哲雄氏の平和の時代を作り上げていた精神的な基盤であるとしている。

二つの平和の時代は、源平の合戦から江戸開城にいたるほぼ450年の戦乱の時代があった。国家と宗教の近郊が二つの時代の平和を、社会秩序を保つことができたのである。神仏共存のシステムが均衡を保ったのである。

タテの階層化がつかぬかかれていたが、しかし氏神や祖先神への信仰によって心の安定を得ようとした点では、どの階層も共通していた。階層による信仰の分化という現象は、それほど進行してはいない。それが全体としての社会秩序の形成に役立っていた。明治近代国家が一刀両断のごとく神仏分離をしたことが均衡を破壊したと山折哲雄氏は指摘するのである。⁴⁹

この山折哲雄氏の二つの平和時代は、相対的にとらえるべきであり、この二つの平和の時代に争いがまっただなかつたことではない。竹内誠氏は江戸時代の百姓一揆について次のように指摘している。

「江戸時代においても幕藩領主と農民との矛盾の百姓一揆、町人を中心とする都市騒擾、村役人と一般の農民抗争の村方騒動というように全国各地に起きている。1653年の佐倉藩の圧政を幕府に訴えた佐倉惣五郎の事件などは歌舞伎にでてくるほど有名である。1590年から1867年まで百姓一揆は3211件、都市騒擾488件、村方騒動3189件があった。領主の支配強化に対して、農民が絶え間ない抵抗をおこなっ

⁴⁷ 前掲書、174頁

⁴⁸ 山折哲雄「日本文明とはなにか」角川文庫、65頁～66頁参照、150頁～152頁参照

⁴⁹ 前掲書、146頁～154頁参照

ているのである。1769年には一揆がおきたら、近くの藩が出兵して鎮圧することを幕府は政策をとる。

そして、鎮圧のために鉄砲の使用を公然と許可するようになる。個別領主ではなく、連合して一揆鎮圧体制を整備していく。寛成年間（1789～1801）以後、大規模な一揆は減少していった。しかし、農民闘争が沈静化したことを意味せず、全国各地で村方騒動とよばれる村役人の不正追及や村政の民主化の日常闘争が大きくなうねりになっていくのである。⁵⁰

山折哲雄氏の精神的な統合による社会的な秩序のシステムばかりではなく、この二つの時期は、日本の独自の精神文化やものづくりが発展した時期でもあることを見逃してはならない。ひらがな・カタカナが生まれ、源氏物語、枕草紙、徒然草、今昔物語、万葉集などの文学。日本女性の感性が発達した時期でもある。

江戸時代も井原西鶴、近松門左衛門の文学、松尾芭蕉の俳諧、中江藤樹、貝原益軒、石田梅岩、荻生徂徠、本居宣長、平賀源内、細井平洲、安藤昌益、三浦梅園、横井小楠など多くの思想家が生まれた。歌舞伎、浮世絵、人形浄瑠璃、茶道の流行による陶磁器の活況、建築物、織物業や工芸品等各地の地場産業の隆盛、宮大工、鋳物師、鍛冶屋などの芸術文化の物づくりが発展した。

さらに、商業活動の発展、参勤交代、伊勢参り等の旅による交通網が整備されていった。これらは、日本的な精神と経済的な基盤を後世の近代に伝えられる精神や社会経済の日本的な型の基盤がつくられたのである。中世時代の僧兵は、寺社勢力が領地をもち、大きな社会的な基盤をもっていたことから、社会的騒乱や盗賊などから防衛的な側面を強くもっていたのである。僧兵を武装解除することは、大きな社会的改革であった。また、武士という社会的階層を農業から分離して、官吏階級として統治の学問と道徳を身につけさせ、社会秩序を打ち立てることも大きな社会改革であった。

戦国大名が最も恐れたのも仏教を信ずる農民達の力であった。織田信長は石山本願寺と比叡山の僧兵達に対して、徹底して戦いを挑み、制圧して行くのであった。江戸時代は、檀家制度によって、信仰を藩主が管理するようになったのである。しかし、薩摩藩の隠れ念仏のように藩から自立して農民や下級武士、商人たちが信仰を続けた例などもある。これは、隠れキリシタンも同じである。

第三節 仏教における「殺すなかれ」という平和の戒律

(1) 自然を大切にする文化と仏教の平和主義

梅原猛と稲盛和夫の「人類を救う哲学」のなかで、梅原猛は、仏教の戒律のなかでの「殺すなかれ」を仏教の平和主義にとって大切な思想であり、これは自然を守る思想にも繋がると問題提起している。「核戦争の危機がこれだけ叫ばれる時代においては、仏教の殺すなかれこそ、人類の道徳にすべきです。これは動物を含みますから、自然を守れともなり、環境保全にもたいへんよいと思います」。⁵¹

梅原猛氏は、人類は業、つまり、欲望によって滅ぶということで、欲望の奴隷にならないことが人類救済にとって大切なことであり、天台仏教、真言密教での神仏習合の修験道は、山が聖なる場所で草木国土悉皆成仏という思想をもっていたものが、明治になって神仏習合が排除され、欲望を増進するばかりの受験勉強を奨励するようになったとしている。

「仏教は初期の段階から人類は業によって滅びると説いています。業というのは人間の欲望に支配されていることです。欲望を抑制し、欲望から自由になることが仏教の悟りです。この思想には人間が釈迦の当時よりももっと欲望の奴隷となっている。・・・日本では神様は山にいます。

そしてそこには死者の国でもある。だから最澄の天台仏教にせよ、空海の真言密教にせよ本拠地をみな山に築きました。天台仏教の本山の比叡山は、いまでも誰も入ったことのないような森林がある鬱蒼とした山です。真言密教の本山の高野山も、たいへんな天然林があります。そういう森林深き山を本拠地にしたのです。

そこは神様の住む土地でもありますから、必然的に神道と融合せざるをえません。そんな神仏習合が

⁵⁰ 竹内誠「江戸と大坂－体系日本の歴史10」小学館、188頁～218頁参照

⁵¹ 梅原猛・稲盛和夫「人類を救う哲学」PHP、122頁

行われ、そこから生まれたのが修験道です。明治初期の神仏分離・廃仏毀釈で仏教は捨てられましたが、このとき仏教以上に捨てられたのが修験道です。つまり、神仏習合の宗教が捨てられ、山が聖なる場所ではなくなったのです。ここにたいへんな大きな問題があります」「人間の利益を追求し、欲望を増進するばかりの教育が行われるようになった。欲望を抑えよと教えることはあっても、それはより大きな欲望を満たすためとなる。怠けたい心を抑え、厳しい受験勉強に耐える。そうして見事合格すれば、いい職業に恵まれるというわけです。これだといふ職業には恵まれても、道徳はまったく身につけません。その結果、いい職業に恵まれた人たちが、とんでもない罪悪を犯す。その一方、落ちこぼれた人たちは、裸の欲望によって、めちゃくちゃなことをしでかす」。⁵²

ところで、霧島山麓には、六所権現として人間の欲望のために正しく物事がみられないために、山にこもって六根清浄する修行が行われた。徒然草の69段に性空聖人のことが書かれている。声を出して法華教を読み続けることによって六根清浄にかなう人になったとしている。幼稚の時より、生き物を殺さず、人々と交わらなかつたとされていた。10歳の時に師に就いて、法華経8巻を読んだ。27歳の時に元服して、後年母にしたがって日向国に赴き、36歳にして遂に出家した。殺生をひどく嫌った性空聖人は、霧島の山で若いときに修行して名僧になったといわれる。

霧島の山は古代から平和のシンボルとしての存在価値があった。霧島の山には平和を求めた庶民の心が体現されていたのである。その典型が日本の説話の源流になった高僧の性空聖人が悟りをひらいた山でもあったのである。法華経を霧島の山に立て籠もって書写をして、修行を重ねたのである。

性空聖人は、平安中期の天台密教の高僧であった。(910年～1007年、今昔物語や徒然草にもよく登場してくる高僧)。一本の針をもって生まれ、幼い頃から生き物を殺さず、静かな所で暮らす。けがれない、目、耳、鼻、舌、身、意の六根清浄の境地になった高僧である。極楽浄土の山として、霧島は古代から信仰されてきた。

(2) 戦後仏教者の平和運動の思想

戦後宗教者平和運動の出発として、全日本宗教者介護の森下 徹は、新憲法と宗教者の関わりを次のように書いている。

「日本宗教連盟とは、大日本戦時宗教報国会が1945年9月、日本宗教会に改組し、翌年に日本宗教連盟と改称した組織で、神・仏・基各宗教団体の連合体であった。日本宗教連盟は、1946年12月13日の理事会において、同連盟ならびに神道教派連合会・仏教連合会・日本キリスト教連合会・神社本庁・宗教文化協会との共催で、全日本宗教平和会議を開催することを決定した。この全日本宗教者平和会議は、新憲法施行にあわせて開催されたものである。

戦争責任の告白・懺悔が、ようやく近年になって行われ始めたことからわかるように、敗戦時に自らの戦争責任を問い、なぜ戦争に協力したのか、なぜ天皇制や国家に迎合してしまったのか、その原因を教団のあり方や教学の内容にまで踏み込んで反省した宗教教団はほとんどなかったといえよう。たとえば、浄土真宗の真諦＝仏への帰依と俗諦＝天皇、国家への帰依とを「両立」させ、事実上俗諦に帰依、妥協する道を教義として説いた「真俗二諦論」に代表されるような、信仰(仏・神の論理)を世俗(国家の論理)に従属させる二元論的な考え、もしくは信仰の世界に逃げ込んで世俗から超越しようとする姿勢に対する反省が求められていた。

しかし、信仰の立場と天皇制、国家との関係をどのように考えるか、また、信仰による「心の平和」と戦争や平和を巡る現実の課題とをどのように関係づけるのか。真摯な内省と自己改革は不十分なままであった。戦争の福音を唱え、宗教報国に邁進していた宗教界は、その看板を「平和」「民主主義」に付け替え、平和国家を道義面から下支えする役割を果たそうとしたのである」。⁵³

⁵² 前掲書、124頁～126頁

⁵³ 森下 徹(全日本宗教平和会議)「戦後宗教者平和運動の出発」、立命館大学人文科学研究所紀要(82号)、136～137頁

日本仏教者の平和声明は、1951年に出されている。この平和声明は、朝鮮戦争の勃発で再び、世界大戦危機での平和への強い祈りからである。日本国憲法の平和主義と、仏教の本来の自由、平和、慈愛の精神を堅固に守っていかうとする意志が次のように指摘している。

「日本仏教者の平和声明 (1951年2月20日)。私たち仏教者は新憲法の発布によって信教の自由を保証されたのである。そして、仏教本来の自由、平和、平等、慈悲の精神に基づいて、日本の再建と世界恒久平和の樹立とを固く誓った。ところが、終戦後わずか五年にして平和への期待は裏切られ、国際政局は米ソ二大国を中心に他の東西両国を交えて対立を激化させ、とくに朝鮮戦争からアジアの一角では世界戦争への危機を招くに至っている。また、わが国内のありさまも、保守と急進の両陣営に分かれ、世界の危機につながっているように思われる。まして、次にくる戦争の様相は原子力戦であり、これこそ世界の終末を意味することになるであろう。

私たち仏教者は今こそこの危機を打開するために仏陀の示された慈悲の精神とその人間生活の信条である戒律の真意を世界の人々に示さなければならない。その戒律のうち、「不殺生」とはどんな生物の命をも奪ってはならぬという戒めで、戦争、暴力を否定するものである。また、「不偷盗」は資源の独占と権力による占取を禁じ、貧富の偏在を許さないことを意味し、「不妄語」は各国の不和を助長するデマ宣伝によって他を陥れることの否定である。ここに私たちは仏弟子としての重い使命を自覚し、第三次世界戦争の前夜に立ち、その危機を防ぎ、世界の平和を護ろうとするものである。

仏教者平和懇談会 戦後宗教者平和運動の出発 綱領

- 一. われらは仏教の大慈悲精神による世界恒久平和の実現を期す。
- 二. われらは不殺生の生活信条にもとづき戦争と暴力の絶滅を期す。

森下 徹 (全日本宗教平和会議)「戦後宗教者平和運動の出発」、立命館大学人文科学研究所紀要 (82号) 145頁～146頁より

この仏教者の声明の精神は、戦後宗教者の平和運動の支えになってきたものである。とくに、現代の戦争は、核兵器の恐ろしさがあり、世界を終末に陥れる可能性をもっているのである。仏教の不殺生の戒律は、戦争、暴力を否定するものである。仏教の不偷盗という意味は、戦争や暴力の原因になっていく貧富の偏在を許すことである。現代のグローバル化は、弱肉強食の市場経済である。そこでは、先進国の多国籍企業が勝ち組になり、資源を独占していく構造になっていく。また、情報化が著しく進む現代社会は、マスコミの役割が極めて大きな影響をもっていく。現代社会は、マスコミが国をかえていく力をもっている。まさに、マスコミは、大きな社会的な力になっている。マスコミの情報を発信していくモラルは大きくとわれる時代である。仏教でいう不妄語は、真実を伝えていくうえで大きな妨げになっている。平和という理念を大切にしたいマスコミの良心が求められているのである。国家の不和、民族の不和、宗教的な違いによる不和を煽り、民族排外主義的に敵対勢力を作り上げて、憎悪を煽ることは、許すことができないことである。マスコミを握るものたちの平和主義のあり方は大きく問われるのである。

日本国憲法9条の平和主義は、世界紛争のなかでどのように考えたらよいのか。日本国の平和憲法は、理想主義のみで、現実に機能しないものか。

憲法9条や前文の精神を考えていくうえで、日本の伝統的な平和思想を直視しなければならない。日本は、伝統的に平和を尊ぶ民族であったのである。神仏混合思想にみられるように、多様性の文化をもちながら、海外の文化を上手にとり入れてきた民族性をもっていた。これは、海洋文化と同時に、森林と結合した稲作農耕文化をもって豊かな文化を築きあげてきたのである。多様性を認めてきた文化が異なる価値観を認め合い、信仰的に土着文化と結びついて、宗教的な寛容性をもってきたのである。いわゆる民族間での宗教戦争ということはなかったのである。

(3) 仏教の在家信者に対する戒律と平和主義

仏教では在家信者に五つの戒律を出している。これは、六波羅蜜の持戒の内容である。五戒とは、1、生き物を殺してはならない。不殺生戒 (ふせっしょうかい) - 2、他人のものを盗んでいけない。不偷盗戒 (ふちゅうとうかい)。3、強姦不倫をしてはならない。不邪淫戒 (ふじゃいんかい) 4、嘘をつ

かない。偽りを容認してはならない。不妄語戒（ふもうごかい）5，酒を飲まない。不飲酒戒（ふおんじゅかい）。その最初の第一の戒律が「不殺生戒」の「いかなる生き物も、故意に殺傷しない。他人が殺害されるのを容認してはならない」ということである。

ブッダの真理では、暴力の項目で殺すことに強く戒めている。「すべての者は暴力におびえ、すべての者は死をおそれる。すべての（生きもの）にとって命は愛しい。己が身をひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしてはならぬ」(130)「生きとし生ける者は幸せを求めている。もう暴力によって生きものを害するならば、その人は自分の幸せを求めている、死後には幸せが得られない」(131)⁵⁴

「生きものを（みずから）殺してはならぬ。また（他人をして）殺さしてはならぬ。また他人を殺害するのを容認してはならぬ。世の中の強剛な者でも、また怯えている者でも、すべての生きものに対する暴力を抑えて」。⁵⁵

現代に呼びかける智恵として、ブッダの仏典のことばから仏教学者の中村元氏は、戦争と平和のことで明確に述べている。「自分よりもさらに愛しいものを見出しえなかった。同様に、他の人びとにもそれぞれ自分は愛しい。それゆえに、自己を愛するものは他人を傷つけてはならぬ」というブッダのことばから、物理的生理的な意味で、あるいは社会的な意味で、他人を害することは最大の罪悪としている。国王に対して原始仏教は、戦争放棄をすすめている。戦争手段に訴えて領土を拡張しようとする欲望を棄てなければならぬ。また、王族は権勢欲を棄てなければならぬとしている。原始仏教は、世俗的な国家権力に向かって戦争をとどめるように働きかけと中村元氏は指摘している。⁵⁶

法然や親鸞等の日本の仏教に大きな影響を与えた浄土三部教・無量寿教では五つの悪、五つの現世の悪報をあげ、その悪をなくすために五つの善を保持し、福德の重要性を述べている。その悪の第一として、征服、紛争、殺し合いの暴力の罪を次のようにあげている。

「強いものは弱いものを征服し、互いに争い、傷つけ、殺し合い、相手を呑みこもうとする。善をなすことを知らず、悪逆無道であり、犯した後にはわざわいや罪を受け、罪に随って自然に果報に導かれる」
「世の中には恒久的なきまりとして、王の法律による牢獄もあるけれども（悪人たちはこれを）恐れず、慎まず、悪をなし、罪に陥って罰を受けるのだ」。

この世では、強いものの侵略、殺し合いの悪逆無道がある。この罪によって、王の裁きによって牢獄に入れられることもあるが、命を終わった後の世界が言いようもない苦しみを受けることを次のように強調している。

「目の前の世間においてさえ、このような有様を見るのであるから、命を終わって後に行く世界においては、さらに深く、さらに烈しいのだ。かれらは暗黒の仲に陥り、転々として生を受け、肉身を受ける。その苦しきは、譬えて言えば王の法律によって極刑に処せられる苦痛のようである。かくしてかれらは、地獄界の火に焼かれる火の途、畜生界の相食む血の途、餓鬼界の刀に斬られる刀の途という三つの途において無量の苦しみを経験する。体も形も途も次々に変わり、あるときは長い命を受け、あるときは短い命を受ける。精神や感情や識別力も自然にそれに応じて移って行く。一人が生ずると、すぐに他の者がこれに伴って生じ、互いに報復し合って、止むことがない。わざわいがなくなるということがないから離れることができず、その仲を転々として、そこから逃れる出る時がなく、解脱を得がたい。その苦しきは言いようがない」。⁵⁷

以上のように「無量寿教」では、異様な苦しみのすさまじい様子をえがいている。まさに、三つの途において暗黒の地獄世界において、耐えがたい無量の苦しみに呑みこまれていくことを述べている。殺し合いの暴力に対する厳しい戒めを仏教では在家に求めているのである。ここに原始仏教から大乘仏教と殺し合いをはじめ暴力を戒め、平和に対する姿勢が明確に示されているのである。

⁵⁴ 中村元訳「ブッダの真理のことば・感興のことば」岩波書店、28頁

⁵⁵ 中村元「ブッダのことば・スッタニパーカ」81頁、岩波書店

⁵⁶ 中村元「仏典のことば—現代によびかける智恵」、岩波書店ら117頁～121頁

⁵⁷ 中村元他訳注「浄土三部教上」、岩波文庫107頁～108頁

第四節 江戸時代の思想—安藤昌益の武器全廃論と横井小楠の世界兄弟論—

(1) 安藤昌益の平和論

日本国憲法は、9条において、国権の発動たる戦争の放棄、戦力の不保持をうたっているが、武器の全廃論はすでに300年前に、安藤昌益によって唱えられている。日本国憲法の戦力不保持からの平和思想は、日本の伝統的な思想家からもみることができる。安藤昌益は、1703年に生まれ、15歳のとき曹洞宗禅寺で正式の修行僧として入門している。各地の山門を訪れて、修行し、いろいろの師につかえてきた。10数年の修行によって、指導できる禅宗僧の資格を得るのである。

安藤昌益は、若くして、一人前の禅宗の僧として世に出ることができるようになるのである。しかし、青年僧安藤昌益は、仏門を捨てたのである。なぜか。それは、心の救済では人々を救うことはできないと悟ったからである。安藤昌益の思想を考えていくうえで、青年時代曹洞宗禅寺の修行のなかで形成された仏教的な平和観と自然観は大切な見方である。

安藤昌益は、病との闘いが必要ということで医師をめざす。そして、医学の修業を一〇年行う。医学は、京都で学び、オランダ商館とも接触する。そして、10年後の一七四四年のとき、四二歳で東北の八戸で医業をする。そこで、かれの独自の思想体系が生まれていく。医師としての診療と思想家としての講演を八戸で行う。多くの者が教えを受けるためにかれのもとに集まり、各地にかれの弟子が生まれていく。

安藤昌益にとって、学問は、座っている姿に限定しなかった。学問は、日常生活における一切の状況から考える。学問は、学問をする者の独占的なものではない。真実は、世俗的な生活の道から探求するという姿勢を貫いた。

曹洞宗の開祖である道元の耕道という概念を世俗の生活のなかで発展させて、直耕という独創的な概念をつくりだした。それは、農民の労働こそ富をつくりだす根源であるという考えである。人間の富を労働との関係で考え出したのである。

道元の思想について、正法眼蔵では、耕道を行持（ぎょうじ）仏祖の大道との関係で次のように述べている。「仏祖の大道、かならず無上の行持あり。道環してほとけ断絶せず、発心修行、菩提涅槃、しばらくの間隙あらず、行持道環なり。このゆゑに、みづからの強為にあらず、他の強為にあらず、不曾染汚の行持なり」。

「行持は縁起せざるがゆゑにと、功夫参学を審細にすべし。かの行持を見成する行持は、すなはちこれわれらがいまの行持なり」「一日の行持、これ諸仏の種子なり、諸仏の行持なり。この行持に諸仏見成せられ、行持せらるるを、行持せざるは、諸仏をいとひ、諸仏を供養せず、行持をいとひ、諸仏と同生同死せず、同学同参せざるなり」「大善知識かならず人をする徳あれども、耕道功夫のとき、あくまで親近する良縁まれなるものなり。雪峰のむかし洞山にのぼれりけんにも、投子にのぼれりけんにも、さだめてこの事煩をしのびけん。この行持の法操あはれむべし、参学せざらんはかなしむべし」。⁵⁸

在家に仏の道理を学ぶべきものとして、修証義が明治以降に道元の正法眼蔵からの抜粋要約として、まとめているが、そこでは行持報恩として、日々の平常心、日々の生命、我欲のためにひきずりまわされないようにすることの大切を次のように述べている。

「唯当に日日（にちにち）の行持（ぎょうじ）、其報謝（そのほうしゃ）の正道（しょうどう）なるべし、謂ゆるの道理は日日の生命を等閑（なおざり）にせず、私に費やさざらんと行持するなり」「此（この）行持あらん身心自らも愛すべし、自らも敬うべし、我等が行持に依りて諸仏の行持見成（げんじょう）し、諸仏の大道通達（つうだつ）するなり、然（しか）あれば即ち一日の行持是れ諸仏の種子（しゅし）なり、諸仏の行持なり」。⁵⁹

安藤昌益は、道元から学び、その思想を独自に農民の生活の関係で発展していくのである。安藤昌益の思想を考えていくうえで、互いに相反する関係は、相互の依存関係をもっているということで、互生

⁵⁸ 正法眼蔵第一六 行持 上、日本思想史体系道元上、岩波書店、165頁～190頁参照

⁵⁹ 佐藤俊明「修証義に学ぶ」社会思想社、23頁～24頁、267頁～278頁参照

という性質を重視するのである。そして、社会のあらゆる領域に存在する対立する二別的論理をめぐりだす。つまり、支配と被支配の関係である。かれは、身分制を鋭く批判する。

そして、兵は国の争乱の道具であり、刀は天下を盗む器具であると考え。封建的な武士社会を根底から批判するのであった。江戸の中期の時代からみれば極めてラデカルな見方であり、当時の社会では受け入れがたい考えであった。彼自身も現実的に当時の世の中に支持されるとは思っていなかったのである。従って、弟子たちに公に考えを普及することを進めなかったのである。

安藤昌益は、とことんまで論じなければならないことは、この天地の間の人間の関係であると考え。その中から人間は対等であり、同格であるという思想を確立する。からの平等思想の確立で大きな影響を与えたのは、アイヌ社会との接触である。かれは、アイヌ社会を学び、その社会を積極的に評価する。アイヌ社会は、その気だては素朴であり、金銀の通用がないと見たのである。だからアイヌ社会は、上下の支配がないとしたのであり、互いに戦争して奪ったり、奪われたりする乱世もないとするのである。

安藤昌益は、理想社会の自然活真の世の思想を生み出す。1758年に八戸を去り、秋田の大館に移る。そこで、未来の理想社会をふるさとで深く探求する。そこで、自然真営道を1758年から1762年に執筆するのである。

かれの互生論は、秋田に移住して執筆する過程のなかで、発展する。人倫は人間関係にあり、男女の関係に本質をみることができ。異質なものが対応しながらも、相手を自己の本性として、自己の存在の本質的契機として、一体を双方が求めるということを重視したのである。この見方は、理想社会をつくっていくうえでの根本的な原理とするのである。

また、それは、相互依存の論理である。相互の関係のもとで相互自立の論理が導きだされる。他人と同じでないからこそ、わたしが存在する。自己は世界の中心ではないという見方は極めて大切であるとした。相互の平等は自然のなかにある。相互の人間関係の本質をみつめていくなかで平等という概念を導きだしていくのである。

それは、生存的な自己中心的な平等論でもない。自然の世としての相互の平等関係があり、異なる相互の平等関係のなかに、相互の自立があるとしたのである。このように、安藤昌益は、現実の世を真っ向から徹底的に批判し、理想社会を考えていく。互生論は、安藤昌益の理想社会の根柢になるのである。

安藤昌益は、自然の世に逆らうということは、どういうことかと問う。万人の中の一人である王が勝手に自分から王になること。直耕に逆らって、耕すことをしない。つまり、労働からの富を生むことをせずにいることが自然の世に逆らっていることである。自然の世は、二別の世界のないことである。人道の道に逆らって獣になることは人の自然の世ではない。山中より金を掘り出して人々の欲望を助長させることも人の世ではない。

以上のように、自然の世ではない、平等でない二別の世界のないことが根本的な天道に背く争乱の源であるとする。安藤昌益の平等論を考えていくうえで、二別の相互依存の関係論は大切である。差別と区別は異なり、区別ということでの相反する2つのものが互いに支え合って存在していることを力説しているのである。

王とは天道に背く争乱の源である。王は自然なる天地には存在しないものであり、人間の間にもともと存在するものではない。国にとって、大事なことは軍備ではなく、直耕の天道である。

安藤昌益は、文字よりもしゃべりことばを大切にしていく。叡智は、文字からの自立が大切である。これまでの知の問題は大きい。今の知は、人間が生きていくもののためであるのか。人はじっくりと自然の履歴を観察し、解釈して、自然と対話し、自然の営みを理解していくものである。この見方で、安藤昌益は、未来の自然の世を展望するのである。

これが自然活真の世である。互生の論理の世として、異質であるが同格で平等な2つの項が対をなしながら相互に自己のなかに自然活真の世が確立していく。互生は、相手のなかに入り込み、交渉しあう関係である。

自然活真とは自然そのものではなく、生命的運動である。自然を正しく認識し、自然的に実践する理想な人間社会として、自然活真の世を描くのである。陰陽五行の木、火、土、金、水の五行のなかで、土は別格である。土と四行が活真で合体していくとする。

安藤昌益の直耕概念は自然観の核心的な概念である。肉体的な単純な農業労働という意味ではなく、直とは、自然に働きかける労働をとおして、正しく生きるということで、耕すことは、自然を正しく認識していくことであることを見逃してはならない。

安藤昌益は、封建的社会そのものを否定して人間平等、平和、環境保全を提言する。安藤昌益の思想を生み出した時代背景は、元禄時代以降の贅沢化に伴っての東北地方の飢饉である。東北地方は、五年ごとに大飢饉にみまわれた。飢饉の原因は自然災害ではなく、人為的な災害であった。元禄時代以降の経済的發展による東北地方の開墾が飢饉になったのである。

安藤昌益が生きていた時代は、元禄文化の江戸を中心とした消費文化の影響で、関東の大豆畑が養蚕に替わり、大豆畑は、東北地方の山地に焼き畑農耕方式に移っていった。この結果、自然循環が破壊され、イノシシが大量に発生したのである。

軍学について、安藤昌益は、天下国家を奪い取るためであると鋭く次のように批判する。

「軍学とは、戦争に勝ち王となるためのもの、天下国家を奪いとるためのものである。つかのまの平和にも乱を忘れず、軍学を学び戦争にそなえるというわけだ。ところが軍学は天下国家を治めるためのものと言っている。だが天下国家を統治しようとするところこそ、叛乱死闘がくりひろげられる原因となるのだ。このように治めるといっても軍学、乱れ闘うのも軍学なのだから、治も乱ともに軍学によるものであって、つまりは治も乱ともに乱に過ぎない。そこで治乱興亡のない万人直耕の社会となれば、軍学などはまったく必要ないのだ。反対に軍学が続くかぎり治乱興亡がつづくというものである。もし自然にしたがい直耕ひとすじに生きる社会には治乱興亡がないことを論証する者があらわれて、さっさと軍学を一掃し、すべての刀剣・鉄砲・弓矢などの軍備を全廃してしまうならば、将兵の示威行進もなくなり、やがて自然のままの社会にもどっていくことであろう」⁶⁰

安藤昌益は、まさに、軍学は乱を起こすものであるとする。したがって、平和を考えれば軍学は必要がないとする。自然のままに生きられる社会をつくるには、軍備を全廃していくことであるとする。江戸の中期に安藤昌益は、武士の社会を否定して、平等なる社会をつくっていくために、刀剣、鉄砲、弓矢などの軍備を全廃することを強調しているのである。

ところで、石渡博明は、安藤昌益の平和思想を書いている。かれは、9条世界会議などの盛況を世界平和の構築として、積極的に評価する。「武力によらない平和」の世界的なモデルとして位置づけ、国内のみならず世界に発信していくという積極的な姿勢に好感が持てたとしている。「日本の平和運動がややもすると憲法の枠内に終始しがちなこと、九条を「護る」という消極的なスタンスに違和感を持っていたからであり、憲法九条の如何にかかわらず、「平和」運動は人類に普遍的な価値として、根源的な価値として、もっと積極的に発信していくべきであると考えてきたからである。

とりわけ、ソ連邦の崩壊により冷戦が終結したにもかかわらず、9.11以降、「対テロ戦争」という名の「帝国」による無差別殺戮・大量虐殺が繰り返されるといいうかがわしい時代状況の中にあっては、そうした私の基本的なスタンスに照らして、今年の憲法集会はいずれもその前向きな姿勢に好感が持てた。実はこの間、江戸時代の思想家・安藤昌益(1703~62)の平和論・平和思想を読み返すにつけ、そうした思いにかられてきたからである。

ガルトゥングによれば、「平和」とは単なる「戦争のない状態」だけを指すのではなく、飢餓や貧困・差別・環境破壊などといった、「あらゆる抑圧・人権侵害=暴力のない状態」、いわば「不公正のない状態」を言うのであった。私が先に己の不明さと言ったのは他でもない、ガルトゥングについては何かの折に名前だけは聞き知っていたものの、その提唱するところの「平和学」がこれほど広範囲かつ体系性・説得性をもったものであることをその時までまったく知らなかったことが一つであり、それと同時に、安藤昌益が「寝食を忘れて……亡命をも省みず」(昌益の高弟・神山仙確による刊本『自然真営道』序文)苦闘の末、打ち立てた壮大な思想体系「自然真営道」とぴったり重なり合うということに、これまたまったく気付かなかったからである。「ああ、そうか。昌益が生涯を賭して説いていたこと、『自然真営道』の世界とは、ガルトゥングの説く『平和学』そのものだったのか」と合点がいき、ガルトゥング

⁶⁰ 安藤昌益全集8巻、現代訳下段286頁~287頁参照

「平和学」との類縁性をもっていると評価する。

さらに、昌益によれば、「乱世」ばかりではなく「治世」もまた、人々の理想とする「自然世」—自然と共生し平和で平等な社会—には程遠い「法世」として概括される。「法世」とは人間の本质に根ざした真の意味での平和で平等な世の中ではなく、権力者によって強制された、歪んだ世の中、人間性に反した世の中「構造的暴力」のことである。したがって「治は乱の本」でしかなく、平和への敵対概念として否定される。「武力で平和は生まれない」と。⁶¹

以上のような昌益の平和論を元に、先に見た家永による規定を、空爆に代表される無差別殺戮・大量虐殺の現代に置き換えてみれば、以下になるだろう。「(洋の東西を問わず、権力者とは違って)古来庶民は平和の民である。庶民は戦争を好まない。出征すれば人間性を顧みることができなくなるし、戦場となれば人間性ばかりか人間存在そのものまでが蹂躪される。庶民の生活と戦争とは両立しえない」と。ここにおいて、憲法九条の精神、先の世界大戦をはじめとした人類史を総括した日本国憲法前文の精神は、安藤昌益の平和論・平和思想、ガルトウングの「平和学」とそのまま重なり合う。私たちは、これこそ基点として平和を、平和憲法を、世界に発信していくべきではないだろうか。

(2) 横井小楠の世界兄弟論

江戸時代末期の黒船来航によっての不平等な安政条約を列強に結ばれた時代に、尊皇攘夷思想が大きな影響力をもっていたが、そのような時代状況の中で、積極的に貿易をして、公共の道、平和の道によって、世界と兄弟になっていく日本の進むべき道を示したのが、横井小楠であった。

横井小楠の代表的な著作として、国是三論がある。そこでは、鎖国時代から国際貿易時代の変革の大切として、公共の道を次のようにのべている。

「鎖国時代と同程度の見識しかもたないままで開港してもよくない。どちらも弊害が大きく政治の安定は望めないのである。天地の気運に乗り、世界万国の事情に従って「公共の道」をもって天下の政治をおこなえば、いまの心配事を解決し、いっさいの障害は消え去ってしまうだろう」「世界各国の政治を論ずる力量があつてはじめて日本国を治めることができ、日本国を統治する力量があつてはじめて一藩を治めることができる」。⁶²

公共の道がなければ、貿易を開いて害は、大きく、鎖国の弊も大きい。大切なことは、世界の情勢を正しく認識して、そのうえにたつて新しい見識をもって、公共の天理の政治をおこなうことであると横井小楠はのべている。

「財政のことは、鎖国時代にくらべれば大いにやりやすくなった。いまは、民間でどんなにたくさんの産物ができようと困ることはない。これを海外に売りさばけば生産過剰で値段が下がることも滞貨に悩むことはない。だから、民の生活を安定させて生産にはげませ、その産物の販売を管理することによって藩を富まし士を富ませればよいのである」。⁶³

日本の幕府も各藩も収入以上に生活が贅沢になり、財政状況は厳しくなっていた。財政状況が苦しくなるなかで年貢の取り立ても大変になり、一般の民衆の生活は苦しくなっていた。このような状況で、横井小楠は、積極的に貿易をして、民の生活を安定していくように提唱しているのである。そのため、産物の販売の管理を藩がやっていくことを提起している。

小楠の生きた日本では、中世以来の名君や良臣に仁政の理念の大切さが忘れ去られているとしている。天下の人民の幸福を積極的にやっていくことが名君である。このことについて、横井小楠は次のように述べている。

「日本では中世以来戦乱が続き、王室は衰微し、諸侯は割拠して相互に攻め合い、一般民衆は塵芥のように見捨てられ、夫役や糧食を過酷にとりたてられてきた。仁政の理念は忘れ去られ、戦争の上手なものが名君、謀略の達人が良臣とみなされる時世となってしまったのである。徳川幕府が開かれ兵乱が

⁶¹ 石渡博明「安藤昌益の平和思想をもうひとつの世界へ」15号 特集：平和の創造をめざして、2008年6月

⁶² 松浦令責任編集「佐久問象山・横井小楠」中央公論社、312頁

⁶³ 前掲書、315頁～316頁

収まってからも、なおその余風が残って、・・・みな徳川一家の安定繁栄のために智力を尽くし、天下の人民の幸福をかえりみたことはない。・・・幕府や諸藩で名君良吏と呼ばれる人材も、みな鎖国の偏見をまぬかれず、一身をその君主にささげ徳川家やそれぞれの藩を大事に思うばかりなので、その忠義の度が強ければ強いほど一般民衆の幸福をそこない、民心が離反していく。国が治まらないのは当然である」。⁶⁴

以上のように、一般民衆の幸福を追い求めてこなかったことが民心が離れていった大きな原因である。鎖国の偏見をなくして、一般民衆の生活を豊かにしていく政治をしていくことの大切さを述べているのである。そして、天下を治めるためには、優れた人材の養成がなければできないとしている。その人材養成について、民衆の幸福のことが理解できる心法が重要である次のように指摘している。

「天下を治めるには、平時・非常時いずれであっても、優れた人物がいなければ駄目である。そうして、その人物を育てるには文武の道によるしかない。個人も今の人もみな、文武の道が人材を教育するための中心課題であることを知っているけれども、今の人は、文武の本来の姿が心法にあるのだということを理解していないので、今の文武で人材を得るのは、たとえてみれば砂を蒸して飯としようと思うようなものである。人材は得がたく、国家は治まらない理由がわかるだろう」。⁶⁵

安政条約締結によって、欧米列強の圧力によって、激動する社会を迎えている時に、民衆の幸福の心が理解できる人材を得ることができなければ、国は治まらないとしているのである。民衆の心が理解できるということは、武士道にそって世界の大局をみるうえで、しっかりとした道理が必要であるとしている。この道理のために経書や史書が大切としている。

「たとえ天地がひっくりかえっても心は定まっており、士道に従って誤りのない境地に達しなければならぬ。そのためには、どうしても道理を聖人の経書に求め、また治乱興亡の歴史を語る史書を参考としなければならないのである」。⁶⁶

横井小楠は、大義を世界にと「格物」とは世界中の物事の理を究めることで、これがすなわち「思」の仕事としている。また、物事を知っているだけではなく、活用できるように合点することが重要であると次のように指摘する。

「世界の理は幾千万の物事についてそれぞれ異なっており、一つ一つが変化します。だから、物事をただ知っているだけでは、いくら数多く知っていても形を見ているにすぎず、活用することができません。合点するというのは、書物を参考としてその理を会得することです。理を自分のものにしてしまえば、書物はもう粕にすぎません。いったん理を自分のものとしておけば、異なった物事に対した場合にも、すでに獲得している理から類推していった新しい理を活用することができます」。⁶⁷

世界を相手に貿易していくときに、四海は兄弟であるという平和の理念が大切であり、世界をよく理解していくことが求められている。とくに、世界の紛争を解決できる公共の道をきちんとおとすべきであるとしている。単に世界勢力の争いとの関係でみれば、後で大きな災難にあうということを横井小楠はたしなめているのである。

「世界に乗り出すには、公共の天理をもって現在の国際紛争を解決してみせるというほどの意気込みをもたなくてはなりません。単に勢力を張るだけのつもりであれば、必ず後日の災害を招きます」。⁶⁸

ところで、列強諸国が大きな軍事力をもって日本に開国を迫ってきているなかで、西洋の科学技術、学問をどうみていくかということは重要なことである。このことについて横井小楠は、西洋の学問は、事業の学であり、心徳の学問がないとしている。心徳がないので人情に関することが理解できなとしている。

これが、戦争の原因をつくっていると横井小楠は強く警戒しているのである。横井小楠は、心徳の学、人情を理解できることが戦争を防止していく役割を果たすとしている。戦争をしないで、円満に貿易を

⁶⁴ 前掲書、318頁

⁶⁵ 前掲書、331頁

⁶⁶ 前掲書、332頁

⁶⁷ 前掲書、446頁

⁶⁸ 前掲書、455頁～456頁

していくにはどうしたらいいのであろう。

列強諸国の事業学ではなく、人々の心を理解できる人情をもった国際経済をどうつくりあげていくか。戦争しないで平和的關係で世界の経済を作っていくのは、心徳の学と事業の学の統一した理念的結合が迫られているというのである。

「西洋の学問は、事業の学であって心徳の学ではない。西洋人は上下貴賤・君子小人、誰によらずみな事業の学問をするので、事業はどんどん開けるけれども、心徳の学がないので人情に関することがわからないのである。だから、交易の談判も事実をつめていだけだから戦争となり、戦争になってもやはり事実をつめていって償金講和というようになる。人情を知っていれば戦争を防ぐ方法があるのだが、そこまでわかっていないのはワシントンただ一人だった。事実の学ばかりで心徳の学がないから、西洋列国、戦争の止む日をもてない。心徳の学があって人情を知れば、現在では戦争をしないのですものである」。⁶⁹

心徳の学をもっていた日本であるが、それは、一つの価値観によって体系したものではなく、神道、儒教、仏教といよ様に多様な価値観から、それぞれが複合的に結合していることが特徴である。これは多様性を認め合う寛容の精神があることであり、西洋の事業の学を積極的に導入して、日本の心徳の学を結合していけば、世界に戦争をなくしていくことに貢献ができると横井小楠は次のように世界平和の構築について指摘しているのである。

「日本には昔から一定した学問がなく、神道・儒教・仏教などといろいろである。現在ではまた西洋の学問技術の成果をとり入れるようになった。いま、30万石以上の大名にその人を得て、西洋の技術をとり入れながら三代の治道を実施し、日本の政治を一新して西洋へ普及すれば、世界に人情に通じて戦争をなくすこともできるのである。この古くて新しい政治は日本でこそ可能だろう。その後の発展が楽しみである」。⁷⁰

小楠は、世界万国一体・四海兄弟の政治を論ずる力量が日本の国民にあってはじめて、日本の国を治めることができるという問題提起である。このための教育の重要性を指摘している。

公共の天理、世界万国との一体關係で国民の国を治める力量の見方は、現代の21世紀の激動する世界情勢における日本の政治ということにおいても通ずることである。世界は価値の多様化に伴ってのグローバル化とブロック化が進み、先進国の価値の論理だけでは世界万国がみれない。アメリカを中心とする先進国の論理だけでは、世界経済の金融や株式の信用機構が崩れていき、新たな国際的な金融などの信用機構の創造が求められているのである。

第三章 日本の近代化における戦争と平和

—明治維新から第二次世界戦争までの戦争と平和問題—

第一節 日本の近代化における国家神道と戦争問題

(1) 廃仏毀釈と国家神道による戦争体制へ

日本文化は、異なる価値観を統合していく面を強くもっていた。日本の歴史は、中国や朝鮮半島、さらには、ベトナム等の南方から文化を積極的に取り入れてきた。日本の古くからの森とともに生きてきた縄文文化を基底に、外来の文化との融合をもって、日本の文化が開いたのである。

とくに、平安と江戸の時代は、戦争のない時代で、平和のもとに日本文化の独自の発展が見られたが、これを外来文化の積極的導入なくしてできなかったことである。江戸時代は、鎖国政策をとったということで、他国との交流を閉ざしたとみられがちであるが、決してそうではなく、長崎、対馬、釧路、琉球をとおして外国の文化を受け入れていたことを見落としてはならない。

日本の近代化を考えるうえで、伝統的文化をもっていた神仏習合、神仏の文化破壊は、多様な公の精

⁶⁹ 前掲書462頁～463頁

⁷⁰ 前掲書、463頁

神文化を画一していうということで、大きな問題点であった。中央集権的な絶対主義国家体制が、国民の戦争動員をしていくうえで、国家神道は重要な役割を果たした。

絶対主義的な国家の精神統合は、国家神道の構築であった。国家神道は、明治維新から帝国憲法、教育勅語、日清・日露戦争の国民の精神動員のなかでつくりだされていった。神仏分離、廃仏毀釈は、日本の軍国主義問題を考えていくうえで不可欠な作業である。国家神道は、神仏の分離と廃仏毀釈からはじまるのである。

それは、公の天皇主権政治と結んで、日本の伝統的な平和文化の社会的な基盤を奪っていく大きな役割を果たした。この意味で、神仏分離からはじまる国家神道の形成は、戦争と平和の問題を考えるうえで大きな位置をもっている。

ヨーロッパでは、近代市民革命以前の絶対主義王制のもとで、王権神授説の考えが支配的であった。つまり、国王の絶対的な支配権は、神から授けられたものであるという精神統合であった。祭政一致は、絶対主義的な国家体制の構築にとって、国民の精神統一、秩序維持に重要なことであった。王権神授説は、プロイセン・ドイツなどの近代戦争動員など国民の絶対主義的な国家体制の動員に大きな役割を果たしたのである。

神々の明治維新を書いた安丸良夫は、廃仏毀釈の目的を次のように述べる。それは、国家イデオロギーを日本人に内面化するためとする。廃仏毀釈の神道国教化政策によって、日本人の宗教生活の全体がそれを媒介として転換してしまったとみる。そして、神仏の分離は、仏のように聞こえるが、国家によって権威づけられない神仏のすべてが対象となったとする。

天皇の絶対的権威にされた伊勢神宮でさえ江戸時代は、農業神としての外宮に重点があったが、天照大神（あまてらすおおみのかみ）信仰も、民衆信仰の次元では、皇祖神崇拜としてのそれではなかった。天皇の絶対的権威を押し出すことによって、皇統と国家の功臣こそその神だと指定されたときに誰も公然と反対することができなかつた。

近代日本の天皇制国家のため良民鍛冶の役割の存在価値を担うために、仏教の反世俗性や来世主義、信仰生活の遊樂化などは克服しなければならなかつた。さらに、仏教よりも厳しく抑圧されたのは民間信仰であった。以上のように国家神道体制をつくりあげるために廃仏毀釈、民間信仰の抑圧があったと安丸良夫は考える。⁷¹

安丸良夫は、民俗信仰を絶滅することができなかつたが、権力による地域破壊のあとで、人々の信仰の内実が権力との関係によって大きく隠されたものになってしまったとする。

つまり、廃仏毀釈は、寺院仏教をほぼ完全に絶滅したが、民俗信仰を絶滅することはできなかつた。そして、民俗信仰と結びついていたさまざまな行事や芸能なども、やがて復活し伝承された。しかし、復活されたとしても権力による地域信仰体系の破壊のあとでは、民俗信仰の精神生活のもつ意味は、大きく変容してしまったと安丸良夫はみるのである。⁷²

（2）国家神道の対外侵略の精神的役割

国家神道は軍事的侵略的な教義の性格をもっていたと村上重良は、著書「国家神道」で次のように述べる。

「国体の教義中心には、世界における「神国日本」の選った絶対の優越の主張と、全世界を指導する聖なる使命意識があり、天皇の名による戦争は、無条件に聖戦として美化された。全国各地の大小の神社では、国家段階での戦勝祈願とともに、氏子である出征将兵の武運長久祈願が行われ、神社は戦争を通じて、氏子崇敬者としての国民との結びつきを強化した。神社は、明治後期には急速に軍事的性格を強め、戦勝、武運長久祈願という新たな宗教的機能を獲得した」。⁷³

国家神道によって天皇の名による戦争が無条件に聖戦とされたとするのである。神社は戦争をともし

⁷¹ 安丸良夫「神々の明治維新」岩波新書、6頁～7頁参照

⁷² 前掲書、106頁

⁷³ 村上重良「国家神道」岩波、144頁

て国民との結びつきを強化し、軍事的な性格を神社はもたされていくとするのである。とくに、本格的な対外戦争は戦死者を急増させ、神社の役割が益々大きくなっていくとする。靖国神社の比重を大きくしていくのは、対外戦争という帝国主義的な性格を日本が強くもっていくことによって、大きくなっていく。

「本格的な対外戦争による戦死者の急増は、天皇の名による戦争の戦没者を「英霊」として合祇する靖国神社の比重を大きくした。招魂社にはじまる靖国神社は、陸、海軍省所管の宗教施設で、1879年（明治12）別格官幣社に列核格されて改称し、国家神道の系列に位置づけられた特殊な神社であったが、日本の対外侵略の拡大とともに、国家神道の軍事的性格を代表する神社として、発展し、国体の教義の重要な柱となった」。⁷⁴

日本の対外侵略と靖国神社は、戦死者の御霊を奉るということで強い結びつきをもっていくのである。自然災害や様々な事故による突然の死亡ということではなく、侵略戦争による目的意識的な集団的な戦闘行為による死亡で、本人の意志と無関係によって国家権力によって動員されていく兵士の戦闘行為による突然の死である。この戦闘による死亡を国家への忠誠の御霊として奉られるのが靖国神社である。この国家神道による忠誠心を学校の義務教育で徹底させたのである。それは、徴兵制ということでの国民皆兵性と国民の戦争動員体制のためであった。学校教育の教育勅語体制は、この大きな役割を果たしたと村上重良は著書の「国家神道」で次のように指摘する。

「天皇にいっさいの価値基準をもった教育勅語は、天皇への忠誠と祖先崇拝を結合した国民教化を目的としてつくられて、国家神道の事実上の教典となり、同時に、学校教育の基本とされた。近代天皇制国家は、近代性、合理性を標榜する学校教育と、古代的な非合理性にたつ神社祭祀の両面から、国民をイデオロギー的に支配した。国家神道の思想は、敬神崇祖から八紘一宇へと展開し、内政における天皇制の家族国家観と、外に向かったの排外侵略思想を宗教的に基礎づけた。ファシズムの時期における国家神道の軍事的侵略的教義の展開は、国家神道の本質の顕在化であった」。⁷⁵

島蘭進は著書「国家神道と日本人」で庶民は、一般真宗の門徒の世界では、教育勅語を暗唱し、天皇への礼拝を行い、終身教育を受けた人々は、天皇崇敬、皇道、祭政一致はごく自然なものになっていた。仏教徒、キリスト教、天理教、金光教の教派神道も天皇崇拝と諸宗教の信仰は二重構造となっていたとする。

国家神道は国家統治の政治や儀礼の教えで、政治や道徳の領域であった。政教分離と祭政一致は共存していたのである。国家神道は、公の祭祀にかかわることであり、宗教ではない。安寧秩序を妨げ、臣民たる義務に背かざる限りにおいて、私的な世界の信心は、自由に認める信教の自由は保障されているという帝国憲法の見方である。⁷⁶

公と私的生活の信仰の分離として、政教分離の体制であったとする。国家神道の公の世界は、政治や儀礼の実践であるとする。ここで重要なことは、公の世界は、市民社会の公共性という主権が国民のもとの市民的な共同の利益ではない。つまり、自己利益を超越しての世のため人のためという市民共同利益の利他主義からの公共性ではないことはいままでのない。

島蘭進は、近代日本の天皇崇敬を基軸とした社会統合システムは、身体的実践や儀礼行動がきわめて大きな役割をはたしたと述べる。学者や知識人ではなく、庶民諸階層の思考や実践には、身体的実践や儀礼行動の側面が大きく、イデオロギーという枠ではないとみている。

神社神道と皇室祭祀とは一体をなすものであり、国民に天皇崇敬を広めて、国家統合を強化しようとする意図であった。国家神道の形成・浸透にはかなりの時間がかかったし、上から国民に強制された側面ばかりではなく、近代に創造された新しい国民自身が担い手になったと島蘭進はみるのである。⁷⁷

上からのイデオロギー教育の側面ばかりではなく、国民自らが国家神道を担っていく側面を重視しな

⁷⁴ 前掲書、144頁

⁷⁵ 前掲書、225頁

⁷⁶ 島蘭進「国家神道と日本人」岩波、6頁～8頁参照

⁷⁷ 前掲書、91頁～93頁参照

なければならないことは、伝統的な庶民信仰を国家神道の秩序に組み入れたことによって、あたかも民族的な装いをもって国民の中に深く浸透したことである。それは、国民の日常的な暮らしの習俗と結びついでての身体的実践や儀礼を行ったからである。

身体的実践や儀礼行動の側面としての国家神道は、日の丸の国旗掲揚や君が代斉唱に、大きな意味をもったのである。紀元節等学校では厳粛に儀式が行われた。全校生徒に向けて校長が教育勅語を読み上げ、その写しは御真影（天皇・皇后の写真）とともに奉安殿に納められる儀式が重要であったのである。

以上のことから国家神道の形成以前の神仏混合文化や習俗文化と庶民の暮らしをきちんとみていくことが求められている。つまり、国家神道は明治日本の近代化のなかで形成された国民統合の精神動員のための役割であり、とくに、対外侵略のなかでの戦争のための精神的支柱であったことを見落としてはならないのである。

第二節 戦前の近代化で日本はどうして戦争を行ったのか

(1) 日本近代化の二つの道

軍事は、政治である。戦争は、相手を壊滅することが目的であり、軍事のみではとどまることがない。戦争を起こすことも、戦争を終結するのも政治である。平和主義的な政治を行うことは、戦争と無縁な国家体制をつくりだすことである。平和主義的な政治を行っていくことは、軍部を政治から距離を置かせることが必要である。国家意志決定に軍部が拘わることは、戦争への道の可能性を大きくしていく。

平和主義的な政治には、国民の主権の確立、自由と民主主義が不可欠になっていく。この意味で戦前日本の国家のあり方が根本に問われるのである。戦前の中央集権的な官僚、軍事強化、密偵や特高警察が幅をきかした国家体制はどのようにしてつくられたのであろうか。日本の近代化には、自由民権運動や私擬憲法にみられるように、自由と民主主義を求める動きと絶対主義の中央集権による有司専制、軍事強化の動きと二つの道があった。

1870年代半ばから、藩閥政府に対して、憲法制定や議会開設を言論によって要求した自由民権運動が始まる。民撰議院設立建白書の運動が起きる。鹿兒島では明治8年2月に国会が国権の最高権限機関と立憲主義による国の統治をせよという憲法草案が作られる。これは、東京の朝野新聞に発表される。明治10年代前半に、私擬憲法の作成活動が活発化する。植木枝盛の憲法、五日市憲法などがつくられていく。私擬憲法は、自由民権と結びついて全国的な運動になる。

政府は、官僚を中心とした有司専制と軍事強化体制によって中央集権的絶対主義国家体制を構築していくが、しかし、立憲政体の理念は取り入れざるを得なかった。漸次立憲政体に移行していくということで、1881年、国会開設を公約する。政府の憲法内容は、プロシア型欽定憲法導入によっての国王大権の立憲主義であった。

プロイセン憲法は、君主主義原理のもとに国王大権のもとに議会をおくというものである。国王は世襲で、不可侵性である。執行権は国王に帰属した。国王は、軍隊の最高指揮権者で、条約の締結の権限をもっていたのである。

このプロイセン憲法をモデルに、日本の戦前の大日本憲法が作られたのである。従って、ヨーロッパ王制の絶対主義的な欽定憲法を日本に導入したのである。ここには、日本の伝統的な多様な価値を認めて、評定所の評議、合議輪番制、寄り合いの統治から近代的な立憲主義による民主主義的な統治をしていくという発想ではない。

帝国憲法の内容は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」というプロイセン国王大権をモデルにしたものであった。帝国議会は、天皇立法権の協賛機関に位置づくものであった。

この天皇の権限を利用しての有司専制と軍事強化がされ、近隣のアジア諸国との国際関係に対処していくのである。日清戦争、日露戦争もこのよう国家体制の状況で行われたのである。そして、朝鮮半島と台湾を植民地にしていくのである。

国民の人権は人間が生まれながらに持つ、侵すことのできない永久の権利という発想ではなく、国民

は天皇の臣民であるということから、天皇が臣民に恩恵的に与えたものに過ぎない。したがって、臣民に保障された人権は、かなり限定的であった。

戦前の日本での戦争では、政治の主導というよりも軍部の位置が大きい。日本の軍隊は皇軍ということで天皇が統率するということが、実際は軍部の意向によって、軍事行動がなされたのである。

とくに、昭和期に入り、天皇の持つ統帥権を利用して、議会や内閣を通さずに軍隊が行動することをしたのである。満州事変、日中戦争、太平洋戦争へと突き進んだのである。

(2) 日清・日露戦争と国家神道による民族排外主義

日本の近代化のなかで、日清戦争と日露戦争は列強諸国と並んで、アジアへの帝国主義的な支配を確立していく時期である。幕末には列強諸国の軍事的な脅威から明治維新によって、自国の防衛のために富国強兵をはかってきたが、朝鮮半島や台湾の圏域をめぐる植民地獲得にのりだしていくのである。

朝鮮半島で1894年に東学党率いる農民反乱軍を独力で平定することができなかった朝鮮政府は、清に出兵を要請してきた。日本と清国の軍隊派遣で農民反乱軍は平定されるが、朝鮮政府は、国内の改革を自主的に行うため、両軍に撤兵要請した。

しかし、両軍は受け入れることをせず対峙する。朝鮮半島をめぐる清国とは、大きな対立関係に発展していく。清国が朝鮮を独立国とせず、属国化を強める施策になる。朝鮮半島は英国とロシアの列強諸国と日本との緊張関係があった。日本は、列強諸国との牽制のなかで利益を得るということで、朝鮮の独立を主張した。このことから清国との対立が先鋭化したのである。

朝鮮政府内でクーデターが起きて、清国の軍隊の掃討を日本に要請してくる。ここに、日清戦争が勃発する。さらに、東学党の農民反乱軍は、朝鮮新政府と日本軍を相手に反乱を起こすのである。日本軍と朝鮮農民軍の戦いになるが、朝鮮農民軍は完全に鎮圧される。朝鮮半島の情勢は、国内での政府と農民との対立による騒乱があったことを見逃してならない。

そして、ロシアやイギリスの列強諸国の進出問題、清国との歴史的な冊封・朝貢の関係があった。また、日本の富国強兵化による対外強硬路線と植民地獲得の野心というなかでの日清戦争であったのである。このように様々な要素から日清戦争をみる必要がある。

天皇の名による清国に対する宣戦布告と同時にだされた詔書では朝鮮の独立ということでの戦争であることを述べている。歴史学者の坂野潤治氏は、事実と正反対であったことを次のように指摘している。

「朝鮮は帝国がその始に啓誘（教え導くこと）して列国の五伴（仲間）につかじめたる独立の一国たり」と記されている。「独立の一国に、要請もなしに内乱鎮圧の兵をだしたり内政改革を強要したりできるものかどうかは、考えてもみなかったのであろう。どの国も、戦争の目的のほうは、あまり気にならない。しかし、明治時代の外交では「朝鮮の独立」ということばが、あまりにも事実と正反対の意味でつかわれすぎていたことに、いまさらながら驚かされる」。⁷⁸

日清戦争の勝利によって、清国の宗主権が否定された。朝鮮を清国から切り離すことに成功したのである。朝鮮を日本の影響下におくことができた。そして、台湾を1885年4月17日の日清講和条約で植民地として獲得する。

その6月に総督府が設置される前の6月に台湾民主国の宣言がされ、台湾住民の軍事的な抵抗が起きる。日清戦争では、1200名の戦死者であったが、台湾住民の軍事的な抵抗によって2000名の兵士が死亡している。

日清戦争は、日本が列強諸国からの防衛の富国強兵づくりから、帝国主義的な植民地獲得という大きな歴史的な転換点をなすものである。そして、近隣のアジア諸国との対立をつくりだしていく。ヨーロッパの列強の一員になっていく精神構造に為政者が積極的に染まっていく。

ロシアを中心とした三国干渉で日本が遼東半島を清国に返還することになる。このことが、朝鮮の政府内部にロシアと結んで日本の勢力を排除しようとする親露派が形成された。その中心が王族の閔妃（明成皇后）であった。1895年10月、井上馨の推薦で公使になった三浦梧楼は、軍人・公使館員等を王

⁷⁸ 坂野潤治「近代日本の出発」体系日本の歴史13、小学館251頁～252頁

宮に侵入させ、閔妃らを殺害し、死体を焼き払った。一国の公使が宮廷で王族を殺害するという出来事であった。

朝鮮王朝の26代の高宗は、王妃殺害で秘に王宮を抜けだし、ロシア公使館に保護を求めた。そして、一年後に大韓帝国を成立させ、国葬として王妃の葬儀を盛大に行った。大韓帝国は、ロシアに接近し、また、ロシアは、日清戦争に露呈した清国弱体のなかで、清国の東北部の主要都市に進出し、遼東半島の旅順までの鉄道敷設権を獲得するということになった。

当時日本では、朝鮮王朝王妃殺害事件は、内紛に三浦公使が巻き込まれたにすぎないという理解であり、国益のためにとった措置であるとされ、日本国内から非難が起こることはなかった。

この事件は、日本の植民地獲得利益のためには、手段を選ばないという卑劣なものであり、朝鮮民族の誇りを傷つけ、怒りを一層にかけていくものであった。日本国内では、日本の国益を守るための英雄的な行為であったとみなされた。ここには、日本の近代化のなかで、アジアの人々と共生していくということではない。欧米の列強諸国の一員になる志向が強く、アジア蔑視による植民地獲得の国益エゴの精神構造になりやすい側面をもつ。日本の近代化は、植民地獲得ということから、アジアとの共生と連帯ということではなく、アジア蔑視ということに進んでいったのである。

日清戦争後にロシアとの対立が鮮明になっていくのである。日本は、大韓帝国をロシアから切り離していく積極的な施策にでていくのである。清国では、義和団の乱として、列強諸国排外運動があった。1900年に清王朝西太后がこの反乱を支持したため、清国は欧米列強に宣戦布告した。このため欧米・日本と清国との戦争となる。宣戦布告後2か月も経たないうちに欧米列強国軍は首都北京を制圧した。欧米の連合軍は、イギリス、アメリカ、ロシア、フランス、ドイツ、オーストリア＝ハンガリー、イタリアの欧米列強と日本であり、最大71920名の兵力になった。

日本軍は陸軍およそ8000名を派兵した。義和団の鎮圧後に各国は撤兵したが、ロシア軍は東北部に残った。中国東北部を戦場に日露戦争が1904年に起きる。その中心は遼東半島の旅順要塞をめぐるの戦いであった。

日本軍25万とロシア軍32万が激突したが、ロシア軍は退却し、バルチック艦隊は壊滅し、日本軍の有利な状況と第1次ロシア革命の影響もあり、アメリカによる戦争終結の仲裁が功をそうした。仲裁の決着のポーツマス条約は、日本の韓国に対する保護権を認める。遼東半島南部の租借権と南満州鉄道と沿線の利権、南樺太をロシアが日本に譲るといった内容であった。

1905年に、韓国の外交権を奪い保護国化にする第二次日韓協約締結を強制した。1907年、高宗は第二次日韓協約の無効を訴えるため、ハーグで開かれていた第2回万国平和会議に使節を派遣した。日本も参加する平和会議であった。

このために日本は平和会議に工作して、韓国使節参加を認めないようにした。使節の一人が抗議の自殺を遂げる事件になった。日本は事件を理由に、高宗を退位させた。そして、新たな日韓協約で内政も監督下に置き、韓国軍を解散させた。

そして、1910年に韓国を日本に併合するのである。朝鮮半島は日本の植民地化が完遂し、朝鮮総督府の統治下におくのである。当初は、武断政治として憲兵制度の強化と言論統制を厳しく行った。1919年に朝鮮人民の万歳を叫んで独立の気概をみせた3.1運動が起きたが、徹底して弾圧されたが、朝鮮の統治の施策は大きく自由を認める方向となった。そして、開発と雇用促進の政策に変わった。

(3) 世界を相手にした戦争と皇民化政策の徹底

満州事変がおきると一層に皇民化政策が徹底され、日本本土と朝鮮半島の一体が強調されるようになる。皇国臣民の誓詞が強制されるようになる。創氏改名、学校で朝鮮語を使用した生徒への罰則など朝鮮人の日本人同化が推し進められていく。

日本の植民地支配はヨーロッパの列強諸国からみると特殊な構造をもっていた。それは、植民地国の民族の文化、人々の暮らしの文化を奪って、皇民化によって融合し、忠良なる帝国臣民とするためであった。そして教育勅語によって植民地住民を教化し、支配するものであった。ここには、民族の文化的な誇り、民族的なアイデンティティからの深い精神的な苦痛を伴っていたことを忘れてはならないの

である。

この問題について、歴史学者の大江志乃夫氏は次のように強調している。「第二次大戦の敗戦により日本はいっさいの植民地を失ったが、日本の植民地支配が旧植民地諸国にのこした傷は、政治的抑圧、経済的搾取だけではない。欧米帝国主義列強がその植民地支配があたえたのと質的に異なった苦痛がある。それは、民族的誇りと文化を踏みにじった結果としての許しがたい精神的苦痛であった。日本はこれら深い精神的苦痛を忘れていない旧植民地近隣諸国をもち、これらの諸国に取りこまれている。それだけに日本を見るこれら諸国の目にはきびしいものがある」。⁷⁹

民族的誇りと文化を踏みにじった日本の帝国主義支配の特殊性を大江志乃夫は指摘しているのである。植民支配を受けた心の傷をどう今後の近隣諸国との友好を深め、共に生きている関係を作り上げていくか。日本の国民として、近隣諸国との平和と共生関係を築いていく前提に、深い精神的な苦痛を日本の帝国主義が与えたという歴史認識は極めて重要なことである。

そして、近隣諸国の民族的文化や歴史を深く学び、相互の関係のなかで日本文化が発展してきたことを子孫に伝えていく義務があるのではないか。この意味で、平和教育は、近隣諸国との相互の歴史と文化に学びながら連帯と共生の視点が必要であり、近隣諸国との教科書の共同制作などはそれぞれの民族的誇りを含む大切な工夫が求められる。

それぞれの愛国心の教育は、とくに近隣諸国との連帯と共生が基本になっているものでなければ排他主義的なナショナリズム教育につながる。それは、近隣諸国との敵対的関係を醸成していく。民族的誇りは、歴史や文化を相互の関係でとらえていくことで深まっていくことであり、共生と連帯の姿勢をもつなかでこそ平和のために建設的に豊かになっていくのである。

ところで、日本軍が行った満州事変は、日本の自衛措置とした。しかし、諸外国は納得しなかったのである。国際連盟は非難決議があり、日本は国際連盟を脱退した。

日中戦争から太平洋戦争は、第2次世界大戦という国際的な悲劇をつくりだした。アジアで日本は、ファシズムの一翼になった。国際的な反ファシズム陣営に日本は包囲されて敗戦を迎えたのである。日本の軍国主義は、敗北して、戦後は、平和と民主主義、人権を大切にする国とする憲法をもったのである。

戦後の民主憲法によって、主権は国民になり、立憲主義の民主主義国家になったのである。この憲法は、絶対主義的な軍国主義体制のなかで抑圧されていた文民的政治志向、立憲主義、平和主義、自由と民主主義、人権の考えを日本に開花させるのである。

この憲法の平和主義は、日本の文化にあった平和志向や戦前の厳しい国際関係のなかで平和のために闘った人々の力を蘇らせたのである。平和主義、民主主義、人権の憲法制定には、国際的な平和と民主主義を求める勢力だけではなく、憲法制定当時の幣原喜重郎首相、民間の鈴木安蔵等の文化人による憲法草案などの努力も大きかったのである。

なぜ、日本は世界を相手にして、戦争に向かったのか。この問題は、日本の近代化過程の問題状況から考えていく必要がある。そして、世界恐慌に直面した日本が、それまでにもっていた国家神道、王制大権・絶対主義天皇制、治安警察・軍部の強力な国家体制があった。そして、日清・日露戦争、第1次世界大戦の参加などの戦時国家など矛盾構造を増幅する形で日中戦争、太平洋戦争へと向かっていったのである。

日中戦争への日本国内の問題として、世界恐慌や昭和恐慌と呼ばれる不景気から抜け出せずにいる状況があった。明治維新以降、日本の人口は急激に増加しつつあったが、農村、都市部共に増加分の人口を受け入れる施策がなく、1890年代以後、アメリカやブラジルなどへの国策的な移民によってこの問題の解消が図られていた。

1929年の世界恐慌によって、経済の大混乱が起き、企業倒産が頻発した。社会不安も増した。1931年には関東軍の一部が満州事変を引き起こした。政府はこれを收拾できなかったのである。

満州事変が発生すると、国威発揚や開拓地の確保などを期待した新聞をはじめ国民世論は強く支持

⁷⁹ 大江志乃夫「東アジア新旧帝国の交替」近代日本と植民地一卷植民地帝国日本、岩波書店、29頁参照

し、対外強硬世論を政府は抑えることができなかった。当時の政権は、総選挙で大勝をおさめたが、満州事変を黙認した。日本政府は、満州事変を日本の自衛措置とした。しかし、諸外国は納得しなかったのである。国際連盟は非難決議があり、日本は国際連盟を脱退した。

日本政府内では、陸軍の力が強くなり、内閣との関係は悪くなる。それは、1936年に二・二六事件の引き金になった。青年将校らが兵を率いて「昭和維新断行」を掲げたクーデター未遂事件になった。日本の世界恐慌を受けて、深刻な農村の貧困状況を克服するには、満州への開拓ということで、満蒙開拓移民と満蒙開拓青少年義勇軍の積極的な募集を行った。

農本主義者の加藤完治は、その開拓の指導と訓練を行った。当初は熱心なキリスト教徒であったが、神道に基づく農本主義を掲げ、満蒙移民を推進していく役割を果たす。茨城県に満蒙開拓青少年義勇軍訓練所を開設し、8万人を送り出す。

満州開拓移民は30万前後と膨大になった。ソ連参戦でほとんどが国境地帯に取り残された。日本に帰国できたのは11万人あまりだった。各地の開拓移民団は引き揚げの途中で多くの死者、行方不明者、収容所での感染症による病死者を出し、無事に帰国できた開拓団はなかった。シベリアへ送られた男子入植者は、抑留者となった。「引き揚げ者」は帰国後の居住も生活を保障されず、再び国内での厳しい荒れ土で耕作に適さないところを開墾し、苦難の生活を余儀なくされた。

ところで、戦争に勝利するには、国力のすべてを軍需に注ぎ込むという施策をとった。日中戦争の激化によって、国家総動員法が1938年に制定された。国家総動員法によって、国民の産業への徴用、総動員業務への服務協力がされた。そして、労働争議解消、物資統制、金融・資本の統制がされた。産業団体・同業組合・労働組合の戦時協力、価格の統制、言論出版の戦時協力が実施されていくのである。

NHKの番組で2011年1月から3月に「日本人はなぜ戦争へと向かったか」を特集した。第3回は戦争への「熱狂はこうしてつくられた」を報道した。それは、新聞やラジオのメディアが熱狂を作りだしたとしている。新聞は軍と対立しては何もできない。軍による世論操作の実態が明らかになったと報道している。

新聞は、軍当局による言論への弾圧と統制によって自由を奪われた被害者という側面だけで語られてきたが、新聞は軍部との協力で大幅に発行部数が増えたことをNHKスペシャルの日本人はなぜ戦争へと向かったのかの報道特集では指摘しているのである。満州事変以降、戦争になる度に新聞社は発行部数を飛躍的に増やしていくのである。大手新聞社は軍に近づき、戦地に人を出して、軍の情報を伝えれば売れた。

そして民衆も熱狂し、軍と新聞と民衆が一体となって戦争に突入していった。新聞各社が満州事変を支持したのは、販売部数を伸ばすためであった。当時の記者クラブでは、関東軍が仕掛けた謀略は知っていた。しかし、メディアは、太平洋戦争が終わるまで、真実を伝えなかった。戦争に向かったのは、メディアと軍が結託したことを見落としてはならない。メディアは重要な戦犯のひとつである。メディアは、熱狂した国民をあおった。メディアは世論を作り、それに巻き込まれて、自己増大していった。ここには、戦争責任ということの倫理はなくなっていった。⁸⁰

言語学者のノーム・チョムスキーは、メディア・コントロールとして、国民の世論工作として、偽りの現実を提示して、恐ろしい敵をでっち上げて社会を統制していくとしている。

「普通、国民は平和主義にかたむくものだ。第一次世界大戦のときもそうだった。一般の人々は、わざわざ外国に進出して殺人や拷問をすることにしかるべき理由など見いだせない。だから「こちらが」あおってやらねばならない。そして、国民をあおるには、国民を怯えさせることが必要である。……資本主義を奉じる民主的な政府を転覆させ、凶悪な暗殺集団が牛耳る社会を出現させた」。⁸¹

メディアは、国民が一般的に平和に傾く精神をもっているが、それを戦争への協力精神へと変えていくとする。メディアは凶悪な戦争集団を作り上げる機能を果たすとチョムスキーは指摘するのである。

⁸⁰ NHK取材班編「日本人はなぜ戦争へと向かったのか」下、NHK出版8頁～26頁参照

⁸¹ ノーム・チョムスキー・鈴木主税訳「メディア・コントロール―正義なき民主主義と国際社会」、集英社、32頁～33頁

メディアによって、国民の意思は大きく変わっていく。軍備増強にしろ、社会福祉の削減にしろ、国民は一般的に反対するものである。それが世論調査の操作によって変えられていく。とくに、孤立した社会のなかでは、その傾向は強くなる次のように述べている。

「軍備の増強にしろ社会的支出の削減にしろ、レーガンの計画はことごとく国民の強い反対にあった。しかし、国民が社会の底辺に追いやられ、自分の本当の関心から目をそらされて、組織をつくることも自分の意見を表明することも許されず、他人も同じ考えをもっていることを知るすべさえなかったら、軍事支出よりも社会的支出の方が大事だと考え、世論調査にはそのように答える人々も、そんなばかげた考えをもっているのは自分だけだと思いこんでしまう。現実には、圧倒的多数がそう思いこんだのだ。そういう意見はどこからも聞こえてこない。誰もそういうふうには考えていないだろう。したがって、そういうことを考え、そういうことを世論調査で答えようとする自分はきっと変人にちがいない。意見を同じくする人、その意見を表明させてくれる人と知り合って団結する機会はどこにもないので、自分は変わり者のような、ひねくれ者のような気がしてしまう。それなら黙っていたほうがいいではないか。世のなかの動きに関心を向けてもしかたがない。それよりもスーパーボウルでも観戦していたほうがましだ」。⁸²

自分が軍備増強にしろ、社会福祉削減に反対する意見をもっている世論調査のなかでは、少数にすぎないと思えば意見表明をすることすらやめてしまうというのである。社会的に正義の心をもっている、自分ばかりのもの、ひねくれものと思ってしまうというのである。

さらに、メディアは、事実を平気で捏造して、侵略的な戦争行為であっても、自己防衛ということで、戦争行為をする相手を危険なテロ集団、人間ならぬ悪質な国家として宣伝していくとチョムスキーは述べる。

「場合によっては、歴史を完全に捏造することも必要になる。それが病的な拒否反応を克服する一つの方法でもある。誰かを攻撃し、殺戮しているとき、これは本当のところ自己防衛なのだ、相手は侵略者であり、人間ならぬ怪物なのだと思わせるのだ」。⁸³

以上がチョムスキーが指摘するメディア・コントロールによる戦争の国民支持協力の構築体制である。ここでは、正義なき民主主義であり、超大国が、国際社会を牛耳っている現実である。

戦争行為に走る以前に、国民に対して、相手国の危険性、恐ろしさ、非人間的集団国家、暗殺集団国家、恐怖政治体制、相手国の軍事的演習も誇大にとりあげ、ありとあらゆる側面から、これから正義のための民主主義のための、国民、世界の善意ある人々の幸福と平和を防衛するための軍事行動の必要性を繰り返し宣伝していくのである。マスコミの動員、国民の支持がなければ、大衆化した社会、議会制の多数決民主主義のなかでは、戦争することができないのである。

三節 国際機関で平和のために尽力した新渡戸稲造と安達峰三郎

日本の戦前は軍国主義にむかっていくが、そのなかで体をはって国際平和のために活躍した新渡戸稲造（武士道を書いたことで有名）と国際司法裁判長になった安達峰一郎は特質すべき人物である。

（1）新渡戸稲造と平和活動

新渡戸稲造は、国際連盟の事務局次長とアメリカと日本の平和の橋渡しをした人物である。新渡戸稲造は武士道を英文で書いた人で国際的に日本人の精神を紹介した学者である。新渡戸稲造の武士道論は戦前の軍国主義を鼓舞したものと異なる。新渡戸稲造とはどんな人であったのか。彼は、世界平和のために尽力した人である。

新渡戸稲造は英語が得意であった。札幌農学校のクラーク博士に教えられた4人組の一人である。岩崎、内村、宮部は、東京の英語学校以来の親友である。岩崎は鹿児島大学の前身のひとつになった第7

⁸² 前掲書、32頁～33頁

⁸³ 前掲書、37頁

高等学校造士館の初代の館長である。岩崎は、キリスト教の洗礼をうけなかった。新渡戸稲造をはじめ、東京英語学校以来の親友の3人は、札幌農学校でキリスト教の洗礼をうける。

そして、新渡戸稲造は、1901年に、アメリカ人のクリスチャンのメアリー・エルキントンと国際結婚をする。アメリカ滞在中に 武士道を英語で書いて出版した。アメリカと日本の関係悪化のときに、日本政府から正式に派遣された人物である。1919年から日本政府代表として、国際連盟の仕事に7年間就くという国際的立場から平和に尽力した日本人でもある。しかし、1933年2月に日本は国際連盟を脱退することによって、彼の国際的な平和活動の舞台はなくなっていく。

新渡戸は1920年に国際連盟の結成のときに事務局次長として活躍したほどの人物である。かれは、太平洋問題理事長として渡米して、アメリカの各地で講演し、両国の親善に尽くしたのである。しかし、日本政府は国際連盟の脱退により、国際的に孤立をするなかで、新渡戸稲造は体調がすぐれないなかで、国際連盟脱退の年8月に、カナダで平和の望みを捨てず日本側代表として演説する。1ヶ月後病に倒れてカナダのビクトリアで死亡(71歳)する。

生涯、教育者、研究者、社会運動家として、新渡戸稲造は活躍したのである。札幌農学校、第1高等学校、東京大学、京都大学で教授、校長として教育にあたる。札幌農学校では、学校教育を受けられない青年を対象に勤労者の夜間学校をつくる。

札幌の豊平の貧困地帯につくった夜学校は、日本の勤労者教育としての大きな足跡を残した。さらに、東京女子大学の初代の学長として、女子教育にも尽力する。郷里の岩手では、産業組合の指導を引き受ける。また、加川豊彦とともに、医療協同組合運動を若い医師とともにつくる。かれは、多方面で活躍したのである。晩年に、日本を滅ぼすのは軍閥ということで、軍国主義に警戒したのであった。

新渡戸稲造は、国際連盟にたいして国際平和を守る重要な機関として認識していた。「国際連盟の業績」という報告では、国際連盟の規約は、平和条約の一部になるということであった。「連盟規約は平和条約の一部である。他の国際機関と協力して、戦争状態の処理の最高権威。国際協力及び国際平和と安全の達成の方法を討議する機関」。⁸⁴

そして、新渡戸稲造は、国際連盟運動について「日本帰国報告」で政府高官等の日本のリーダー層よりも青年層が国際連盟に関心を高くもっていることを次のように述べている。「教育ある青年層に限られているが熱心に連盟の関心が高い。政府高官、議会、大企業界、学界では熱意が欠けている。功利的動機ではなく、名誉の感覚だけが、国際連盟の多額の費用を出している。連盟の日本に対する実際の効用は疑問をもっている。日本の代表者の疑い、冷淡な理由は次のとおりである。

1, 独立の主権を介入しないか。2, ほんとうに戦争を避けることができるのか。3, 人間は本能的な喧嘩がやめられるのか。4, 連盟は民主的組織を有しているのか。5, 連盟は密かにユダヤ人を配置しているはほんとうか。6, 平和手段を訴えるのは、戦争準備を隠す口実ではないか。7, 連盟は大国の利己目的の道具ではないか。8, 連盟はヨーロッパにとって好都合な組織であって、アジア、とりわけ日本にとってどんな利益をもたらすのか。世界協力の一般精神—国際心をどのように作りだしているか。連盟における日本の地位と責任を明らかにすること」。⁸⁵

日本のリーダー層は、名誉の感覚だけで国際連盟に多額の費用を出しているの、平和を実現していく功利的な側面からみていないと。冷淡な理由は、国際連盟は、ほんとうに戦争を避けることができるのかということであるとみている。そして、国際連盟は、ヨーロッパの大国を中心にして、アジア、とくに日本にとって利益をもたらすのかという懐疑心をもっているとみている。これが新渡戸稲造の日本リーダー層に対する見方である。新渡戸稲造は、国際連盟において、日本の地位と責任を明確にするうえで、世界に協力していく国際精神の養成が大切であると考えている。

「国際連盟—世界平和への夢と挫折」の著書を書いた篠原初江は、新渡戸稲造の国際連盟の活動業績に知的な平和のための国際交流を積極的に推進したことをあげている。それが、できたのも帝国大学教授として国際的な視野をもっていた新渡戸の人望、人格の優れたことであると次のように記している。

⁸⁴ 国際連盟の業績と現状—新渡戸稲造全集19巻

⁸⁵ 「日本における国際連盟運動—日本帰国報告—」新渡戸稲造全集21巻より

「新渡戸は「真の国際人」として、国際連盟内部でも、ヨーロッパの一般国民からも人望が厚かった。創成期の国際連盟という大事な時期に「ジュネーブ精神」を培う精神的風土を育てる役割を果たしたといえる。ヨーロッパ各地で新渡戸の人格が優れていることが知れ渡ったが、日本にとっては、日本人や日本の評判をあげた重要な人物であり、新渡戸も自分が日本を代表する任務を背負っていることを理解していた」。

「新渡戸の国際連盟の業績は、知的協力国際委員会を立ち上げ、それを活性化させたことである」。知的協力委員会は、知識人の意見交換や学生の国際交流を促進したものである。新渡戸は、会議の参加に科学者のキューリー夫人などに熱心に勧誘したのであった。そして、国際連盟の理念や活動についてヨーロッパ各地で講演していくのである。日本に一時帰国したときも精力的に国際連盟の役割について講演し、ジュネーブに帰って国際連盟の事務総長に日本の状況を次のように報告している。「日本の教育を受けた若者には、国際連盟の理念は広がったが、大きな障害は、軍部と保守的な教育者」であると述べている。⁸⁶

新渡戸稲造は、国際連盟事務局次長の後に、太平洋問題調査委員会日本代表に就任した。新渡戸稲造は、太平洋国際連盟という地域共同体の国家連合を考えたことである。このことについて「平和の絆—新渡戸稲造と賀川豊彦、そして中国」を書いた布川弘は、世界的規模の国家連合体を重視しながらも地域共同体の国家連合を考えたことであり、現代のヨーロッパ共同体のようなことを構想していたとする。

それは、汎太平洋国際連盟の構想である。汎太平洋国際連盟は、民間団体であるが、アメリカ政府とハワイの名士の補助をうけているという政府組織の位置づけである。そして、自由闊達に議論できるように円卓会議方式の太平洋問題調査会と二つの団体の必要性を新渡戸は考えていたのである。

これは、第一次大戦を契機に日本の勢力が著しくなるなかで、紛争や戦争につながりかねない国家間の問題をより実地的で役にたつ恒常的な組織の必要性を認識していたと新渡戸の平和構築構想を布川弘は評価する。⁸⁷

1927年、1928年に二度にわたる中国山東出兵の問題で、1928年6月の日本宗教者大会は加川豊彦、新渡戸稲造も中心的な役割を果たし、日本の中国への武力干渉が重要なテーマになった。この大会は昭和天皇の即位記念として開催されたものである。

この会議は、世界宗教者会議の影響のもとに開かれ、3月から4月にエルサレムでの会議では、キリスト教は他の宗教に対してその中にある美点を歓迎し、他の宗教の真理は天啓真理の一部であることが決議されている。他の宗教を異教として蔑むようなことはしなというとりきめをしたと布川弘は解説している。

新渡戸稲造は日本宗教大会の平和部会長として、「山東出兵の名目を承認しつつ、出兵が行われた後で平和を論じる意味を高い見地から、しかも押しつけがましい形で提起していると布川弘は解釈する。

日本宗教大会では、山東出兵反対の急先鋒であった賀川豊彦の「産業の人道化」という演説が第一日であった。この演説に怒りをもった扶桑教の堤は、新渡戸の演説内容は、宗教者を侮辱するものであると糾弾の狼煙があがったのである。

この侮辱に対して、主催者側はいかに責任をとるのかという内容が提出された。日本宗教者大会は山東出兵の明確な意見表明はなかった。軍縮会議の取り決めや、国際連盟加盟促進の決議がされたが、中国クリスチャンとの連帯の証となる出兵反対の意思表示は難事であったのである。

1929年に太平洋問題調査会が京都で開催されたが、この会議は新渡戸稲造がリーダーシップをとって開いたものである。太平洋問題調査会の総会は第1回、第2回は発祥地のホノルルで開催されたが、京都会議のメンバーの招待は、日本のグループであった。円卓会議では、パリ条約の責務とはなにか、国家政策の手段としての戦争とはなにか、パリ条約の拘束力とはなにか、現在許されている解決手段の意味での平和的な手段とはなにかなどを議論のテーマとした。

⁸⁶ 篠原初江「国際連盟—世界平和への夢と挫折」中央公論社参照

⁸⁷ 布川弘「平和の絆—新渡戸稲造と賀川豊彦、そして中国」丸善、65頁

イギリス代表のトインビーは、満州をめぐる問題が関係する団体以外に関わり、それらの一般的利害の問題と感じているので、その討議を熱望しているという発言であった。日本の鶴見祐輔は、中国と日本は正式に参加しているが、今回は、ロシアはオブザーバーであり、満州に直接利害関係をもつ国々が正式メンバーとして会議に参加していないのでとりあげるべきではないと発言している。

中国からの満州問題の熱心な問題提起の会議であったが、日本側の反論の演説も外交官松岡洋右によってあった。相対立する溝は深く、どこかで内容的に合意する余地はなかったが、永久委員会を日中と第三国の代表も含めて参加するという事で合意したのである。

京都会議は、日中双方のナショナリズム高揚のなかで開催され、とりわけ日本委員会は、地元開催ということもあり、ナショナリズムの制約を大きく受けざるを得なかった。新渡戸稲造の平和秩序につながるような重要な合意点を見いだすことができなかった。

以上は、布川弘の国際平和運動における新渡戸稲造と賀川豊彦の役割の実証的な研究成果から得た知見を国際平和と有徳という視点から新渡戸稲造に絞ってまとめたものである。⁸⁸

新渡戸稲造の平和思想を考えていくうえで、彼の「武士道」論を考えてみることも欠かせない。新渡戸稲造の考える武士道は日本の象徴であり、日本土壌の固有の華であるとする。封建制度の所産である武士道に光を新渡戸稲造はあてているが、武士道は、その母なる日本の封建制度よりも長く生きのびてきたとする。

新渡戸稲造の武士道論は、人倫の道のありようを日本の歴史のなかで照らすのであったと考える。つまり、日本における壮大な倫理体系のかなめの石になったのである。日本の仏教や神道が武士道にあてたものは大きい。禅の絶対認識をしたものは誰でも世俗的な事柄から自己を脱落させ、天と地を自覚させるのである。神道の忠誠は、先祖への崇拜、孝心、忍耐心である。

日本には、西洋のキリスト教での原罪という教義の入り込む余地はない。人間魂の生来の善性と清浄性を信じている。それは、日本的な精神構造の特徴である。武士道の源泉は孔子の教えにあり、武士道は知識のための知識を軽視する。まさに、江戸幕府は、朱子学的な理性の自己展開で社会的秩序を求めたが、武士の本質的な精神構造は、知行合一思想であり、朱子学が隆盛を誇った江戸時代為政者の官学のなかでも陽明学の儒学が脈々と地下水のごとく流れていったのである。

ところで、「義」は、武士道の輝く最高の支柱であると新渡戸稲造は見る。正義の道理は絶対的な命令である。勇は義によって発動することを見落としてはならない。それは、平静さに裏打ちされた勇氣である。民を治める者の必要条件は仁にある。まさに、専制政治から救われるのは仁のおかげであることを重視しなければならない。

新渡戸稲造は日本の武士道にある仁の精神を強調する。人民の意向に君子の意志を一致させることが名君の掟である。武士の情けに内在する根本は、仁のこころである。サムライの慈悲は盲目的な衝動ではなく、正義にたいするものである。仁のこころをもっているものは、苦しんでいる人、落胆している人のこころを励ますものである。いつでも失わない他者への憐れみのこころがサムライである。

仁の精神と密接にかかわっている心に礼があると新渡戸稲造は指摘する。礼とは他人に対する思いやりを表現することである。礼はその最高の姿として、ほとんど愛に近づくのである。礼を守るための道徳的な訓練は、なにか。礼儀は慈愛と謙遜と動機から生じる。他人に対するやさしい気持ちをもつことの行為が礼である。礼の必要条件とは泣いている人とともに泣き、喜びにある人とともに喜ぶのである。

真のサムライは誠に高い敬意を払う。なぜ武士に二言はないのか。二枚舌のために死をもって償うのである。嘘をつくことは最も無礼である。不名誉はその人を大きく育てる。名誉とは、苦痛と試練に耐えるためにある。名誉はこの世で最高の善でもあることを忘れてはならない。

武士道は個人よりも国を重んじる。忠義とは、人は何のために死ぬるか。武士道は良心を主君や国王の奴隷として売り渡せと命じなかった。無節操なへつらいを嫌う。自己の言説の誠を示し、主君の叡智と良心に対して最後の訴えをするのもサムライのこころである。武士は何を学び、どう己を磨いたか。武士道は損得勘定をとらない。贅沢は人格に影響を及ぼす最大の脅威である。質素の生活が武士階級に

⁸⁸ 前掲書、77頁～92頁参照

要求されたのである。武士道は無報酬の実践のみを信じる。

精神的な価値にかかわる仕事は、金銀で支払うものではない。それは、価値がはかれないほど貴重なものである。武士道の本性は、計算できない名誉を重んずる特質をもつ。不平不満を並べ立てない不屈の勇気の訓練も必要である。禁欲主義的な気風は武士道にとって大切な精神であることを決して忘れてはならない。

主君押込の慣行として、藩主に悪行、暴政があるときには、藩主を家臣団の手によって監禁し、改心のための猶予期間を与え、それが困難なときに、隠居させるという慣行があった。この慣行から、主君による上意下達が決定的ではないのである。主君が正義に反することを行えば、家臣は、勇気をもってそれを戒めるのが重要な社会的責任である。

(2) 安達峰一郎による国際法による平和の確立

安達峰一郎は、明治から昭和に掛けて活躍した日本の外交官である。アジア系として初の常設国際司法裁判所の裁判官、所長となる。所長就任早々、日本が満州事変を起こし国際連盟の脱退へと向かった。所長3年の任期を終え、昭和9年1月から平判事になったが、8月に重い心臓病を発症し、12月28日にアムステルダムの病院で死去した。

安達峰一郎は、国家間の紛争を戦争ではなく国際法によって解決する組織作りに生涯を捧げた。第一次世界大戦は、未曾有の戦争惨禍を経験した。その反省に立って、人類は初めて非戦の制度化・世界平和の組織化の道を歩み出した。

彼は、世界平和に尽力した国際機関で活躍した外交官であった。安達峰一郎の目指した世界平和は、日本国憲法の前文の平和的共存権と第9条などにつながっている。彼と同時期に外務大臣として国際協調路線をとって活躍した幣原喜重郎は、軍部の軍拡自主路線と対立した。いわゆる幣原外交であった。1930年にロンドン海軍軍縮条約を締結させると、軍部からは「軟弱外交」と非難された。1931年に満洲を日本が任命する政権の下において統治させるという軍部の提案を幣原外相は拒否した。

その後、関東軍の独走が勃発した。幣原は、満州事変の収拾に失敗し、政界を退った。幣原は、パリ不戦条約を熟知しており、戦争放棄の平和主義が、念願であった。戦後敗戦によって、日本をどう再建していくかというときに、幣原喜重郎は、新しい憲法づくりの時代に関与した。幣原は、戦争放棄という平和主義の憲法九条提案をマッカーサーに提案したのである。

憲法調査会の松本憲法案は保守的な内容でGHQから否定される。憲法九条の平和主義は、もともと日本の幣原首相によるマッカーサーへの提案によってできあがったものである。

民間人の憲法研究会の憲法草案もGHQに大きな影響を与えた。1945年10月に、高野岩三郎の提案により、事務局を憲法史研究者の鈴木安蔵が担当した。

12月26日に「憲法草案要綱」として、同会から内閣へ届け、記者団に発表した。また、GHQには英語の話せる杉森が持参した。この要綱には、GHQが強い関心を示したのである。

山形大学教授の澤田裕治は、世界の良心、安達峰一郎のホームページで安達峰一郎の現代的な研究の意義を次のように強調している。

「徳川幕府崩壊後の日本は、3つの転換期を経験しました。第1の転換期は、去る明治維新时期（封建制⇒資本制、近代国家）、第2の転換期は敗戦後（君主主権国家、軍国主義⇒国民主権国家、平和主義）、そして第3の転換期は現代（主権国家⇒主権国家体制の動揺、国境の横断的多次元化）であります。現代は高度成長が終わりを告げ、情報化、高齢化、グローバル化が進行する21世紀の始まりに直面しております。

このような歴史的変革の時を迎えている今、政治・経済・文化など様々な領域で従来の諸制度が見直しを迫られています。この時にあたり、日本は、かつて歩んだ絶望的な破局の道をたどる過ちを繰り返すべきではありません。安達峰一郎の思想のもつ意義を深く学びとる必要があるでしょう。

安達峰一郎研究によって、地域と自治、人権と国家などの関係を捉えなおし、こうした問題にも迫ることが可能となるし、安達峰一郎の人間としての生き方にも、強い関心が湧いてきています。それは今まさに安達のような人物が求められているからに他なりません。

その理由は次のとおりです。

- ① 安達峰一郎は、国家間の紛争を戦争でなく、国際法によって解決する組織作りに生涯を捧げたこと。その業績のもつ普遍的な意義、つまり非戦の制度化、世界平和の組織化の重要性がますます認識されるようになっていきます。
- ② 安達峰一郎は、少数民族、弱者へのまなざしに留意し、人間の理性を信頼し、自らその設立に立ち会った常設国際司法裁判所（非戦思想の制度化、世界平和の組織化）の歴史的意義に対する揺るぎない確信を持ち、過酷な激務に耐えました。
- ③ 安達峰一郎は、常設国際司法裁判所を崇敬し、1931年の彼の開廷演説で、それを「法に基づく平和の概念の生ける具体化」と呼び、「人は変わってもその概念は生き続け、その制度は存続する。」と付け加えました。
- ④ 安達峰一郎の遺産は、国際連合と国際司法裁判所として、今なお受け継がれていること。さらに重要なことは、安達峰一郎の平和の精神が、日本国憲法の平和主義として結実しています。今そこ、安達峰一郎の平和の精神とその志を受けついで行く必要があるとののではないのでしょうか。
「安達峰一郎博士の正義と公平に基づく識見はどの国からも厚い信頼と尊敬を得たそうです。ジュネーブの「国際紛争平和的処理議定書」で、日本だけが反対の立場に立ったとき、各国代表に対して説明している博士の様子を見て、当時の国際連盟事務次長の新渡戸稲造博士は「安達の舌は国宝だ」と、そのフランス語の説得力を誉め讃えた。

博士の約40にわたる国際社会での功績に対して、12カ国から第1級の勲章が感謝を持って贈られ、中には勲章制度を新たに創り、その第1号を博士に贈った国までもあった。1930（昭和5）年、オランダ国ハーグ市にある「世界の良心の府」といわれる常設国際司法裁判所裁判官に立候補した博士は、圧倒的な最高点で当選しました。⁸⁹

「安達は、ポーランド・エストニア・ラトビア・フィンランドが組織した国際紛争仲裁のための常設委員会の委員長になるなど、マイノリティを保護し、ドイツとポーランドの間で繰り返される紛争を平和的に解決し、諸国がそのたえざる警戒と疑惑を脇に置くことができるように、諸国の安全のための合意を考えだす国際連盟が果たすべき役割に深く関わっていた」。

安達峰一郎は、第10回日本国際連盟通常総会で昭和5年5月16日に講演しているが、そこでは国際連盟の役割を正義と公平な態度で望めば国際平和に貢献できることをつぎのように述べている。

「如何に難しい事件でも、頼まれれば之を引き受け、正義の観念を本として、終始、公平な態度を執って、事件そのものを深く、また細かく研究して明白なる結論に達し、之を行うに当たっては決して躊躇しなければ、必ず敗北国にも承認せらるるに違いないと信じて居ります。何卒、私がこの一二年間の経験によって深く信じるに至った真理を貴方がたの真理とせられ、是を是とし、非を非として、公平に、如何なる難問題でも是を引き受け、是を裁き、そうして国際連盟の発達に務め、世界の平和に貢献せらるるように願います」。⁹⁰

安達峰三郎の国際連盟協会東京帝大支部における1930年の講演については、国際知識1930年6号に掲載されたことを篠原初江が著書「国際連盟—世界平和への夢と挫折」で引用して、次のように評価している。

「この講演で、安達は国際関係が国家と国家の関係から国家組織へ向かう時代へと変化しており、その意味では国際連盟は時代の発達に適合したものだとし、繰り返し述べている。安達の分析によれば、第一次世界大戦後の国際関係は「団体で連盟的であり、そのような時代には「戦争と云うものは世の中からなくなります」と明確に戦争の必要性を否定する。したがって、安達は不戦条約についても積極的に評価し、不戦条約は空文であるという批判に対し、「不戦条約はやはり活動性を以て居りまして各国の行動を支配する異常な力を持って居ります」と述べていると安達の平和を構築していく考えを積極的に評

⁸⁹ 世界の平和を求めた安達峰一郎のホームページ・まめ知識 Part・2、安達峰一郎と世界平和への道（執筆：澤田裕治 / 編集：安達尚宏）<http://www.adachi-mineichiro.jp/>

⁹⁰ 安達峰一郎博士顕彰会編「国際法にもとづく平和と正義を求めた安達峰一郎」安達峰一郎博士顕彰会発行、169頁

価しているのである。

そして、「国際協調と愛国心が矛盾することなく、「愛国心は国際連盟の寧ろ必要なる」点と説く。やむえない場合には、「団体的特義心を持つというのが国際連盟の本旨」であると。

国際連盟は、国際平和のための国家を超えての共同体的側面をもっているものであり、永遠平和のための世界連邦的な政府の役割をもっている。それが、パリ不戦条約によって、より現実的に平和のための国際的な共同体が前進したということである。

安達は日本に一時帰国したときに、平和のための国際的な共同体の構築としての国際連盟と武力によらず、国際法によって紛争を解決する国際司法裁判所の役割について講演を行っている。

貴族院では、「国際連盟の現状と来期常設国際司法裁判所判事総選挙」について昭和5年5月17日に講演をしている。そこでの平和解決の重要性として、国際連盟と国際司法裁判所の役割を次のように強調している。

「世界の大問題は、その外形上の如何に拘わらず、その実は皆、国際連盟に集中しておるといふ事実であります。ご存知の通り、国際連盟の目的は、正義に基づく平和を世界に確立して、軍縮の大事業を完成することにあります。今日、国際連盟において、軍縮の大事業は未だ完成するには至っておりませんが、その緒についてから4年に。その方法を示した所、極めて有効でありまして」。⁹¹

国際連盟は、平和の目的のために各国の軍縮の大事業をどう進めていくのかという課題をもっている。このためにも紛争解決に武力によらないで、双方の意見を聞き、独自に調査して、理事会に報告して問題を処理していくという方法があるとしている。この際に、理事会に提出される報告書は大きな意味をもっていると安達峰一郎は次のように指摘する。

「ヨーロッパの治乱に関する大問題であっても、その紛争解決に当たっては、報告者が、その問題に関する種類を調べ、当事者双方を呼び、その申し条を聞いたり、証人を呼んで実状を把握した上で報告書を作成し、理事会に報告するのであります。ここでいう報告書とは連盟に報告書を提出する人をいいますが、その責任は頗る重大であります。若し、この報告者が、正義の観念を強く持ち、飽くまでも公平なる態度で、しかも双方に深い同情の心をもって、事件の微細に至る点まで良く研究し、良心の命ずる所によって判断すれば、その結果は、その当事者でなくても、近い将来において、必ず認められるに至るといふことでもあります」。⁹²

報告書を作成する人々は紛争事件の詳細を調べていくためには、公平と正義の良心をもつことが極めて大切であるとしている。この公平と正義の良心は、国際司法裁判所も、国際連盟の関係者に強く求められる国際関係における倫理である。また、不戦条約の精神によって、戦争によって紛争問題を対処するのではなく、国際的な正義と公平の良心による話し合いが求められていくのである。この話し合いの仲裁の役割も国際連盟や国際司法裁判所に求められていくのである。安達は、このことの重要性を次のように指摘する。

「不戦条約実施の結果、国際紛争事件は、その性質の如何に拘わらず、何れも、これを戦争という手段によって処理するのではなく、全て裁判、もしくは仲裁に付すということになりました。その結果、この裁判所において自国民の判事を持っているということは、一人その国の権威、若しくは名誉にかかわるのみならず、時として自国関係の事件が裁判に付された場合、利害得失の関係がありますから、多数の国は、この条約の規定に従って、各々候補者を定めまして、その後者の当選を熱心に画策し、目下運動を展開中なのであります」。⁹³

安達峰一郎、大国のエゴに挑戦した男である。1934年12月28日に逝去されたが、オランダは1月3日に常設国際司法裁判所裁判長の業績をたたえて、平和宮において国葬として盛大に訣別の式を行った。

安達峰一郎について、常設国際裁判所書記のオーケハマーショルドは、1936年に思い出の文書のなかで、東洋の魂、東洋文明の遺産である洗練された礼儀正しさをみることができると書いている。「安達

⁹¹ 前掲書、178頁～179頁

⁹² 前掲書、182頁

⁹³ 前掲書、188頁

所長が活動するように運命づけられていた西欧社会に、完全に適応していたその外貌の下に宿っている東洋の魂を見ることができた。だから彼の信任を得たからといって、北欧人として日本の伝統と美徳の精髓である彼の人格を真に理解したと主張するのは全く大胆なことに見えるだろう」「安達所長特有の態度はすべてまた、古い東洋文明の遺産であるあの洗練された礼儀正しさに満ち満ちていたのである。西欧人のうちその秘密やその理由を発見したものは極めて少数であり、それをなお探求する者たちはその圧倒的な円満さを感じ、時にはそれを恨みさえするのである」。⁹⁴

安達峰一郎はパリ不戦条約に参加として、日本政府を説得したのであった。このパリ不戦条約の精神は戦後日本国憲法の戦争放棄という平和主義に継承されていくのである。パリ不戦条約の内容は下記の通りである。

「人類の福祉を増進すべきその厳粛な責務を深く感銘し、その人民の間に現存する平和及び友好の関係を永久にするため、国家の政策の手段としての戦争を率直に放棄すべき時が到来したことを確信し、その相互関係における一切の変更は、平和的手段によってのみ求めるべきであること、又平和的で秩序ある手続きの結果であるべきこと、及び今後戦争に訴えて国家の利益を増進しようとする署名国は、本条約の供与する利益を拒否されるべきものであることを確信し、その範例に促され、世界の他の一切の国がこの人道的努力に参加し、かつ、本条約の実施後速やかに加入することによって、その人民が本条約の規定する恩沢に浴し、これによって国家の政策の手段としての戦争の共同放棄に世界の文明諸国を結合することを希望し、ここに条約を締結することにし、このために、左のようにその全権委員を任命した。宣言、1929年（昭和4年6月27日）」

「第一条 締約国は、国際紛争解決のため、戦争に訴えないこととし、かつ、その相互関係において、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言する。

第二条 締約国は、相互間に起こる一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因がどのようなものであっても、平和的手段以外にその処理又は解決を求めないことを約束する。第三条 1本条約は、前文に掲げられた締約国により、各自の憲法上の要件に従って批准され、かつ、各国の批准書が全てワシントンにおいて寄託せられた後、直ちに締約国間に実施される。

2 本条約は、前項の定めにより実施されるときは、世界の他一切国の加入のため、必要な間置き置かれる。一国の加入を証明する各文書はワシントンに寄託され、本条約は、右の寄託の時より直ちに当該加入国と本条約の他の当事国との間に実施される。

3 アメリカ合衆国政府は、前文に掲げられた各国政府、及び実施後本条約に加入する各国政府に対し、本条約及び一切の批准書又は加入書の認証謄本を交付する義務を有する。アメリカ合衆国政府は、各批准書又は加入書が同国政府に寄託されたときは、直ちに右の諸国政府に電報によって通告する義務を有する。

右の証拠として、各全権委員は、フランス語及び英語によって作成され、両本文共に同等の効力を有する本条約に署名調印した。1928年8月28日、パリにおいて作成する」。

日本の帝国政府は、1928年2月27日パリにおいて署名される、戦争放棄に関する条約第一条中の「其の各自の人民の名に於いて」という字句は、帝国憲法の条文により、日本国に限り適用されないものと了解することを宣言する。

1928年（昭和3年）8月27日にアメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、日本といった当時の列強諸国をはじめとする15か国が署名した。その後、ソビエト連邦など63か国が署名する。フランスのパリで締結されたためにパリ条約（協定）、また、パリ不戦条約と呼ぶ。最初はフランスとアメリカの協議から始まった。そして、多国間協議に広がった。戦争の拡大を防ぐために締結されたが、欧米列強の植民地を守るために作った国際法の役割を果たした。

不戦条約は、期限が明記されていない。このため、現代でも国際法として有効である。しかし、加盟国の多くが自衛権を留保しており、また違反に対する制裁もないため、その実効性は乏しい。その後の国際法における戦争の違法化、国際紛争の平和的処理の流れに大きな意味を持った。

⁹⁴ 前掲書、225頁～226頁

条約批准に、アメリカは、自衛戦争は禁止されていないとの解釈であった。イギリスとアメリカは、国境の外であっても、自国の利益にかかわるので軍事力を行使しても、それは侵略ではないとの見方であった。アメリカは、勢力圏になる中南米に、この条約は適用されないとした。世界に植民地をもつイギリスは、国益にかかわる地域がどこなのか明らかにしなかった。

日本の憲法9条は、このパリ不戦条約の延長として、日本の敗戦をよって生まれたものである。日本は自らパリ不戦条約を軍部の力で破り、国際連盟を脱退して戦争の道に突き進んだのである。この過去の重い歴史を背負いながらの憲法9条であることを決して忘れてはならないのである。

あとがき

日本の戦前は、軍国主義体制になり、アジアへの侵略、植民地獲得の戦争を行った。そして、世界を相手に戦争をした。そのことを深く反省しなければならない問題をもっている。日本はなぜ軍国主義になり、世界を相手に戦争をしたのか。日本は、軍国主義体制のなかで多くの国民が侵略戦争に動員された。それは、現実の歴史であった。しかし、それだけで日本の侵略戦争志向ということで、すべてみることはできない。

戦前に、国際協調主義の立場を貫き、平和のために尽力した日本人を本稿ではとりあげた。新渡戸稲造と安達峰一郎である。まだ、多くの平和のために尽力した日本人もいたが、国際連盟と国際司法裁判所の国際機関で活躍した二人をとりあげた。

戦後の憲法の前文と9条の平和主義の条項は、日本の伝統的な平和と歴史の文化に支えられてできたものである。決して占領軍によって押しつけられたものではない。戦前の絶対主義的な軍国主義の厳しい状況のなかでも国際平和のために闘った多くの日本人が居てこそ、戦後の平和憲法が生まれたのである。

戦前、軍部が政治の中心になる以前、外務大臣として国際協調主義をとった幣原喜重郎が、戦後に首相となった。彼は、憲法9条の内容を提案した。その内容は、マッカーサーへの提案であった。そして、鈴木安蔵等の民間文化人によって組織された憲法研究会の草案は、GHQに提出された。その草案は占領軍に強い影響を与えた。⁹⁵

日本の平和文化は、日本国憲法の平和主義に集約されたのである。本稿では、日本の歴史と文化にあった平和志向を強調した。日本の社会に平和文化があったのである。その平和文化は、軍国主義体制のなかで表にでることがなかった。この二面から日本を理解する必要がある。

歴史的に平和文化をもっていたことは、日本人としての誇りである。憲法9条の平和主義は、日本の歴史と文化から探る必要がある。本稿は、その目的から書いた。日本国憲法の平和主義を世界に広め、世界連邦政府を志向していくことが本稿のねらいであった。

本稿は稲盛アカデミーの授業科目の「国際平和と有徳」の内容を論文化したものである。授業では、国際平和の問題を有徳という側面から講義をした。とくに、日本の歴史と文化に焦点をあてた。

聖徳太子の17条憲法を日本の文化として位置づけて学生とともに考えたが、それについての内容は本論ではふれていない。また、日本の習俗文化における自然や平和を大切にする見方も十分に展開することができなかった。また、日本の平和思想や戦前から戦後に多くの人々が平和運動を積極的にしてきた有徳の問題をふれていない。また、数々の平和思想についてもふれていない。

国際平和と有徳の講義は、学生とともに、日本の長い歴史のなかから平和の問題をみつめたかったのである。憲法9条や憲法の前文に書かれた平和主義は、外国から押しつけられたという視点からではなく、日本の歴史と文化から、とくに平和に対する有徳という側面からみたのである。

⁹⁵ ホームページ国立国会図書館・電子展示会「日本国憲法の誕生」www.ndl.go.jp/constitution/gaisetsu/oogaisetsu.html
古関彰一「新憲法の誕生」中央文庫44頁～79頁参照
鉄筆編「日本国憲法9条に込められた魂」鉄筆文庫124頁～185頁参照